

目 次

日本大学教育憲章	1
短期大学部（船橋校舎）の教育研究上の目的	2
1 建築・生活デザイン学科	2
2 ものづくり・サイエンス総合学科	2
3 教養教育（一般教育）	2
学位に付記する専攻分野ごとの卒業の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針	
1 短期大学士（工学）の卒業の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針	3
① 卒業の認定に関する方針	3
② 教育課程の編成及び実施に関する方針	4
2 短期大学士（理学）の卒業の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針	6
① 卒業の認定に関する方針	6
② 教育課程の編成及び実施に関する方針	7
各学科及び一般教育の教育目標	
1 建築・生活デザイン学科	9
2 ものづくり・サイエンス総合学科	9
3 一般教育（各学科共通）	9
短期大学部（船橋校舎）の沿革等	
1 短期大学部（船橋校舎）の沿革	10
2 組織図	13
3 日本大学短期大学部学則（抜粋）	14
I 履修要項	
1 単位制度と履修について	21
① 単位制度及び履修	21
② 履修手続	21
③ 履修計画の立て方 ― 履修モデルと科目ユニットの活用 ―	28
④ 履修科目登録単位数の上限	28

2	授業科目について	28
①	授業科目区分	28
②	履修区分	28
③	履修年次	29
④	授業形態	29
3	卒業に関する事項について	29
①	卒業見込証明書発行要件	29
②	卒業要件	29
4	学業成績について	30
①	成績評価及び不正行為処罰指針	30
②	授業の出席要件	30
③	成績評価の表示（GPA制度）	30
④	成績証明書	32
⑤	再評価	32
5	履修・単位修得について	32
①	入学前に修得した単位について	32
②	他学科専門教育科目の履修	32
③	理工学部との単位互換制度	32
④	留学生のための授業科目	33
⑤	教職課程について	33
	（1）理工学部科目等履修生	33
	（2）履修方法	34
⑥	日本大学短期海外研修	34
⑦	外国において修得した単位について	34
6	表彰制度について	34
①	日本大学特待生	34
②	萌葱賞	34
7	資格取得について	34
8	台風等の自然災害及び交通機関運休による休講等の措置について	34
II	履修計画	
	建築・生活デザイン学科	36
	ものづくり・サイエンス総合学科	44

III 学生生活

1	学生証	55
2	健康管理	56
3	学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険	58
4	日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金制度	58
5	学生支援室	66
6	厚生施設関係	67
7	奨学金等	69
8	通学定期乗車券	73
9	学生生徒旅客運賃割引証（学割証）	74
10	学生団体割引乗車券	75
11	車両通学	75
12	アルバイト	76
13	学生寮・住まい	76
14	遺失物	77
15	課外活動	77
16	学生団体（サークル）（学部登録済み）紹介	81
17	学部行事	83
18	キャンパス内全面禁煙	83
19	学生用掲示板の使用	84
20	盗難防止	84
21	長期休暇期間中の注意	84
22	海外渡航	84
23	飲酒に関する注意	85
24	インターネット利用上の注意喚起	85
25	インターネットによる犯罪行為に関する注意喚起	85
26	薬物等への注意喚起	86
27	詐欺等の被害にあわないための注意	86
28	災害に備えて	89
29	就職	93
30	学費納入	94
31	図書館の利用	95
32	休学・復学・再修・退学の手続	97

IV キャンパスの主な研究施設・設備

99

V 校舎の概要並びに配置図

102

VI 各種手続並びに証明書料金一覧表

106

VII 日本大学校歌

108

VIII	日本大学工科の歌	109
IX	日大の歌	110
X	学習ポートフォリオ	
1	履修・成績関係の日程及び履修登録の履歴	111
2	学修の履歴及び単位修得状況	117
XI	授業及び学事日程	121

日本大学教育憲章

日本大学は、本学の「目的及び使命」を理解し、本学の教育理念である「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力を身につけ、「日本大学マインド」を有する者を育成する。

日本大学マインド

- ・ **日本の特質を理解し伝える力**

日本文化に基づく日本人の気質、感性及び価値観を身につけ、その特質を自ら発信することができる。

- ・ **多様な価値を受容し、自己の立場・役割を認識する力**

異文化及び異分野の多様な価値を受容し、地域社会、日本及び世界の中での自己の立ち位置や役割を認識し、説明することができる。

- ・ **社会に貢献する姿勢**

社会に貢献する姿勢を持ち続けることができる。

「自主創造」の3つの構成要素及びその能力

< 自ら学ぶ >

- ・ **豊かな知識・教養に基づく高い倫理観**

豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。

- ・ **世界の現状を理解し、説明する力**

世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。

< 自ら考える >

- ・ **論理的・批判的思考力**

得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。

- ・ **問題発見・解決力**

事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。

< 自ら道をひらく >

- ・ **挑戦力**

あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。

- ・ **コミュニケーション力**

他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。

- ・ **リーダーシップ・協働力**

集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。

- ・ **省察力**

謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。

短期大学部（船橋校舎）の教育研究上の目的

1 建築・生活デザイン学科

都市から建築・インテリアまで、日常生活の舞台となる地球・地域環境や生活環境について、工学的観点・デザインの側面・社会的視点など幅広い見地から関心を育み、建築・生活デザインに関する知識及び技術を授け、問題意識を培うことにより、快適で安全な建築・住空間と都市の創造に取り組む設計者・技術者など、持続的発展可能な社会の構築に対し、自ら学び、考え、創造する姿勢・習慣を備えた人材を養成する。

2 ものづくり・サイエンス総合学科

知識基盤社会における多様な学習機会並びに基礎づくりの場を提供するとともに、高等教育のファーストステージとしての機能を積極的に果たし、社会の一員としての自律性、倫理性、公共性を育み、知的活動及び社会生活に必要な基礎的・汎用的能力を培い、幅広い教養と機械工学分野、電気電子工学分野、情報科学分野、応用化学分野、物理学分野、数学分野及び総合科学分野のうち一分野に関する専門的知識・技能を有し、技術改革により産業構造が急速に発展する中、社会の様々な分野において活躍し得る、自ら学び、考え、物事に取り組む姿勢・習慣を備えた積極的な人材を養成する。

3 教養教育（一般教育）

国語力及び英語力の向上を図り、人文・社会・自然科学全般にわたる深く幅広い教養に根ざした論理的思考力と高度な科学技術専門教育に耐え得る基礎学力を培うとともに、知・徳・体の調和に配慮し、知的好奇心に富み、何事にも真摯に取り組むことなど、各学科の教育研究上の目的を達成する上で基盤となる知識・技能・態度等を養成する。

学位に付記する専攻分野ごとの卒業の認定に関する方針及び 教育課程の編成及び実施に関する方針

1 短期大学士（工学）の卒業の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針

① 卒業の認定に関する方針

日本大学短期大学部（船橋校舎）（短期大学士（工学））は、2年以上在学し、建築・生活デザイン学科、ものづくり・サイエンス総合学科（機械工学分野、電気電子工学分野、情報科学分野、応用化学分野）の短期大学部学則に定める各所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した上で、日本大学建学の精神を理解するとともに、日本大学教育憲章に基づき、以下に定める本大学の教育理念「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」、「自ら道をひらく」能力を身に付けた者に対して卒業を認定し、短期大学士（工学）の学位を授与する。

【表】

卒業の認定に関する方針	
構成要素 (コンピテンス)	能力 (コンピテンシー)
幅広い知識、豊かな教養と高い倫理観	DP1 幅広い知識と豊かな教養に基づいて、技術者としての倫理観・責任感を高めることができる。
世界情勢や国際社会における問題の把握と多様性の理解	DP2 国内外の情勢を把握し理解を深め、そこに存在する多様な文化や背景を理解し、国際社会が直面する問題を説明することができる。
論理的・批判的思考力	DP3 多様な情報や知識を収集し、科学技術リテラシーを用いて多角的・論理的に分析・整理することにより、論理的な思考、批判的な思考をすることができる。
問題発見・解決力	DP4 事象を注意深く観察し収集した情報や知識を基に能動的に課題を発見し、工学に関する専門知識を活用して解決策を提案することができる。
挑戦力	DP5 自ら目標を設定し、その達成のために自ら考え、計画し行動するとともに、あきらめない気持ちを持って新しいことに果敢に挑戦することができる。
コミュニケーション力	DP6 他者の考えや思いを聴いて理解するとともに、自らの思考・判断のプロセスを説明し自分の考えを伝えることができる。
リーダーシップ・協働力	DP7 互いに異なる意見を持つ集団のなかで、互いに連携しながらリーダーシップを発揮して協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。
省察力	DP8 謙虚に他者の声に耳を傾けるとともに自己を見つめ、自律的・継続的な振り返りを通じて自己を高めることができる。

② 教育課程の編成及び実施に関する方針

本短期大学部（船橋校舎）（短期大学士（工学））では、日本大学教育憲章（以下、「憲章」という）を基に、専門分野を加味した卒業の認定に関する方針に沿って、建築・生活デザイン学科及びものづくり・サイエンス総合学科（機械工学分野，電気電子工学分野，情報科学分野，応用化学分野）の教育課程を編成し実施する。

下表の「憲章」に基づく卒業の認定に関する方針として示された8つの能力（コンピテンシー）を養成するために、全学共通教育（必修科目），総合教育（教養教育部門，言語教育部門），専門教育（必修科目，共通基礎教育部門，共通専門教育部門，分野別専門教育部門，キャリア・職業教育部門）及び補充教育の授業科目を各能力に即して体系化するとともに、講義・演習・実験・実習・実技の授業形態を組み入れた多様な学修方法による教育課程を編成し実施する。

学修成果の評価は、専門的な知識・技能・態度を修得する授業科目に関しては、理解度確認テスト，小テスト，レポート，プレゼンテーション，作品など，授業形態や授業内容・方法に即した多面的な評価方法により，各授業科目のシラバスに明示される学修到達目標の達成度について判定する。

卒業の認定に関する方針の8つの能力（コンピテンシー）に関する達成度については，卒業研究の評価，アセスメント・テストによる専門基礎知識の獲得度その他各学科が定める適切な方法に基づき，段階的かつ総合的に判定する。

「憲章」に示される日本大学マインド及び自主創造の8つの能力（汎用的能力）に関する達成度については，日本大学教育憲章ルーブリック，卒業研究の成果，アセスメント・テストの結果その他本大学が定める適切な方法に基づき，段階的かつ総合的に判定する。

【表】

卒業の認定に関する方針		教育課程の編成及び実施に関する方針
構成要素 (コンピテンス)	能力 (コンピテンシー)	
幅広い知識、豊かな教養と高い倫理観	DP1 幅広い知識と豊かな教養に基づいて、技術者としての倫理観・責任感を高めることができる。	CP1 全学共通教育科目、教養教育部門科目及び共通基礎教育部門科目の学修を通じて、理系・文系の学問領域にとらわれない幅広い知識と豊かな教養を身に付け、技術者としての倫理観・責任感を高めようとする態度を培う。
世界情勢や国際社会における問題の把握と多様性の理解	DP2 国内外の情勢を把握し理解を深め、そこに存在する多様な文化や背景を理解し、国際社会が直面する問題を説明することができる。	CP2 教養教育部門科目、言語教育部門科目、共通専門教育部門科目、分野別専門教育部門科目及びキャリア・職業教育部門科目の学修を通じて、国内外の情勢を把握し理解を深めるとともに、そこに存在する多様な文化や背景を理解し、国際社会が直面する問題を説明できる能力を養成する。
論理的・批判的思考力	DP3 多様な情報や知識を収集し、科学技術リテラシーを用いて多角的・論理的に分析・整理することにより、論理的な思考、批判的な思考をすることができる。	CP3 共通基礎教育部門科目、共通専門教育部門科目、分野別専門教育部門科目及びキャリア・職業教育部門科目の学修を通じて、収集した多様な情報や知識を科学技術リテラシーを用いて多角的・論理的に分析・整理し、的確に評価・考察する能力を培い、論理的・批判的思考力を養成する。
問題発見・解決力	DP4 事象を注意深く観察し収集した情報や知識を基に能動的に課題を発見し、工学に関する専門知識を活用して解決策を提案することができる。	CP4 ゼミナール系科目、共通基礎教育部門科目、共通専門教育部門科目、分野別専門教育部門科目及びキャリア・職業教育部門科目の学修を通じて、事象を注意深く観察し収集した情報や知識を基に、能動的に課題を発見し、工学に関する専門知識を活用して解決策を提案できる能力を養成する。
挑戦力	DP5 自ら目標を設定し、その達成のために自ら考え、計画し行動するとともに、あきらめない気持ちを持って新しいことに果敢に挑戦することができる。	CP5 全学共通教育科目、体育実技科目、ゼミナール系科目及びキャリア・職業教育部門科目の学修を通じて、自ら目標を設定し、その達成のために自ら考え、計画し行動するとともに、あきらめない気持ちを持って新しいことに果敢に挑戦する態度を培う。
コミュニケーション力	DP6 他者の考えや思いを聴いて理解するとともに、自らの思考・判断のプロセスを説明し自分の考えを伝えることができる。	CP6 全学共通教育科目、言語教育部門科目、ゼミナール系科目、実験・実習・実技科目及びキャリア・職業教育部門科目の学修を通じて、集団としての問題発見・解決のプロセスを学び、他者の考えや思いを聴いて理解するとともに、自らの思考・判断のプロセスを説明し自分の考えを伝達する能力を養成する。
リーダーシップ・協働力	DP7 互いに異なる意見を持つ集団のなかで、互いに連携しながらリーダーシップを発揮して協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	CP7 全学共通教育科目、ゼミナール系科目、実験・実習・実技科目及びキャリア・職業教育部門科目の学修を通じて、互いに異なる意見を持つ集団のなかで、互いに連携しながらリーダーシップを発揮して協働者の力を引き出し、その活躍を支援できる能力を養成する。
省察力	DP8 謙虚に他者の声に耳を傾けるとともに自己を見つめ、自律的・継続的な振り返りを通じて自己を高めることができる。	CP8 初年次教育から専門教育に至る学修を通じて、謙虚に他者の声に耳を傾けるとともに自己を見つめ、振り返りの習慣を身に付けることにより、生涯にわたって学び続け、自己を高めていく姿勢を培う。

2 短期大学士（理学）の卒業の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針

① 卒業の認定に関する方針

日本大学短期大学部（船橋校舎）（短期大学士（理学））は、2年以上在学し、ものづくり・サイエンス総合学科（物理学分野，数学分野，総合科学分野）の短期大学部学則に定める各所定の授業科目を履修し，所定の単位を修得した上で，日本大学建学の精神を理解するとともに，日本大学教育憲章に基づき，以下に定める本大学の教育理念「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」，「自ら考える」，「自ら道をひらく」能力を身に付けた者に対して卒業を認定し，短期大学士（理学）の学位を授与する。

【表】

卒業の認定に関する方針	
構成要素 (コンピテンス)	能力 (コンピテンシー)
幅広い知識，豊かな教養と高い倫理観	DP1 幅広い知識と豊かな教養に基づいて，科学に携わる者としての倫理観・責任感を高めることができる。
世界情勢や国際社会における問題の把握と多様性の理解	DP2 国内外の情勢を把握し理解を深め，そこに存在する多様な文化や背景を理解し，国際社会が直面する問題を説明することができる。
論理的・批判的思考力	DP3 多様な情報や知識を収集し，科学技術リテラシーを用いて多角的・論理的に分析・整理することにより，論理的な思考，批判的な思考をすることができる。
問題発見・解決力	DP4 事象を注意深く観察し収集した情報や知識を基に能動的に課題を発見し，理学に関する専門知識を活用して解決策を提案することができる。
挑戦力	DP5 自ら目標を設定し，その達成のために自ら考え，計画し行動するとともに，あきらめない気持ちを持って新しいことに果敢に挑戦することができる。
コミュニケーション力	DP6 他者の考えや思いを聴いて理解するとともに，自らの思考・判断のプロセスを説明し自分の考えを伝えることができる。
リーダーシップ・協働力	DP7 互いに異なる意見を持つ集団のなかで，互いに連携しながらリーダーシップを発揮して協働者の力を引き出し，その活躍を支援することができる。
省察力	DP8 謙虚に他者の声に耳を傾けるとともに自己を見つめ，自律的・継続的な振り返りを通じて自己を高めることができる。

② 教育課程の編成及び実施に関する方針

本短期大学部（船橋校舎）（短期大学士（理学））では、日本大学教育憲章（以下、「憲章」という）を基に、専門分野を加味した卒業の認定に関する方針に沿って、ものづくり・サイエンス総合学科（物理学分野，数学分野，総合科学分野）の教育課程を編成し実施する。

下表の「憲章」に基づく卒業の認定に関する方針として示された8つの能力（コンピテンシー）を養成するために、全学共通教育（必修科目），総合教育（教養教育部門，言語教育部門），専門教育（必修科目，分野別専門教育部門，キャリア・職業教育部門）及び補充教育の授業科目を各能力に即して体系化するとともに，講義・演習・実験・実習・実技の授業形態を組み入れた多様な学修方法による教育課程を編成し実施する。

学修成果の評価は，専門的な知識・技能・態度を修得する授業科目に関しては，理解度確認テスト，小テスト，レポート，プレゼンテーション，作品など，授業形態や授業内容・方法に即した多面的な評価方法により，各授業科目のシラバスに明示される学修到達目標の達成度について判定する。

卒業の認定に関する方針の8つの能力（コンピテンシー）に関する達成度については，卒業研究の評価，アセスメント・テストによる専門基礎知識の獲得度その他学科が定める適切な方法に基づき，段階的かつ総合的に判定する。

「憲章」に示される日本大学マインド及び自主創造の8つの能力（汎用的能力）に関する達成度については，日本大学教育憲章ルーブリック，卒業研究の成果，アセスメント・テストの結果その他本大学が定める適切な方法に基づき，段階的かつ総合的に判定する。

【表】

卒業の認定に関する方針		教育課程の編成及び実施に関する方針
構成要素 (コンピテンス)	能力 (コンピテンシー)	
幅広い知識、豊かな教養と高い倫理観	DP1 幅広い知識と豊かな教養に基づいて、科学に携わる者としての倫理観・責任感を高めることができる。	CP1 全学共通教育科目、教養教育部門科目及び共通基礎教育部門科目の学修を通じて、理系・文系の学問領域にとらわれない幅広い知識と豊かな教養を身に付け、科学に携わる者としての倫理観・責任感を高めようとする態度を培う。
世界情勢や国際社会における問題の把握と多様性の理解	DP2 国内外の情勢を把握し理解を深め、そこに存在する多様な文化や背景を理解し、国際社会が直面する問題を説明することができる。	CP2 教養教育部門科目、言語教育部門科目、共通専門教育部門科目、分野別専門教育部門科目及びキャリア・職業教育部門科目の学修を通じて、国内外の情勢を把握し理解を深めるとともに、そこに存在する多様な文化や背景を理解し、国際社会が直面する問題を説明できる能力を養成する。
論理的・批判的思考力	DP3 多様な情報や知識を収集し、科学技術リテラシーを用いて多角的・論理的に分析・整理することにより、論理的な思考、批判的な思考をすることができる。	CP3 共通基礎教育部門科目、共通専門教育部門科目、分野別専門教育部門科目及びキャリア・職業教育部門科目の学修を通じて、収集した多様な情報や知識を科学技術リテラシーを用いて多角的・論理的に分析・整理し、的確に評価・考察する能力を培い、論理的・批判的思考力を養成する。
問題発見・解決力	DP4 事象を注意深く観察し収集した情報や知識を基に能動的に課題を発見し、理学に関する専門知識を活用して解決策を提案することができる。	CP4 ゼミナール系科目、共通基礎教育部門科目、共通専門教育部門科目、分野別専門教育部門科目及びキャリア・職業教育部門科目の学修を通じて、事象を注意深く観察し収集した情報や知識を基に、能動的に課題を発見し、理学に関する専門知識を活用して解決策を提案できる能力を養成する。
挑戦力	DP5 自ら目標を設定し、その達成のために自ら考え、計画し行動するとともに、あきらめない気持ちを持って新しいことに果敢に挑戦することができる。	CP5 全学共通初年次教育科目、体育実技科目、ゼミナール系科目及びキャリア・職業教育部門科目の学修を通じて、自ら目標を設定し、その達成のために自ら考え、計画し行動するとともに、あきらめない気持ちを持って新しいことに果敢に挑戦する態度を培う。
コミュニケーション力	DP6 他者の考えや思いを聴いて理解するとともに、自らの思考・判断のプロセスを説明し自分の考えを伝えることができる。	CP6 全学共通初年次教育科目、言語教育部門科目、ゼミナール系科目、実験・実習・実技科目及びキャリア・職業教育部門科目の学修を通じて、集団としての問題発見・解決のプロセスを学び、他者の考えや思いを聴いて理解するとともに、自らの思考・判断のプロセスを説明し自分の考えを伝達する能力を養成する。
リーダーシップ・協働力	DP7 互いに異なる意見を持つ集団のなかで、互いに連携しながらリーダーシップを発揮して協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	CP7 全学共通教育科目、ゼミナール系科目、実験・実習・実技科目及びキャリア・職業教育部門科目の学修を通じて、互いに異なる意見を持つ集団のなかで、互いに連携しながらリーダーシップを発揮して協働者の力を引き出し、その活躍を支援できる能力を養成する。
省察力	DP8 謙虚に他者の声に耳を傾けるとともに自己を見つめ、自律的・継続的な振り返りを通じて自己を高めることができる。	CP8 初年次教育から専門教育に至る学修を通じて、謙虚に他者の声に耳を傾けるとともに自己を見つめ、振り返りの習慣を身に付けることにより、生涯にわたって学び続け、自己を高めていく姿勢を培う。

各学科及び一般教育の教育目標

1 建築・生活デザイン学科

持続的発展可能な建築・住空間及び都市の創造に寄与する人材を養成することを目的に、社会の変化に対応し得る知識、専門知識を利活用する技量、問題発見・解決する技能を培う。

2 ものづくり・サイエンス総合学科

幅広い理工学分野に関する専門的知識並びに技術の進歩に対応できる基礎学力と社会の様々な分野において活躍し得る、自ら学び、考え、物事に取り組む姿勢・習慣を備えた積極的な人材を養成する。

3 一般教育（各学科共通）

個々の学生の学習到達度（習熟度）を把握し、それに合わせたきめ細かい教育・指導を行うことにより、専門教育に必要な基本的知識・技能を身に付ける。

短期大学部（船橋校舎）の沿革等

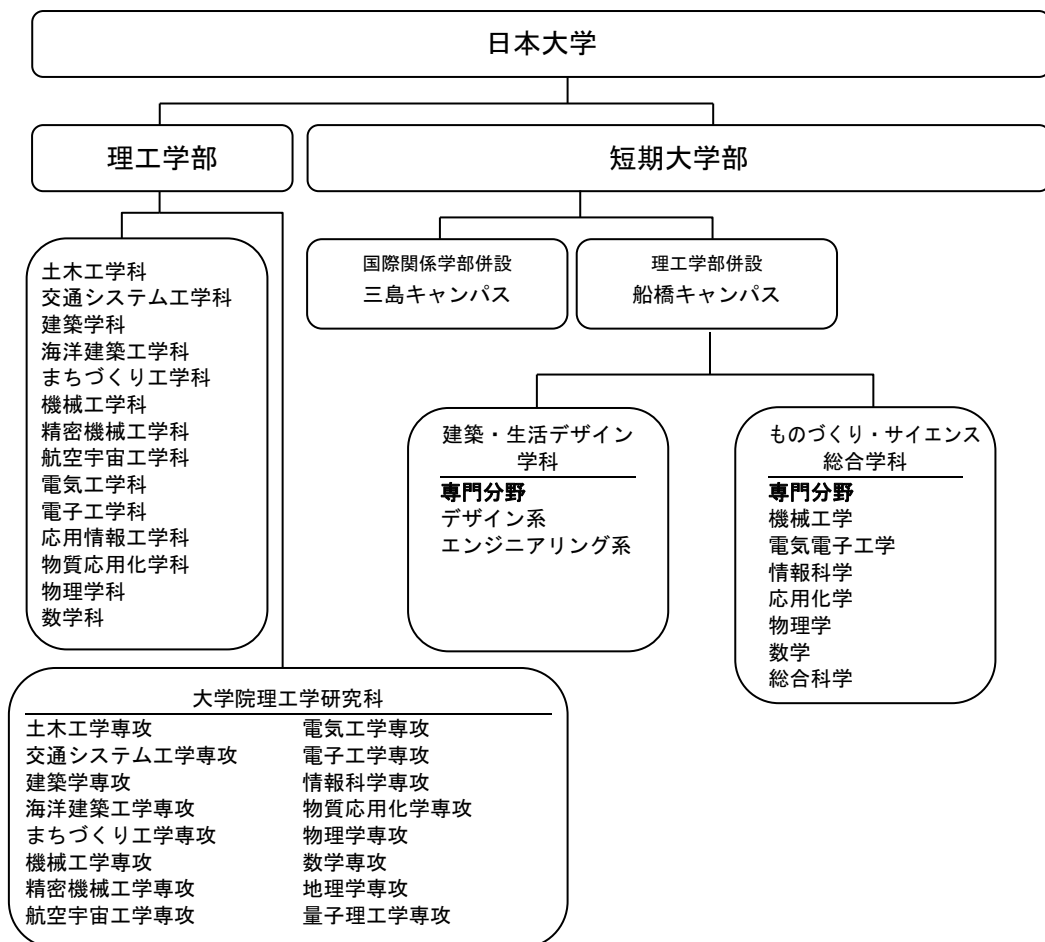
1 短期大学部（船橋校舎）の沿革

昭和 25 年 3 月	日本大学短期大学第一部及び第二部建設科（土木専攻，建築専攻），工業技術科（機械専攻，電気専攻），応用化学科を設置。 建設科，工業技術科，応用化学科を工科と総称。
昭和 25 年 4 月	第一部は駿河台校舎，第二部は両国校舎（日本大学第一高等学校）で開講。
昭和 27 年 10 月	日本大学短期大学を日本大学短期大学部と名称変更。
昭和 29 年 4 月	第一部 1 年次を津田沼校舎（千葉県習志野市）に移転。
昭和 32 年 4 月	第一部 2 年次を津田沼校舎（千葉県習志野市）に移転。 （昭和 33 年 1 月 日本大学工学部を日本大学理工学部と名称変更）
昭和 41 年 4 月	第一部 1 年次を習志野校舎（千葉県船橋市）に移転。
昭和 42 年 4 月	第一部 2 年次を習志野校舎（千葉県船橋市）に移転。
昭和 47 年 4 月	第二部（建設科，工業技術科，応用化学科）の学生募集停止。
昭和 51 年 7 月	日本大学短期大学部工科を日本大学短期大学部（習志野校舎）と名称変更。
昭和 52 年 3 月	第二部（建設科，工業技術科，応用化学科）を廃止。
昭和 54 年 4 月	建設科及び工業技術科にコース制を導入。 建設科に土木コース，建築コースを開設。 工業技術科に機械コース，電気コースを開設。
平成 3 年 4 月	建設科を建設学科と名称変更。 工業技術科を工業技術学科と名称変更。 工業技術学科に情報科学コースを新設。
平成 7 年 4 月	工業技術学科（電気コース）を工業技術学科（電気電子コース）とコース名称変更。
平成 8 年 4 月	日本大学短期大学部（習志野校舎）を日本大学短期大学部（船橋校舎）と名称変更。
平成 10 年 4 月	建設学科（土木コース）を建設学科（土木・環境コース）とコース名称変更。
平成 11 年 4 月	建設学科の入学定員（収容定員）を 160 人（320 人）から 140 人（280 人）に減員。

	応用化学科の入学定員（収容定員）を 100 人（200 人）から 80 人（160 人）に減員。
	工業技術学科（情報科学コース）を工業技術学科（数理科学コース）とコース名称変更。
平成 12 年 4 月	建設学科（土木・環境コース）の学生募集停止。
	建設学科（建築コース）を建設学科とコース名称削除。
平成 13 年 3 月	建設学科（土木・環境コース）を廃止。
平成 13 年 4 月	工業技術学科の入学定員（収容定員）を 160 人（320 人）から 90 人（180 人）に減員。
	応用化学科の入学定員（収容定員）を 80 人（160 人）から 50 人（100 人）に減員。
	工業技術学科（機械コース，電気電子コース）の学生募集停止。
	工業技術学科を基礎工学科と名称変更。
	基礎工学科に工学基礎コースを新設。
平成 14 年 4 月	建設学科に建築エンジニアリングコース，建築デザインコースを開設。
平成 15 年 3 月	工業技術学科（電気電子コース，数理科学コース）を廃止。
平成 16 年 3 月	工業技術学科（機械コース）を廃止。
平成 16 年 4 月	建設学科の入学定員（収容定員）を 140 人（280 人）から 100 人（200 人）に減員。
	基礎工学科の入学定員（収容定員）を 90 人（180 人）から 130 人（260 人）に増員。
	基礎工学科（工学基礎コース）の学生募集停止。
	基礎工学科に機械工学コース，電気電子情報コースを開設。
平成 19 年 3 月	基礎工学科（工学基礎コース）を廃止。
平成 20 年 4 月	建設学科の入学定員（収容定員）を 100 人（200 人）から 110 人（220 人）に増員。
	基礎工学科の入学定員（収容定員）を 130 人（260 人）から 110 人（220 人）に減員。
	応用化学科の入学定員（収容定員）を 50 人（100 人）から 60 人（120 人）に増員。
	建設学科に福祉住環境コースを開設。
	基礎工学科（数理科学コース）を基礎工学科（教育数理情報コース）とコース名称変更。

平成 23 年 4 月	応用化学科に生命応用化学コース，物質応用化学コースを開設。 建設学科の入学定員（収容定員）を 110 人（220 人）から 80 人（160 人）に減員。 基礎工学科の入学定員（収容定員）を 110 人（220 人）から 60 人（120 人）に減員。 応用化学科の入学定員（収容定員）を 60 人（120 人）から 40 人（80 人）に減員。
平成 24 年 4 月	建設学科を建築・生活デザイン学科と名称変更。 基礎工学科をものづくり・サイエンス総合学科と名称変更。 応用化学科を生命・物質化学科と名称変更。
平成 26 年 3 月	基礎工学科（機械工学コース，教育数理情報コース）を廃止。
平成 27 年 3 月	基礎工学科（電気電子情報コース）を廃止。
平成 31 年 4 月	生命・物質化学科の学生募集停止。 建築・生活デザイン学科の入学定員（収容定員）を 80 人（160 人）から 110 人（220 人）に増員。 ものづくり・サイエンス総合学科の入学定員（収容定員）を 60 人（120 人）から 70 人（140 人）に増員。
令和 3 年 6 月	生命・物質化学科を廃止。

2 組織図



3 日本大学短期大学部学則（抜粋）

第1章 総 則

第1節 目的及び使命

第1条 本短期大学部は、日本大学建学の精神にのっとり、一般教養との密接な関連の基に、科学的で実地的な専門教育を施し、善良な社会人を育成することを、目的及び使命とする。

第5節 学年・学期及び休業日

第11条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 学期は、次のとおりとする。ただし、事情によって異なる場合がある。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

第12条の2 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

第13条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日でも特に授業又は試験を行うことがある。

① 日曜日

② 国民の祝日に関する法律に規定する休日

③ 日本大学創立記念日（10月4日）

④ 春季休業 3月11日から3月31日まで

⑤ 夏季休業 7月11日から9月10日まで

⑥ 冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで

2 休業日の変更及び臨時の休業については、そのつどこれを定める。

第6節 入学・在学・休学・復学・留学・退学及び除籍

第14条 入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

第18条 修業年限とは、本短期大学部の教育課程を修了するために必要な期間のことをいう。

2 在学年限とは、本短期大学部において学生の身分を有することができる期間のことをいう。

3 修業年限は、最低2年とし、在学年限は、4年とする。

4 前項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超

えて在学年限の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

第 20 条 休学とは、病気その他やむを得ない事由により、3 か月以上修学できない状態のことをいう。

2 復学とは、休学期間満了によって、再び修学することをいう。

3 休学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で願い出て、その許可を得て原則として入学年度を除き、休学することができる。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は認めることがある。

4 休学期間は、1 学期又は 1 年とし、通算して在学年限の半数を超えることができない。

5 休学者は、その事由が解消された場合、保証人連署で願い出て、許可を得て復学することができる。

6 休学者は、学期の始めでなければ復学することができない。

7 休学期間は、在学年数に算入する。

第 22 条 留学とは、本短期大学部が教育上有益と認めたときは、休学することなく、外国の大学において、許可を得て一定期間修学することをいう。

2 留学の期間は、修業年数に算入する。

第 23 条 退学とは、在学の中途において在籍関係を解除することをいう。退学には、その手続きにより、次のものがある。

① 病気その他やむを得ない事由による、学生の意志に基づく願い出によるもの。ただし、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で退学願を提出して、許可を受けなければならない。

② 学生が死亡したことによる、保証人からの届出によるもの

③ 第 25 条に基づく除籍によるもの

④ 第 50 条及び第 51 条に基づく懲戒によるもの

2 第 32 条に基づく年度の GPA が 1.50 未満で、修学指導の結果、改善が見込まれないと判断した場合は、退学勧告を行う。

第 24 条 再入学とは、病気その他やむを得ない事由によって退学した者が、当該学科に再び入学することをいう。

2 病気その他やむを得ない事由によって退学した者が、その事由が解消し、当該学科に再入学を志望したときは、退学前に在籍していた学科の定員に余裕があり、かつ、在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考の上再入学を許可することができる。この場合には、既修の授業科目の全部又は一部の再履修を命ずることがある。

- 3 再入学できる者は、次の各号に該当するものとする。
- ① 本短期大学部に原則として1年以上在学し、再入学しようとする学科が定める単位数を修得している者
 - ② 病気その他やむを得ない事由で退学した者
 - ③ 人物及び在学中の成績が妥当な者
- 4 除籍によって退学になった者については、事情勘案の上、前項に準じて再入学を認めることができる。
- 5 再入学の学科については、原則として退学時の学科とする。
- 6 再入学を願い出た者については、学科の所定の手続によって願い出るものとする。
- 7 再入学の選考に合格した者は、学科の所定の期日までに手続を完了しなければならない。
- 8 再入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。
- 9 再入学の年次は、退学時の学年次を原則とするが、修得単位数等の事情により年次を下げて許可することができる。また、学年末の退学者については、修得単位数等の事情により年次を上げて入学を許可することができる。
- 10 再入学者の在学年限は、許可された再入学年次に応じ、第18条第3項に定める在学年限から再入学年次数を控除し、それに1を加えて得た年数とする。
- 11 再入学者は、再入学年次の教育課程によって履修するものとする。ただし、学則変更等の事情により再入学前の入学年度の教育課程によることができる。
- 12 退学前の既修単位は認定する。ただし、教育課程等の変更により、退学前の既修単位が認定されないことがある。

第25条 除籍とは、学生の帰すべき事由により在籍関係を強制的に解除し、退学させることをいう。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍することができる。

- ① 故なくして学費の納付を怠った者
- ② 故なくして欠席が長期にわたる者
- ③ 在学年限を超えた者

第7節 履修規定、卒業及び短期大学士の学位

第28条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- ① 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で短期大学部が定める時

間の授業をもって1単位とする。

② 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で短期大学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

③ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して短期大学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第 29 条 前条に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業は、文部科学大臣が別に定めるところによって、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第 30 条 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。

2 試験には、平常試験・定期試験・追試験及び再試験がある。

① 平常試験とは、当該授業科目履修者を対象に授業科目担当教員が学期の途中に適宜行う試験のことをいう。

② 定期試験とは、当該授業科目履修者を対象に大学の定めた試験期間中に行う試験のことをいう。定期試験は学期末又は学年末に行う。

③ 追試験とは、やむを得ない事由のため定期試験を受けることのできなかった者のために行う試験のことをいう。

④ 再試験とは、受験の結果不合格となった者のために行う試験のことをいう。

3 追試験及び再試験は、当該学科において必要と認めたときに限り、これを行う。

第 31 条 修学についての所定の条件を備えていない者は、受験資格を失うことがある。

第 32 条 学業成績の判定は、S、A、B、C、D及びEの6種をもってこれを表し、S (100～90 点)、A (89～80 点)、B (79～70 点)、C (69～60 点)、D (59 点以下)、E (履修登録したが成績を示さなかったもの)をもって表し、S、A、B、Cを合格、D、Eを不合格とする。合格した授業科目については、所定の単位数が与えられる。

2 第 1 項の学業成績の学修結果を総合的に判断する指標として、総合平均点 (Grade Point Average, 以下「GPA」という)を用いることができる。

3 前項に定めるGPAは、学業成績のうち、Sにつき4、Aにつき3、Bにつき2、Cにつき1、D及びEにつき0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、総履修単位数 (P又はNとして表示された科目を除く)で除して算出する。GPAは、小数点第3位を四捨五入し、小数点以下第2

位まで有効とする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、修得単位として認定になったものはNと表示する。
- 5 GPA算出の対象科目は、卒業要件単位数に含まれる授業科目（単位認定科目としてNと表示された科目を除く）とする。
- 6 GPAは、学期のGPA、年度のGPA及び入学時からの累積のGPAとする。
- 7 通年科目は、学期のGPA算出の際には、後学期のGPAに算入する。
- 8 授業科目を再履修した場合、累積のGPA算出の際には、直近の履修による学業成績及び単位数のみを算入するものとし、以前の学業成績及び単位数は算入しない。
- 9 試験において不正行為を行った場合は、処分を受けた条件に基づき、評価をE、評価点はなしとして取り扱う。

第33条 各学科を卒業するために必要な最低単位数は、第2章教育課程及び履修方法に定めるところによる。

- 2 学生が許可を受けて他の短期大学、専門職短期大学、大学又は専門職大学で履修した授業科目の単位については、当該学生が在籍する学科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定は、学生が許可を受けて外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 4 学生が許可を受けて行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修は、当該学生が在籍する学科の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 5 学生が本短期大学部に入学する前に短期大学、専門職短期大学、大学又は専門職大学で履修した授業科目について修得した単位については、当該学生が在籍する学科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 6 学生が本短期大学部に入学する前に行った第4項に規定する学修は、当該学生が在籍する学科の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 7 第2項及び第5項により修得したものとみなす単位並びに第4項及び第6項により与えることのできる単位は、合わせて30単位を超えない範囲で、卒業に必要な単位数に算入することができる。この場合において、第3項により当該学生が在籍する学科の授業科目の履修により修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

第 33 条の 2 第 29 条に規定する授業によって修得した単位は、30 単位を超えない範囲で、卒業するために必要な単位数に算入することができる。

第 34 条 第 18 条に定めた修業年限に達し、所定の授業科目及び単位を修得し、卒業した者に短期大学士の学位を授与する。

第 34 条の 2 前条の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

学 科 名	専攻分野の名称
建 築 ・ 生 活 デ ザ イ ン 学 科	工 学
ものづくり・サイエンス総合学科	工 学 又 は 理 学

第 8 節 学費及び貸給費

第 35 条 授業料その他所定の学費は、別表 2 に定めるところにより納付するものとする。

2 再入学の学費の取扱いについては、別に定める。

3 休学及び留学を許可された学生の休学及び留学期間中の学費の取扱いについては、別に定める。

第 37 条 証明手数料等については別表 3 の定めるところにより納付するものとする。(別表 3 省略)

第 38 条 既納の学費は、返還しない。

第 38 条の 2 停学を命ぜられた学生は、停学期間中も授業料を納付しなければならない。

第 39 条 学業人物ともに優秀な学生であって、学費支弁の方法のない者には、学費を減免し、又は貸与・給付することがある。

2 減免・貸給費については、別に定める。

第 9 節 委託生・科目等履修生・聴講生・特別聴講学生及び外国人留学生

第 45 条 各学科において、1 科目又は数科目の履修を希望する者に対して、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、所定の単位を与えることができる。

3 科目等履修生の出願手続等は、別に定める。

第 46 条の 2 国内又は国外の他の短期大学、専門職短期大学、大学又は専門職大学の学生が本短期大学部の授業科目の履修を希望するときは、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生の出願手続等は、別に定める。

第 47 条 外国人留学生の入学及び再入学については、第 6 節の規定を準用する。ただし、特別に選考を行い入学を許可することができる。

2 外国人留学生については、学修の必要に応じて第 2 章に掲げる授業科目の一部に代え又はこれに加えて日本語科目及び日本事情に関する科目（以下日本語科目等という）を開設することができる。

3 前項に定める日本語科目等の授業科目については、当該教授会がこれを審議する。

4 帰国生についても第 1 項及び第 2 項の規定を準用することができる。

第 10 節 賞 罰

第 49 条 人物及び学業成績が優秀な者には、授賞することがある。

2 授賞に関する規定は、別に定める。

第 50 条 学生が本大学の規則・命令に背き若しくは大学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合にはその情状によって懲戒を行うことがある。

第 51 条 懲戒は、退学・停学及び訓告の 3 種とする。

2 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

③ 正当の理由がなくて出席常でない者

④ 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 停学とは、一定期間、授業の受講及び施設設備の利用等を禁止し、その他の課外活動等についても禁止することをいう。

4 訓告とは、文書で戒めることをいう。

5 懲戒の手続に関する規定は、別に定める。

I 履修要項

1 単位制度と履修について

① 単位制度及び履修

本短期大学部では単位制度が用いられています。単位制度とは、授業科目を単位と呼ばれる学修時間数に区分して修得していく仕組みのことです。本短期大学部を卒業するためには、卒業要件を満たすように所定の授業科目の単位を修得しなければなりません。

授業科目の単位修得には、履修をする必要があります。履修とは、授業を受けて特定の科目を学修することです。単位を修得するためには授業に出席することが前提となります。

また、履修して単位を修得するためには、履修登録をすることが必要です。卒業後の進路や資格取得など、目的に応じて履修計画を立てる必要があります。詳細な履修計画については、クラス担任又はグループ担任（以下「クラス担任等」という）に相談の上、決定してください。

② 履修手続

(1) 履修登録の流れ

履修登録のプロセスは次のとおりです。一つも欠かせない重要な意義をもっていますので、間違いのないように諸手続をしてください。特に、履修登録後は登録内容を必ず確認するようにしてください。なお、履修登録完了後の履修科目の追加・取消は原則として認められません。まず、次ページの図《履修計画から単位修得までのプロセス》をよく見て、履修登録手続の全体の流れを確認してください。以下に《履修計画から単位修得までのプロセス》に沿って説明します。

【ア】クラス担任等の履修指導に基づき、キャンパスライフ（本冊子）、授業時間割表、授業計画（シラバス <http://www.cst.nihon-u.ac.jp/syllabus/>）を参照し、各自の進路に応じた卒業までの履修計画を立てる。

【イ】履修科目の登録は、各自がインターネットに接続したパソコンから、「学生情報照会システム」（<http://www.kyomu.cst.nihon-u.ac.jp/>）を利用して、所定の期日までに履修登録の手続（以下「WEB 登録」という）を行う。このWEB 登録には、ガイダンス時に配付される「ID パスワード通知カード」の情報が必要になる。

【ウ】履修登録した内容を確認する。特にWEB 登録した「履修科目名・担当教員名・曜日・時限」が全て正しいか確認すること。正しく登録されていれば履修手続は完了である。

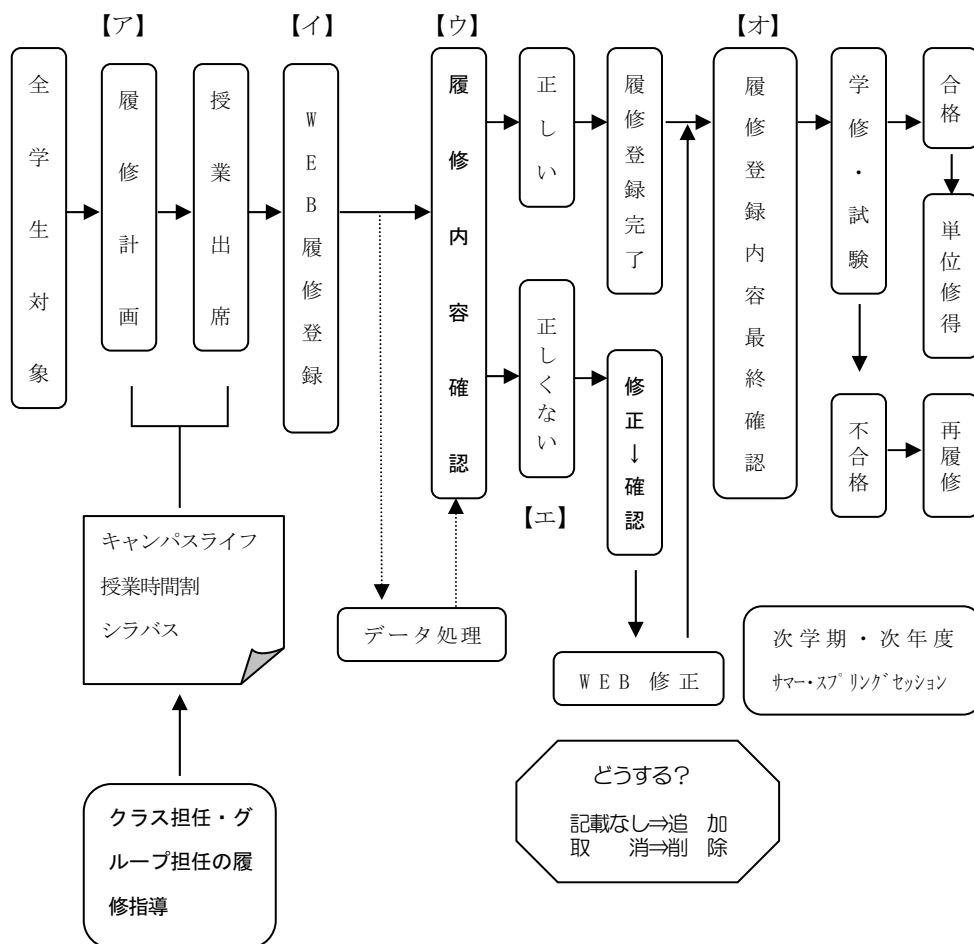
【エ】登録内容に誤りがある場合には、所定の期日までに次の方法で修正する。修正方法は、前記イのWEB 登録の場合と同様の方法で行う。

※ この修正は、授業科目の履修を新たに認めるものではなく、誤って登録され

た履修登録内容を修正することを目的としている。

【オ】 前記エの修正期間後、履修登録内容の最終確認を行う。以後、履修登録内容の変更はできないので注意すること。

《履修計画から単位修得までのプロセス》



(2) 履修登録上の注意

履修登録に当たっては、次の事項に十分注意してください。

ア クラス担任等とよく相談の上、卒業までの履修計画を立てること。

イ 各学期において、履修科目として登録できる単位数には上限が設けられているので注意すること。

ウ 在学学年より上の学年の授業科目は履修できない。

エ 同一曜日・時限に重複して授業科目を履修登録することはできない。ただし、隔週開講科目の場合には、その限りではない。

オ 各学期において、同一授業科目が複数の曜日・時限に開設されている場合は、履修登録できるのは一つの曜日・時限に開設されている科目のみである。

カ いったん履修し単位を修得した授業科目は、再履修することはできない。

キ 学修意志を喪失した授業科目は、所定の期間内に必ず履修登録を抹消すること。

ク 授業時間割表の変更や履修に関する情報は、必ず教務課掲示板（中央門・西門・14号館教務課前）および学内ポータルサイトに掲示されるので、常に注意して見る。なお、掲示板を見ていないことによる本人の不利益は、本人の自己責任として処理されるので注意すること。

ケ 以下の授業科目を履修する場合には、WEB登録（短期大学部の履修届）とは別に履修許可願を提出する必要がある（用紙登録）。なお、以下の授業科目の履修許可願の提出期間（短期大学部の履修届とは異なる）は、教務課掲示板に掲示されるので確認すること。

a 短期大学部（船橋校舎）内の他学科履修

クラス担任及びその授業科目担当者に申し出て、履修の許可をもらう。その際には、WEB登録（短期大学部の履修届）とは別の履修許可願の提出が必要となる。

b 理工学部設置科目の履修〔理工学部・短期大学部（船橋校舎）間単位互換制度を利用する〕

クラス担任とその授業科目担当者に申し出て、履修の許可をもらう。その際には、WEB登録（短期大学部の履修届）とは別の履修許可願の提出が必要となる。

※ 履修可能な科目（単位互換科目）については、ガイダンス時に配付する科目一覧を参照のこと。

c 理工学部設置科目の履修（理工学部科目等履修制度を利用する）

別途選考があり、合格発表後に履修料の納入が必要となる（詳細は募集要項参照）。

※ 理工学部に編入学を予定し合格決定した者（2年生が対象）が、所定の期間に出願して許可された場合には、後学期からの理工学部設置科目の履修が可能となる。

d 教職課程科目の履修（理工学部教職課程科目等履修制度を利用する）

別途選考があり，合格発表後に履修料の納入が必要となる（詳細は別途募集要項参照）。

※ 1年生が履修を希望する場合には，別途履修手続が必要になる。4月の始めに実施する教職課程ガイダンス（理工学部と共通）に必ず出席し，説明を受けること。

※ 2年生が「前年度から継続して履修」する場合にも，別途履修手続が必要である。募集要項を教務課窓口で受け取り，所定の期間内に出願手続をすること。

※ 2年生が「新規に履修」する場合には，4月の始めに駿河台校舎で実施する教職課程ガイダンスに出席して説明を受けること。

(3) WEB 履修登録システムの操作マニュアル

授業科目の履修登録及び修正は，学生各自が，インターネットに接続されたパソコンから「学生情報照会システム」を利用して WEB 画面上で行います。その操作は，次のマニュアルを参考にしてください。

ア はじめに

履修登録・修正期間中は，インターネットに接続したパソコンであれば，学内・学外を問わず，どこからでも登録・修正を行うことができます。「学生情報照会システム」にアクセスして履修科目を登録・修正するためには，1年生は4月のガイダンス時に配付される「ID パスワード通知カード」に記載されている情報が必要となります。それ以外の学生は，前年度の「ID パスワード通知カード」の情報を使用します。

※ 「ID パスワード通知カード」の紛失などによる問い合わせは，12 号館 1 階情報教育センターに申し出ること。

※ 自宅にパソコンがない場合やインターネットに接続している環境がない場合には，12 号館 1 階又は 2 階の演習室を利用してください。演習室のパソコンを初めて利用する場合は，12 号館 1 階情報教育センターにおいてユーザー登録を行ってください。また，当該演習室を利用する場合には，学生証及び携帯ストラップ付ホルダーの着用が義務付けられています。

イ 「学生情報照会システム」にアクセスする

インターネットに接続し，「<http://www.kyomu.cst.nihon-u.ac.jp>」にアクセスすると「トップ」画面が表示されます。その画面の「**入る**」ボタンを押すと，「ユーザーログイン」画面に切り替わります。

※ 使用しているパソコンで，初めてこのシステムを利用する場合又は新しい証明書をインストールしていない場合は，画面の説明に従って証明書をインストールしてから「**入る**」ボタンを押してください。

ウ 「学生情報照会システム」にログインする

「ユーザーログイン」画面で、あなたの個人認証を行います。「ID パスワード通知カード」に記載されている ID・パスワード情報をボックスにそれぞれ入力します。入力後、**送る** ボタンを押してください。「各種情報照会」画面に切り替わります。

エ 履修届情報照会を選択する

「各種情報照会」画面では、まずあなたの氏名等が表示されます。氏名等に誤りがないか確認してください。次に**履修届情報照会** ボタンを押し、いよいよ履修届情報へ入ります。

オ 履修登録・修正操作

「履修届情報」画面では、一週間の予定が横に曜日・縦に時限の並びで表示されます。この中で、自分の履修計画に従い、時間割表を見ながら登録を始めます。

◆START⇒

登録・修正は、曜日・時限ごとに行う必要がある

① 新規に登録する場合は

各時限のボックスの「変更」ボタンを押す



「変更」ボタンを押すと「登録リスト」（その曜日・時限に開設されている授業科目）が表示されます

「登録リスト」の中で、履修を希望する科目ボックスの「登録」ボタンを押す

② 既に登録した科目を修正する場合

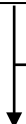
⇒ 登録してある科目を削除してからでないと、別の科目を登録できません

各時限のボックスの「変更」ボタンを押す



「変更」ボタンを押すと「取消リスト」と「登録リスト」表示されます

「取消リスト」の中の科目ボックスの「削除」ボタンを押す



一週間の予定表の画面で、その時限が「空」になっていることを確認

新規登録をする場合と同様の操作をする

◆END

ある科目の登録が完了した場合は、そのコマが「黄色」となり、科目名が「赤字」で表示されます。以上の登録・修正の操作を繰り返して、自分の履修登録を完成させてください。全ての登録が完了したら、「全終了」ボタンを押してログアウトしてください。

カ 注意事項

a 登録リストの「履修期」，「科目名」，「教員名」をよく見て確実に登録

登録リストには，自分の学科・学年に応じて，時間割上履修可能な科目が表示されています。ここで注意することは，授業科目名が同じでも，教員名が複数ある場合（例えば，スポーツⅠ，基礎英語A，中級英語A）です。自分が履修する授業科目について，教員名を間違えないように登録してください。

b エラー表示に注意

登録した後，エラー表示が出た場合は，エラー内容の表示を見てください（警告表示とは違います）。そのまま放置しておくと，履修登録は無効となります。自分で取消して，正しい科目を登録（修正）してください。エラー内容について不明な点は，教務課までお問い合わせください。

c 履修登録の内容は必ず確認

本人は登録したつもりだったのに，登録されていないケースがあります。例えば，既に登録した科目の修正をする場合に，登録してある科目を削除しないで登録ボタンを押して完了したつもりになっていることがあります。所定の期間内に複数回，履修登録内容を確認してください。これをおろそかにしていると，履修登録が完了していないため，受講はしたけれども単位が認定されないという事態になりかねません。

d 履修登録期間中は登録・修正が可能

履修登録期間中は，何度でも登録・修正することができます。なお，期間内であっても，理工学部単位互換科目等については「学生情報照会システム」では登録できません。所定の期間内に許可願を提出し，その曜日・時限は何も科目を登録しないようにしてください。

キ 履修登録以外の機能

a 卒業判定シミュレーション

「各種情報照会」では，「卒業判定シミュレーション」が可能です。この機能は，現在履修登録している授業科目の単位を全て修得したと仮定して，卒業要件の充足状況を瞬時に計算するシステムです。卒業に必要な授業科目の履修登録漏れを防ぐために活用してください。

b 成績情報

「各種情報照会」では，単位を修得した科目の成績を確認できます。この機能は，あくまで履修登録に活用するためのものです。

ク 最後に

履修登録ができない等のトラブルがある場合には，履修登録・修正期間の最終日の17時まで教務課窓口に来てください。この時間を過ぎると，トラブルへの対応

ができなくなるので注意してください。

(4) 履修・成績関係の日程について

履修登録期間・成績関係の日程については、4月のガイダンス時に別紙にて配付します。

③ 履修計画の立て方 ― 履修モデルと科目ユニットの活用 ―

本短期大学部（船橋校舎）の教育課程（カリキュラム）は、履修計画の立て方の自由度が高いことが特徴です。ただし、思いつくままに授業科目を履修しても、卒業の時点でどのような学力が身に付くかは不明です。自分の目的・目標に合わせて、入念な履修計画を立てることが必要です。各学科では、履修計画の作成を支援するために、履修モデル及び科目ユニットを用意しています。詳細は、各学科の「履修モデル」及び「科目ユニット」のページを参照してください。

④ 履修科目登録単位数の上限

各学期において、履修科目として登録できる単位数には制限があります。これは、1単位に必要な学修時間を確保するために設けられたルールです。詳細は、各学科のページを参照してください。

2 授業科目について

① 授業科目区分

授業科目は、次の3種類の科目区分に分けて開設されています。

(1) 総合教育科目

学問のすそ野を広げ、幅広い視野から物事を見て自主的・総合的に判断することができる能力を身に付けるとともに、社会の構成員としての高い倫理観や貢献の精神及び豊かな人間性を培うことを目的とした科目である。

(2) 専門教育科目

科学技術の基盤である自然科学の知識・方法論を学び、専門教育科目を学修するために必要な基礎的知識・技術を修得するとともに、専攻する学問分野を専門的に学修するための科目である。

(3) 補充教育科目

高等学校教育から短期大学教育への円滑な移行を支援し、専門教育科目を学修する上で必要とされる予備知識を修得するとともに、授業内容をより深く理解することを目的とした科目である。

② 履修区分

各授業科目は履修上、次の必修科目及び選択科目に区分されています。

(1) 必修科目

学科に在籍する全ての学生に履修及び単位修得が義務づけられている授業科目であ

り、卒業のためには必ずその単位を修得しなければならない。

(2) 選択科目

各学科に開設された特定の科目の中から、各人の希望に応じて選択履修し、単位を修得することができる授業科目である。

③ 履修年次

各授業科目間の関連性及び継続性を考慮し、体系的に学修できるようにするため、再履修の場合を除いて、在学年次に開設された授業科目を履修しなければなりません。

④ 授業形態

授業形態として2学期制のセメスター制を採用しており、1授業科目は前学期又は後学期の1学期で完結します。前学期及び後学期の授業期間は、おおむね次のとおりです。

(1) 前学期授業期間 4月上旬～7月下旬

(2) 後学期授業期間 9月下旬～2月上旬

ただし、一部の授業科目では、その科目の特性に応じて教育効果を考慮し、前学期又は後学期の前半若しくは後半に集中的に配置している場合があります。同一科目の週2コマ配置となりますので、授業時間割により確認してください。

また、夏季休暇期間中に実施されるサマーセッション（夏季集中授業）及び春季休暇期間中に実施されるスプリングセッション（春季集中授業）があります。

※ サマーセッション及びスプリングセッション開設科目の履修登録

サマーセッション及びスプリングセッションに開設されている授業科目については、次の要領で履修登録を完了してください。

(1) 履修登録期間

サマーセッション及びスプリングセッション開設科目、WEB登録とは別に履修登録期間を設ける。詳細は、掲示等により別途指示する。

(2) 履修登録方法

詳細は、掲示等により別途指示する。（サマーセッション：7月第2週、スプリングセッション：1月第3週<いずれも予定>）

3 卒業に関する事項について

① 卒業見込証明書発行要件

卒業見込証明書を発行するためには、卒業見込証明書発行要件を満たす必要があります。詳細は、各学科のページを参照してください。

② 卒業要件

卒業のためには、一定数の単位を修得するだけでなく、いくつかの要件を満たすことが必要です。詳細は、各学科のページを参照してください。

4 学業成績について

学業成績は、履修した授業科目について、その理解度及び到達度を表すものです。履修科目の学修成果は、その成績評価によって判定されます。

① 成績評価及び不正行為処罰指針

(1) 成績評価方法

学業成績は、授業科目ごとに行う平常試験、並びに事前の準備及び事後の展開を含めた授業への取組状況等について、総合的に評価することによって査定します。ただし、演習科目、体育実技科目及び実験・実習科目については、授業科目ごとの特性に応じたその他の方法で学修の成果を評価することにより、学業成績を定める場合があります。

各授業科目の成績評価基準については、シラバスで確認してください。

(2) 平常試験及び理解度確認テスト並びに理解度確認レポート

平常試験とは、学生の学力向上のために、授業担当教員が必要に応じて随時行う試験のことです。授業の内容について理解度を総合的に判定するために、第14回又は第15回の授業において、60分間の平常試験（以下「理解度確認テスト」という）もしくは理解度確認レポートを行う場合があります。

(3) 不正行為（カンニング等）処罰指針

短期大学部（船橋校舎）では、平常試験及び理解度確認テスト（追テストを含む）における不正行為（カンニング、試験妨害、身代わり受験等）があった場合、日本大学短期大学部学則第50条及び第51条に定める懲戒（訓告、停学、退学）を行うとともに、次のとおり教育指導上の措置を行います。

ア 原則として、当該学期に履修している全ての科目（実験・実習・実技・ゼミナールを除く）の成績を無効とする。

イ 指導徹底のため、保証人（父母等）、所属学科主任、クラス担任等へ連絡する。

ウ 再発防止の一助とするため、氏名、学科、学年、学生番号、懲戒の内容等を学生課掲示板へ1週間掲示する。

② 授業の出席要件

学業成績の査定は、総授業時間数（総授業回数）の5分の3以上の出席がある授業科目について行います。出席が総授業時間数の5分の3（9回）に満たない授業科目については、履修放棄として取り扱い、学業成績の判定を行わず評価Eとします。

③ 成績評価の表示（GPA 制度）

短期大学部（船橋校舎）では、厳格な成績評価及び綿密な学修指導による卒業生の質の保証等のためにGPA（Grade Point Average）制度を導入しています。GPA制度は、単位をどのレベルで修得したかという「学んだ質」で評価するもので、学修を効果的に進めてその質を高めるのに有効です。GPAは、授業科目ごとに所定の計算式に基づいて算

出した平均値を用いて学業成績を数値化したものであり、学業成績を客観的にモニターするためのツールとなります。GPA により、学生は学修効果を自分自身で把握することができ、個人の能力や意欲に合わせて主体的かつ充実した学修を行うことが可能となります。

GPA 制度の下では、学生はいったん履修登録した授業科目は、責任をもって確実に履修することが求められます。短期大学部（船橋校舎）では、履修科目登録単位数の上限設定において GPA の数値を活用しています。また、学生の学習意欲の向上を目的として、「萌葱賞」という表彰制度を設けています。2 年次在学中の学生を対象に、GPA に基づく成績の上位者の中から選考しています。ただし、日本大学特待生は除きます。

(1) 成績評価基準

		素 点	評価	係数	内 容	成績表示
判定	合格	100 点～90 点	S	4	特に優れた成績を示したもの	S
		89 点～80 点	A	3	優れた成績を示したもの	A
		79 点～70 点	B	2	妥当と認められたもの	B
		69 点～60 点	C	1	合格と認められるための成績を示したもの	C
	不合格	59 点以下	D	0	合格と認められるに足る成績を示さなかったもの	—
無判定		—	E	0	履修登録をしたが成績を示さなかったもの	—
		—	N	—	修得単位として認定になったもの	N

※ 成績評価は成績表の素点から導き出されるが、履修登録したが成績を示さなかった場合、成績評価は E となり、該当する係数は 0 となる。

※ 成績証明書では、合格した授業科目の成績（S, A, B, C）及び認定科目（N）のみを表示する。

(2) 計算式

ア 授業科目担当教員から提出された成績表の素点から評価を導き出し、その評価に該当する係数に各授業科目の単位数を掛けたものがポイント数となり、ポイント数の総計を総履修登録単位数（D, E の単位数も含める）で除したものが GPA となる。GPA は小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点以下第 2 位まで表示する。

なお、N（認定科目）は GPA に算入しない。

$$\frac{(4 \times S \text{ の修得単位数}) + (3 \times A \text{ の修得単位数}) + (2 \times B \text{ の修得単位数}) + (1 \times C \text{ の修得単位数})}{\text{総履修登録単位数 (D, E の単位数も含める)}}$$

イ GPA 算出の対象科目は、学科の課程修了に係る授業科目とする。

ウ GPA は、当該年度の学期（学期 GPA）及び年間（年間 GPA）並びに入学時からの累

積（累積 GPA）について算出する。

エ 再履修した場合、累積 GPA の算出の際には、最後の履修による成績及び単位数のみを算入するものとし、以前の成績及び単位数は算入しない。

④ 成績証明書

成績証明書には、累積 GPA を記載するものとします。

⑤ 再評価

不合格となった授業科目について、特別な事情により当該学科が必要と認めた場合には、再評価が行われることがあります。本人からの申請により、再評価を行うことはありません。

5 履修・単位修得について

① 入学前に修得した単位について

本短期大学部に入学する前に短期大学、大学、短期大学又は高等専門学校の専攻科で履修した授業科目について修得した単位については、本人からの申請に基づき、教授会において審議の上、短期大学部学長が決定した場合には、理工学部との単位互換制度により修得した単位と合わせて 30 単位を超えない範囲で、在籍する学科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができます。

② 他学科専門教育科目の履修

許可を受けて他学科に開設された専門教育科目を履修して修得した単位については、6 単位を超えない範囲で、在籍する学科の専門教育科目選択科目の履修とみなして卒業に必要な単位数に算入することができます。履修を希望する場合は、次の事項に留意してください。

- (1) 所属する学科の許可を得た上で、受入れ学科の許可を受ける。
- (2) 実験・実習、ゼミナール等の授業科目は、原則として履修することはできない。
- (3) 上級学年に開設されている授業科目を履修することはできない。

③ 理工学部との単位互換制度

本大学理工学部に開設されている授業科目の一部について、履修し単位を修得することができます。履修及び単位修得が認められる授業科目（単位互換科目）及び履修手続等については、年度始めに実施される履修ガイダンスを受け、その指示に従ってください。

単位互換制度により修得した単位の取扱いについては、次のとおりとします。

- (1) 各学科からの申請に基づき、卒業に必要な単位数に算入するか否かを決定する。
- (2) 卒業に必要な単位数に算入する場合は、入学前に修得した単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。この場合において、外国の短期大学又は大学に留学して修得した単位数と合わせるときは、45 単位を超えないものとする。

(3) 卒業に必要な単位として認定する場合の授業科目区分については、次のとおりとする。

ア 理工学部における教養教育科目、基礎教育科目（グローバルスキル分野）の単位は、科目区分によらない任意の単位として認定する。

イ 理工学部における基礎教育科目（基礎科学分野）の単位は、各学科からの申請に基づき、学務委員会において審議の上、専門教育科目（選択）の単位又は科目区分によらない任意の単位として認定する。

ウ 理工学部における専門教育科目の単位は、各学科からの申請に基づき、学務委員会において審議の上、専門教育科目（必修・選択）の単位又は科目区分によらない任意の単位として認定する。

④ 留学生のための授業科目

外国人留学生は、理工学部との単位互換制度により、理工学部開設されている授業科目を履修し単位を修得することができます。履修を希望する場合は、クラス担任の指導を受けてください。

(1) 理工学部開設の教養教育科目「日本の文化（２）」、及び「日本の科学技術（２）」の修得単位は、在籍する学科の総合教育科目の修得単位として取り扱う。

(2) 理工学部開設の外国語科目「日本語Ⅰ（１）」及び「日本語Ⅱ（１）」の修得単位は、在籍する学科の科目区分によらない任意の単位として取り扱う。

※（ ）内の数字は単位数である。

⑤ 教職課程について

短期大学部（船橋校舎）には教職課程が設置されていませんが、科目等履修生として、理工学部開設されている教職課程の一部の授業科目を履修し単位を修得することができます。

これらの修得単位は、卒業後、教職課程を設置する大学等に編入学した際、教員免許状取得に必要な単位の一部として算入されることがあります。詳細については編入学先の大学等にお問い合わせください。

なお、学科によっては専門科目の履修との両立が困難な場合がありますので、事前にクラス担任に相談してください。

(1) 理工学部科目等履修生

理工学部開設されている教職課程の履修を希望する者は、科目等履修生として理工学部に入学する必要があります。理工学部科目等履修生入学試験募集要項（短期大学部在学生の教職課程履修）に基づき、所定の期日までに出願手続及び入学手続をしてください。

詳細については、年度始めに実施される教職課程ガイダンスに必ず出席し、その指示に従ってください。

(2) 履修方法

科目等履修生として履修することができる理工学部設置の授業科目の詳細については、教職課程ガイダンスで確認してください。

また、短期大学部（船橋校舎）設置の授業科目を履修し修得した単位については、理工学部へ編入学後、教員免許状取得に必要な単位の一部としてみなされることがあります。詳細については、教職課程ガイダンスで確認してください。

⑥ 日本大学短期海外研修

日本大学が主催する短期海外研修に、選考の上、参加することができます。同研修において修めた成績に関する単位認定については、教務課に問い合わせてください。

⑦ 外国において修得した単位について

外国の短期大学又は大学に留学して修得した単位は、本人からの申請に基づき、教授会において審議の上、短期大学部学長が決定した場合には、理工学部との単位互換制度により修得した単位及び入学前に修得した単位と合わせて 45 単位を超えない範囲で、在籍する学科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができます。

6 表彰制度について

短期大学部（船橋校舎）では、以下の表彰制度を設けています。

① 日本大学特待生

学業・人物共に優秀な 2 年次在学中の学生を大学が選考します。奨学金として、甲種特待生は授業料 1 年分相当額の半額及び図書費、乙種特待生は授業料 1 年分相当額の半額を給付しています。

② 萌葱賞

2 年次在学中の学生を対象に「萌葱賞」という表彰制度を設けています。GPA に基づく成績の上位者の中から選考しています。ただし、日本大学特待生は除きます。

7 資格取得について

短期大学部（船橋校舎）の各学科を卒業した者は、学科に応じた資格又は受験資格が得られます。詳細については、各学科の「資格取得」のページを参照してください。

8 台風等の自然災害及び交通機関運休による休講等の措置について

台風や地震その他の自然災害等の発生に伴い発表される気象情報等により予め交通機関の運休や大きな混乱が予測される場合には、休講等の措置を講じることがあります。その場合には、休講等予定日の前日午後 8 時までに学部ホームページ及び学内ポータルサイトに掲載しますので、必ず確認するようにしてください。

気象状況の急変及び不測の事態が発生した場合の休講等の措置については、その都度、

学部ホームページ及び学内ポータルサイトに掲載します。

【学内ポータルサイトの通知設定】

学内ポータルサイトに休講・補講等の大学からのメッセージが登録された場合には、入学時に配布された NU-MailG (NU-AppsG) のメールアドレスに通知されますので、予めスマートフォン等の設定を確認してください。

NU-MailG の詳細については情報教育研究センターまでお問い合わせください。

Ⅱ 履修計画

建築・生活デザイン学科

1 卒業見込証明書発行要件

卒業見込証明書は、次の要件を満たすことにより発行可能となります。

① 2年次前学期

1年次終了時に、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 1年以上の修業年数を有すること。
- (2) 総合教育科目から4単位以上を修得していること。
- (3) 専門教育科目から16単位以上を修得していること。
- (4) (2)及び(3)の修得単位を含めて、合計26単位以上を修得していること。

② 2年次後学期

2年次前学期終了時に、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 1年半以上の修業年数を有すること。
- (2) 全学共通教育科目「自主創造の基礎」2単位を修得していること。
- (3) 総合教育科目から6単位以上を修得していること。
- (4) 専門教育科目について、次の要件を満たしていること。
 - ア 「入門ゼミナール」1単位及び「総合ゼミナール」1単位を修得していること。
 - イ 「建築・生活デザインの基礎」2単位及び分野別専門教育部門A・Bのいずれか1分野のうちから6単位以上を修得していること。
 - ウ ア及びイの修得単位を含めて、24単位以上を修得していること。
- (5) (2)、(3)及び(4)の修得単位を含めて、合計44単位以上を修得していること。

③ その他

①及び②の修得単位には、サマーセッション（夏季集中授業）及びスプリングセッション（春季集中授業）における修得単位を含むものとする。

2 卒業要件

科目区分ごとに履修方法で定めた単位数（補充教育科目を除く）を含め、総計62単位以上を修得することにより卒業が可能となります。

① 全学共通教育科目

必修科目は全て修得しなければならない。

② 総合教育科目

- (1) 言語教育部門から3単位以上を修得しなければならない。
- (2) 総合教育科目から総計で8単位以上を修得しなければならない。

③ 専門教育科目

- (1) 必修科目は全て修得しなければならない。
- (2) 分野別専門教育部門A・Bのうち、いずれか1分野から10単位以上を修得しなければならない。
- (3) 共通専門教育部門（必修科目を除く）及び分野別専門教育部門A・Bのうちから、14単位以上を修得しなければならない。
- (4) 専門教育科目から総計で32単位以上を修得しなければならない。ただし、許可を得て他学科に開設された専門教育科目を履修して修得した単位については、6単位を超えない範囲で、専門教育科目選択科目の履修により修得したものとみなす。

④ 補充教育科目

高等学校までに学ぶ数学の内容の修得が不十分だと感じている人、修得したはずだが内容を忘れて自信がない人等は、補充教育科目の履修を推奨します。ただし、補充教育科目は卒業に必要な総単位数62単位に算入することはできません。

3 履修科目登録単位数の上限

各学期に履修科目として登録することができる単位数には、次の制限があります。履修科目登録に際しては「Ⅰ 履修要項」及び「Ⅱ 履修計画」を熟読の上、卒業するまでの履修計画を立てるようにしてください。

① 登録単位数の上限

各学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|------|
| (1) 1年次前学期 | 25単位 |
| (2) 1年次後学期 | 25単位 |
| (3) 2年次前学期及び後学期 | 25単位 |
| (4) 各年次サマーセッション（夏季集中授業） | 6単位 |
| (5) 各年次スプリングセッション（春季集中授業） | 6単位 |

② 成績優秀者の登録単位数

次の条件を満たした場合は、上記①(2)及び(3)に定めた単位数を超え27単位を上限として、履修科目を登録することを認める。

- (1) 直前の前学期又は後学期の学期GPAが3.0以上であること。
- (2) 直前の前学期又は後学期の修得単位数のうち、卒業要件に算入することのできる単位数が21単位以上であること。

③ 除外科目

卒業要件単位数に算入することのできない授業科目の履修科目登録単位は、上記①、②に定める上限単位数には含まないものとする。

4 建築・生活デザイン学科 開設科目

① 全学共通教育科目

部門	分野	1年次		2年次		履修要件
		前学期	後学期	前学期	後学期	
	初年次教育科目	自主創造の基礎 (必修) (2)	日本を考える (2)			必修単位数2 単位を修得し なければならない。
		合計 (4)				

- 1) 「日本を考える」について、大学本部で実施。履修登録等については、「CST-VOICE」に掲載（予定）の内容を確認すること。

② 総合教育科目

部門	分野	1年次		2年次		履修要件
		前学期	後学期	前学期	後学期	
教養教育		歴史学 (2)	経済学入門 (2)			8単位以上を 修得しなければ ならない。
		市民生活と法 (2)	日本国憲法 (2)			
		ことばと文化 (2)	ことばと文化 (2)			
		哲学 (2)	哲学 (2)			
		日本語表現の基礎 (1)	日本語表現の基礎 (1)			
		スポーツⅠ (1)	スポーツⅡ (1)			
		スポーツ健康科学 (2)			スポーツ健康科学☆ (2)	
		技術者倫理 (2)	現代物理学 (2)			
言語教育	外国語	基礎英語 A (1)	中級英語 A (1)	実用英語Ⅰ* (1)	実用英語Ⅱ☆ (1)	言語教育部門 から3単位以 上を修得しな ければならな い。
		基礎英語 B (1)	中級英語 B (1)			
		合計 (38)				

- 1) ()内の数字は単位数を表す。

- 2) *印の科目はサマーセッション、☆印の科目はスプリングセッションの開設科目を表す。

③ 専門教育科目

部門	分野	1年次		2年次		履修要件
		前学期	後学期	前学期	後学期	
必修		入門ゼミナール (1) 建築・生活デザインの基礎 (2)	基礎ゼミナール (1) 建築デザインスタジオⅠ (2)	総合ゼミナール (1)	卒業研究 (2)	必修単位数9単位を含め、合計32単位以上を修得しなければならない。 ただし、許可を得てものづくり・サイエンス総合学科において履修した専門教育科目について修得した単位は、6単位を超えない範囲で、当該学生が在籍する学科の専門教育科目選択科目の履修により修得したものとみなす。 A デザイン系分野、B エンジニアリング系分野のいずれか1分野のうちから10単位以上を修得し、共通専門教育部門（必修科目を除く）の修得単位を含め、14単位以上を修得しなければならない。
共通基礎教育		情報リテラシー (1) 微分積分Ⅰ (2) 数学演習Ⅰ (1) 行列と行列式 (2) 物理Ⅰ (2) 物理実験Ⅰ (1)	微分積分Ⅱ (2) 数学演習Ⅱ (1) 線形代数 (2) 物理Ⅱ (2) 物理演習 (1) 物理実験Ⅱ (1) 数理統計Ⅰ (2)	微分方程式Ⅰ (2) 数理統計Ⅱ (2)	微分方程式Ⅱ (2) 化学の基礎 (2) 入門化学実験☆ (2)	
共通専門教育		建築計画の基礎 (2) 建築構法の基礎 (2) 建築環境の基礎 (2)			建築総合プロジェクト (2)	
分野別専門教育	A デザイン系		欧米の建築史 (2) 建築計画Ⅰ (2) インテリアデザインの基礎 (2) 造形デザイン演習 (1)	建築デザインスタジオⅡ (2) 日本・アジアの建築史 (2) 建築計画Ⅱ (2) 建築法規 (2) インテリア計画 (2) C A D 演習 (1)	建築デザインスタジオⅢ (2) 現代建築論 (2) 建築ユニバーサルデザイン (2) ランドスケープデザイン (2) 都市デザイン (2) メディアデザイン演習 (1)	
	B エンジニアリング系	建築基礎実験 (1)	建築力学Ⅰ (2) 建築力学演習Ⅰ (1) 建築材料Ⅰ (2) 建築気候 (2) 環境工学演習Ⅰ (1)	建築力学Ⅱ (2) 建築材料力学Ⅰ (2) 建築力学演習Ⅱ (1) 建築材料Ⅱ (2) 建築実験Ⅰ (1) 建築各種構法 (2) 建築音環境 (2) 環境工学演習Ⅱ (1) 建築情報処理 (1)	建築材料力学Ⅱ (2) 建築実験Ⅱ (1) 建築施工法 & リノベーション (2) 地盤工学 (2) 建築設備 (2) データ解析 (2) 情報処理 (1)	
キャリア教育・職業教育			建築キャリアデザイン (1) ものづくりインターンシップ☆ (1)			
		合計 (19)	合計 (31)	合計 (30)	合計 (33)	

1) ()内の数字は単位数を表す。

2) ☆印の科目はスプリングセッションの開設科目を表す。

④ 補充教育科目（卒業に必要な単位数に算入することはできない）

部門	分野	1 年次		2 年次		履修要件
		前学期	後学期	前学期	後学期	
		理数基礎演習 A (1) 理数基礎演習 B (1)	理数総合演習 A ☆ (1) 理数総合演習 B ☆ (1)			
		合 計 (2)	合 計 (2)			

1) () 内の数字は単位数を表す。

2) ☆印の科目はスプリングセッション開設科目を表す。

5 履修計画のための指針

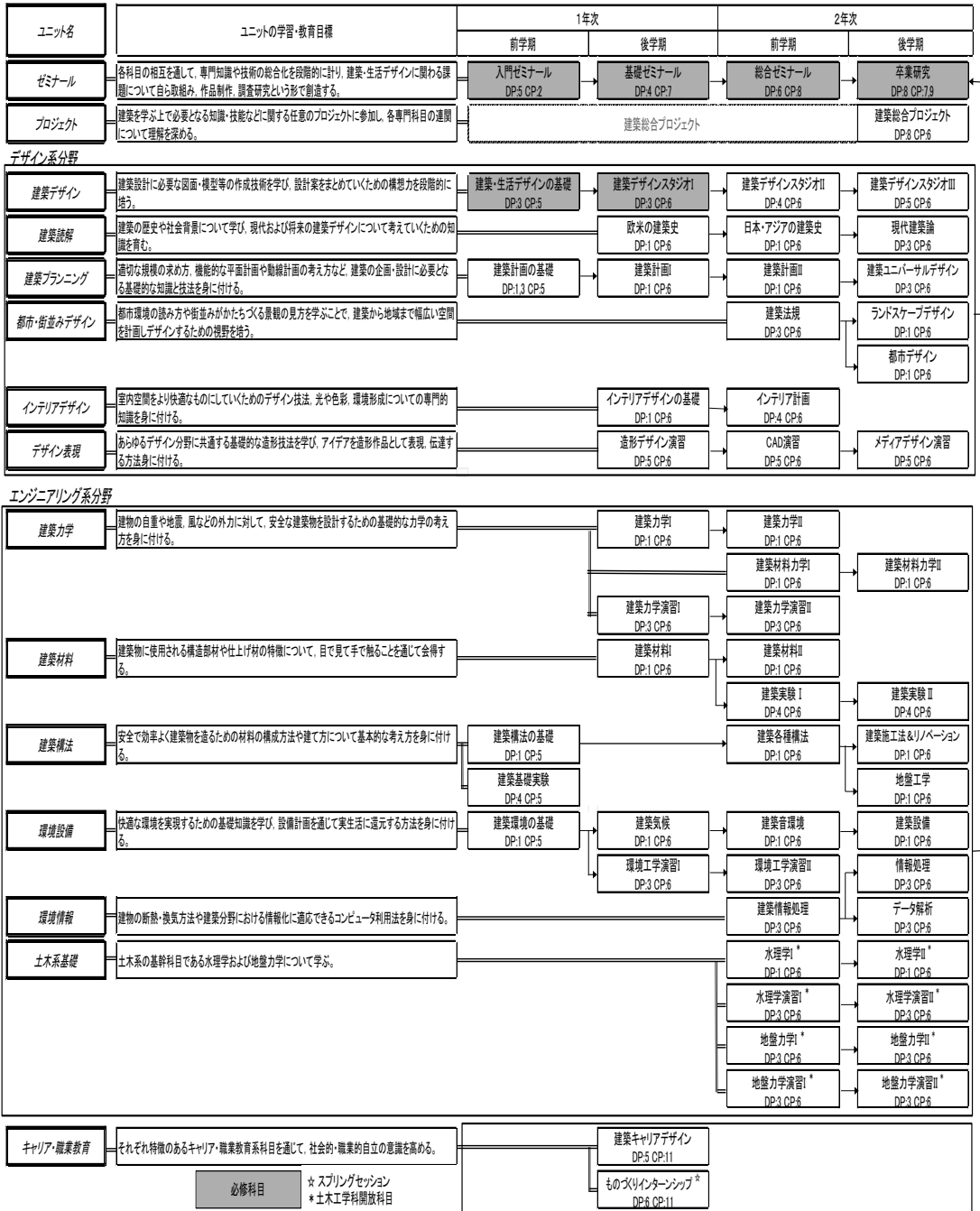
① 履修系統図（科目ユニット）

履修系統図とは、知識・能力と授業科目との間の対応関係を示した体系図のことです。

履修モデルについては、クラス担任等と相談してください。

短期大学部（船橋校舎）建築・生活デザイン学科 令和5年度履修系統図

※ DPについては短期大学士（工学）、CPは各学科



短期大学部(船橋校舎) 一般教育 令和5年度履修系統図

※ DP1については短期大学士(工学)又は(理学)、CP1は各学科

科目群	科目群の学習目標	設置科目(科目の設置学年・学期については時間割参照)
全学共通教育科目	日本大学マインドと自主創造の3つの構成要素およびその能力を身に付けることを目指し、身に付けた能力・スキルを活用し、事象を認識して個人では完済できない問題をチームメンバーと協働して解決できる能力を身に付ける。 なお、この科目は初年次教育として全学共通科目で実施する。	自主創造の基礎 DP6 建築CP1・総合CP1
総合教育科目 (1, 2年共通)	大学生として「自ら学び、行動し、創り上げる」ことのできる学修スキルを身につけ、それらを活用し、社会人としての基本的知識や技能、態度を体得することを目指す。責任ある科学者・技術者としてはもちろん、責任ある市民として身につけるべき教養の探求と涵養を習慣化するために、教養教育科目を通じて、能力・技法を獲得し、その行使に習熟する。	歴史学 DP1 建築CP3・総合CP3 市民生活と法 DP1 建築CP3・総合CP3 経済学入門 DP1 建築CP3・総合CP3 ことばと文化 DP2 建築CP4・総合CP4 哲学 DP1 建築CP3・総合CP3 日本語表現の基礎 DP1 建築CP4・総合CP4 スポーツⅠ DP5 建築CP3・総合CP3 スポーツ健康科学 DP5 建築CP3・総合CP3 現代物理学 DP1 建築CP3・総合CP3 地理学 DP1 建築CP3・総合CP3 日本国憲法 DP1 建築CP3・総合CP3 スポーツⅡ DP5 建築CP3・総合CP3 技術者倫理 DP8 建築CP11・総合CP11 科学技術と人間 DP8 建築CP3・総合CP3
言語教育	一年次においては「読む」「書く」「聞く」「話す」の4技能に関する基礎学力を確認するとともに、それをふまえた応用能力を修得する。	基礎英語A DP6 建築CP4・総合CP4 基礎英語B DP6 建築CP4・総合CP4 中級英語A DP6 建築CP4・総合CP4 中級英語B DP6 建築CP4・総合CP4 実用英語Ⅰ DP6 建築CP4・総合CP4 実用英語Ⅱ DP6 建築CP4・総合CP4
専門教育科目		
共通基礎教育	数学は、理工学の前提となる重要な科目であり基本言語ともいえる。まず全ての専門分野において必要となる微積分学(多変数関数の微積分まで)と線形代数学(行列、行列式、固有値など)を学び専門科目を学修できる基礎的な能力を身につける。 力学などの基本法則を理解し、基礎的な知識や思考方法を修得し、数学を使って自然現象を議論する。実験や演習を通して、講義で得た知識を活用し、専門科目を学修できる基礎的な能力を身に付ける。	微積分Ⅰ DP1 建築CP5・総合CP5 数学演習Ⅰ DP3 建築CP5・総合CP5 行列と行列式 DP1 建築CP5・総合CP5 情報リテラシ DP5 建築CP5・総合CP5 物理Ⅰ DP1 建築CP5・総合CP5 物理実験Ⅰ DP4 建築CP5・総合CP5 化学の基礎 DP1 建築CP5・総合CP5 入門化学実験 DP1 建築CP5・総合CP5 微積分Ⅱ DP1 建築CP6・総合CP5 数学演習Ⅱ DP3 建築CP6・総合CP5 線形代数 DP1 建築CP6・総合CP5 物理Ⅱ DP1 建築CP6・総合CP5 物理演習 DP3 建築CP6・総合CP6 物理実験Ⅱ DP4 建築CP6・総合CP6 微分方程式Ⅰ DP1 建築CP6・総合CP6 数理統計Ⅰ DP1 建築CP6・総合CP6 微分方程式Ⅱ DP3 建築CP6・総合CP6 数理統計Ⅱ DP3 建築CP6・総合CP6
補充教育科目	高校で学んだ数学・物理と理工系大学で必要な数学・物理の橋渡しをする科目で、基本的な考え方を身に付ける。	理数基礎演習A DP3 建築CP10・総合CP10 理数基礎演習B DP3 建築CP10・総合CP10 理数総合演習A DP3 建築CP10・総合CP10 理数総合演習B DP3 建築CP10・総合CP10

必修科目

② 主専攻分野

卒業判定時において修得単位数が最大である専門分野をもって主専攻分野とします。
ただし、修得単位数が最大である専門分野が複数ある場合は、申請された専門分野をもって主専攻分野とします。

6 建築・生活デザイン学科 開設科目概要

開設科目概要の閲覧については、クラス担任に問い合わせてください。

7 資格取得

① 取得できる資格

- ・福祉住環境コーディネーター

受験資格については特に制限なし。

- ・インテリアコーディネーター

受験資格については特に制限なし。

- ・色彩検定

受験資格については特に制限なし。

- ・建築CAD検定

受験資格については特に制限なし。

- ・インテリアプランナー

受験資格については特に制限なし。ただし、インテリアプランナーの登録については、一定の実務経験が必要。

② 受験資格が得られる資格

- ・一級建築士

所定の指定科目を修めて卒業すれば、実務経験なしに受験資格が生ずる。ただし、一級建築士の登録については一定の実務経験が必要。

- ・二級建築士

所定の指定科目を修めて卒業すれば、実務経験なしに受験資格が生ずる。合格後はすぐに二級建築士の登録が可能。

- ・木造建築士

所定の指定科目を修めて卒業すれば、実務経験なしに受験資格が生ずる。合格後はすぐに木造建築士の登録が可能。

II 履修計画

ものづくり・サイエンス総合学科

1 卒業見込証明書発行要件

卒業見込証明書は、次の要件を満たすことにより発行可能となります。

① 2年次前学期

1年次終了時に、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 1年以上の修業年数を有すること。
- (2) 総合教育科目から4単位以上を修得していること。
- (3) 専門教育科目から16単位以上を修得していること。
- (4) (2)及び(3)の修得単位を含めて、合計26単位以上を修得していること。

② 2年次後学期

2年次前学期終了時に、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 1年半以上の修業年数を有すること。
- (2) 全学共通教育科目「自主創造の基礎」2単位を修得していること。
- (3) 総合教育科目から6単位以上を修得していること。
- (4) 専門教育科目について、次の要件を満たしていること。

ア 「入門ゼミナール」1単位及び「発展ゼミナール」1単位を修得していること。

イ 分野別専門教育部門A・B・C・D・E・F・Gのいずれか1分野のうちから6単位以上、共通基礎教育部門の修得単位を含め、12単位以上を修得していること。

ウ ア及びイの修得単位を含めて、24単位以上を修得していること。

- (5) (2)、(3)及び(4)の修得単位を含めて、合計44単位以上を修得していること。

③ その他

①及び②の修得単位には、サマーセッション（夏季集中授業）及びスプリングセッション（春季集中授業）における修得単位を含むものとする。

2 卒業要件

科目区分ごとに履修方法で定めた単位数（補充教育科目を除く）を含め、総計62単位以上を修得することにより卒業が可能となります。

① 全学共通教育科目

必修科目は全て修得しなければならない。

② 総合教育科目

- (1) 言語教育部門から3単位以上を修得しなければならない。
- (2) 総合教育科目から総計で8単位以上を修得しなければならない。

③ 専門教育科目

- (1) 必修科目は全て修得しなければならない。
- (2) 分野別専門教育部門A・B・C・D・E・F・Gのうち、いずれか1分野から10単位以上、共通基礎教育部門の修得単位を含め、合計16単位以上を修得しなければならない。
- (3) 専門教育科目から総計で32単位以上を修得しなければならない。ただし、許可を得て他学科に開設された専門教育科目を履修して修得した単位については、6単位を超えない範囲で、専門教育科目選択科目の履修により修得したものとみなす。

④ 補充教育科目

高等学校までに学ぶ数学の内容の修得が不十分だと感じている人、修得したはずだが内容を忘れて自信がない人等は、補充教育科目の履修を推奨します。ただし、補充教育科目は卒業に必要な総単位数62単位に算入することはできません。

3 履修科目登録単位数の上限

各学期に履修科目として登録することができる単位数に次の制限があります。履修科目登録に際しては「履修モデル」「履修系統図」のページを熟読の上、卒業するまでの履修計画を立てるようにしてください。

① 登録単位数の上限

各学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|------|
| (1) 1年次前学期 | 25単位 |
| (2) 1年次後学期 | 25単位 |
| (3) 2年次前学期及び後学期 | 25単位 |
| (4) 各年次サマーセッション（夏季集中授業） | 6単位 |
| (5) 各年次スプリングセッション（春季集中授業） | 6単位 |

② 成績優秀者の登録単位数

次の条件を満たした場合は、上記①(2)及び(3)に定めた単位数を超え27単位を上限として、履修科目を登録することを認める。

- (1) 直前の前学期又は後学期の学期GPAが3.0以上であること。
- (2) 直前の前学期又は後学期の修得単位数のうち、卒業要件に算入することのできる単位数が21単位以上であること。

③ 除外科目

卒業要件単位数に算入することのできない授業科目の履修科目登録単位は、上記①、②に定める上限単位数には含まないものとする。

※ 詳細についてはクラス担任の指導を受けること。

4 ものづくり・サイエンス総合学科開設科目

① 全学共通教育科目

部門	分野	1年次		2年次		履修要件
		前学期	後学期	前学期	後学期	
	初年次教育科目	自主創造の基礎 (必修) (2)	日本を考える (2)			必修単位数2 単位を修得し なければならない。
		合計 (4)				

- 1) 「日本を考える」について、大学本部で実施。履修登録等については、「CST-VOICE」に掲載（予定）の内容を確認すること。

② 総合教育科目

部門	分野	1年次		2年次		履修要件
		前学期	後学期	前学期	後学期	
教養教育		歴史学 (2)	経済学入門 (2)			8単位以上を 修得しなければ ならない。
		市民生活と法 (2)	日本国憲法 (2)			
		ことばと文化 (2)	ことばと文化 (2)			
		哲学 (2)	哲学 (2)			
		日本語表現の基礎 (1)	日本語表現の基礎 (1)			
		スポーツⅠ (1)	スポーツⅡ (1)			
		スポーツ健康科学 (2)			スポーツ健康科学☆ (2)	
		技術者倫理 (2)	現代物理学 (2)			
言語教育	外国語	基礎英語 A (1)	中級英語 A (1)	実用英語Ⅰ* (1)	実用英語Ⅱ☆ (1)	言語教育部門 から3単位以 上修得しなけ ばならない。
		基礎英語 B (1)	中級英語 B (1)			
		合計 (38)				

- 1) ()内の数字は単位数を表す。
- 2) *印の科目はサマーセッション，☆印の科目はスプリングセッションの開設科目を表す。

③ 専門教育科目

部門	分野	1 年次		2 年次		履修要件
		前学期	後学期	前学期	後学期	
必修	共通基礎教育	入門ゼミナール (1)	基礎ゼミナール (1)	発展ゼミナール (1)	総合ゼミナール (1) 卒業研究 (2)	必修単位数 6 単位を含め、合計 32 単位以上を修得しなければならない。 ただし、許可を得て建築・生活デザイン学科において履修した専門教育科目については、6 単位を超えない範囲で、当該学生が在籍する学科の専門教育科目選択科目の履修により修得したものとみなす。
		情報リテラシー (1) 微分積分Ⅰ (2) 微分積分Ⅱ (2) 行列と行列式 (2) 線形代数 (2) 数学演習Ⅰ (1) 数学演習Ⅱ (1) 物理学Ⅰ (2) 物理学Ⅱ (1) 物理実験Ⅰ (1) 入門化学実験 (2)	数理統計Ⅰ (2) 物理実験Ⅱ (1) 物理 (2)	数理統計Ⅱ (2) 微分方程式Ⅰ (2)	微分方程式Ⅱ (2) 化学の基礎 (2) 入門化学実験☆ (2)	
分野別専門教育	A 機械工学		材料力学Ⅰ (2) 機械要素Ⅰ (2) 機械工作法Ⅰ (2) 機械工作実習Ⅰ (2) 基礎機械設計製図Ⅰ (2) 基礎機械設計製図Ⅱ☆ (1) 機械製図の基礎 (1) 機械力学演習Ⅰ (1) 材料力学演習Ⅰ (1)	材料力学Ⅱ (2) 流体力学Ⅰ (2) 機械要素Ⅱ (2) 機械工作法Ⅱ (2) 機械工作実習Ⅱ (2) 機械工学実験 (2) 機械設計製図Ⅰ (2) 材料力学演習Ⅱ (1) 流体力学演習Ⅰ (1)	流体力学Ⅱ (2) 流体力学演習Ⅱ (1) 機械設計製図Ⅱ (2) 機械材料 (2) 熱力学演習 (1)	分野別専門教育部門 (A 機械工学分野, B 電気電子工学分野, C 情報科学分野, D 応用化学分野, E 物理学分野, F 数学分野, G 総合科学分野) のいずれか 1 分野のうちから 10 単位以上、共通基礎教育部門の修得単位を含め、16 単位以上を修得しなければならない。 ただし、E 分野の応用物理学実験Ⅰ、応用物理学実験Ⅱの修得単位については、B 分野及び C 分野の専門教育科目の履修により修得したものとみなすことができる。 E 分野の電磁気学Ⅰ、電磁気学Ⅱ、電磁気学演習Ⅰ、電磁気学演習Ⅱの修得単位については、B 分野の専門教育科目の履修により修得したものとみなすことができる。 キャリア・職業教育部門の修得単位については、G 分野の専門教育科目の履修により修得したものとみなすことができる。
	B 電気電子		電磁気学Ⅰ (2) 電磁気学演習Ⅰ (1) 回路理論Ⅰ (2) 回路理論Ⅱ☆ (2) 電気計測Ⅰ (2) 基礎電気電子実験 (2)	電磁気学Ⅱ (2) 電磁気学演習Ⅱ (1) 回路網の解析 (2) 電子回路Ⅰ (2) 電気計測Ⅱ (2) 基礎電子物性 (2) 応用物理学実験Ⅰ (2)	回路の応答 (2) 電子回路Ⅱ (2) 電気機器 (2) 電子物性工学 (2) 応用物理学実験Ⅱ (2)	
	C 情報科学		コンピュータシステム序論 (2) プログラミング基礎 (2) 論理回路 (2)	情報基礎実験 (2) コンピュータハードウェア基礎 (2) プログラミングⅠ (2) 情報ネットワーク基礎 (2) 数値解析 (2) 応用物理学実験Ⅰ (2)	コンピュータグラフィックス (2) プログラミングⅡ (2) Java プログラミング (2) 数値シミュレーション (2) 情報数理解入門 (2) 応用物理学実験Ⅱ (2) 情報セキュリティ基礎 (2)	
	D 応用化学		有機化学Ⅰ (2) 無機化学Ⅰ (2) 分析化学Ⅰ (2) 物理化学Ⅰ (2) 生命科学概論Ⅲ (2)	有機化学Ⅱ (2) 無機化学Ⅱ (2) 分析化学Ⅱ (2) 物理化学Ⅱ (2) 基礎化学工学Ⅰ (2) 生命科学Ⅰ (2) 生命科学Ⅱ (2) 分析化学・無機化学実験 (3) 生物化学実験 (3)	有機化学Ⅲ (2) 無機化学Ⅲ (2) 高分子科学 (2) 生命科学Ⅲ (2) 生命有機化学 (2) バイオマテリアル (2) 分子生物学 (2) 高分子・有機化学実験 (3) 物理化学・化学工学実験 (3)	
	E 物理学		力学Ⅰ (2) 力学演習Ⅰ (1) 電磁気学Ⅰ (2) 電磁気学演習Ⅰ (1)	力学Ⅱ (2) 力学演習Ⅱ (1) 電磁気学Ⅱ (2) 電磁気学演習Ⅱ (1) 量子力学Ⅰ (2) 熱力学Ⅱ (2) 応用物理学実験Ⅰ (2)	物理数学Ⅱ (2) 物理数学演習 (1) 量子力学Ⅱ (2) 量子力学演習 (1) 相対論 (2) 応用物理学実験Ⅱ (2)	
	F 数学		数学通論Ⅰ (2) 数学通論Ⅱ (2) 解析学基礎論 (2) 代数学幾何学Ⅰ (4)	数学通論Ⅲ (2) 微分積分学Ⅰ (4) 代数学幾何学Ⅱ (4) 代数学Ⅰ (2)	数学通論Ⅳ (2) 微分積分学Ⅱ (4) 代数学幾何学Ⅲ (4) 代数学Ⅱ (2)	
	G 総合科学	ベクトル解析* (2) ベクトル解析演習* (1) 化学Ⅰ (2)	情報活用演習Ⅰ (1) 化学Ⅱ (2) 応用化学実験 (2) 複素関数論 (2)	情報活用演習Ⅱ (1)	多変量解析 (2)	
	キャリア・職業教育	工学スキル演習 A* (1) 工学スキル演習 B* (1)	キャリアデザイン (2) 工学スキル演習 B* (1)	危険物管理入門 (2)		
		合 計 (25)	合 計 (75)	合 計 (93)	合 計 (85)	

1) ()内の数字は単位数を表す。

2) *印の科目はサマーセッション、☆印の科目はスプリングセッションの開設科目を表す。

④ 補充教育科目（卒業に必要な単位数に算入することはできない）

部門	分野	1 年次		2 年次		履修要件
		前学期	後学期	前学期	後学期	
		理 数 基 礎 演 習 A (1) 理 数 基 礎 演 習 B (1)	理 数 総 合 演 習 A ☆ (1) 理 数 総 合 演 習 B ☆ (1)			
		基 礎 工 学 演 習 I (1) 基 礎 工 学 演 習 II (1)				
		合 計 (6)				

- 1) () 内の数字は単位数を表す。
- 2) ☆印の科目はスプリングセッション開設科目を表す。

5 履修計画のための指針

各自の学修目的・目標に応じて履修登録を行うための「履修モデル」を以下に示します。
履修計画を立てる上で参考にしてください。

① 主専攻分野

1年次後学期開始時に機械工学，電気電子工学，情報科学，応用化学，物理学，数学及び総合科学のいずれか1つの専門分野を選択し，主として学修する専門分野としてクラス担任に申請します。申請した専門分野について，「②履修モデル」及び「③履修系統図」に基づき履修登録を行ってください（詳細についてはクラス担任の指導を受けること）。

分野別専門教育部門に配置されている機械工学，電気電子工学，情報科学，物理学，数学及び総合科学の各専門分野について，卒業判定時において修得単位数が最大である専門分野をもって「主専攻分野」とします。ただし，修得単位数が最大である専門分野が複数ある場合は，申請された専門分野をもって主専攻分野とします。

② 履修モデル

機械工学モデル	
目 標	機械系四年制大学への編入学を目指す。

電気工学モデル	
目 標	電気系四年制大学への編入学を目指す。

電子工学モデル	
目 標	電子系四年制大学への編入学を目指す。

応用情報工学モデル	
目 標	応用情報系四年制大学への編入学を目指す。

情報科学モデル	
目 標	情報系四年制大学への編入学を目指す。

応用化学モデル	
目 標	応用化学系四年制大学への編入学を目指す。

物理学モデル	
目 標	物理系四年制大学への編入学を目指す。

数学モデル	
目 標	数学系四年制大学への編入学を目指す。

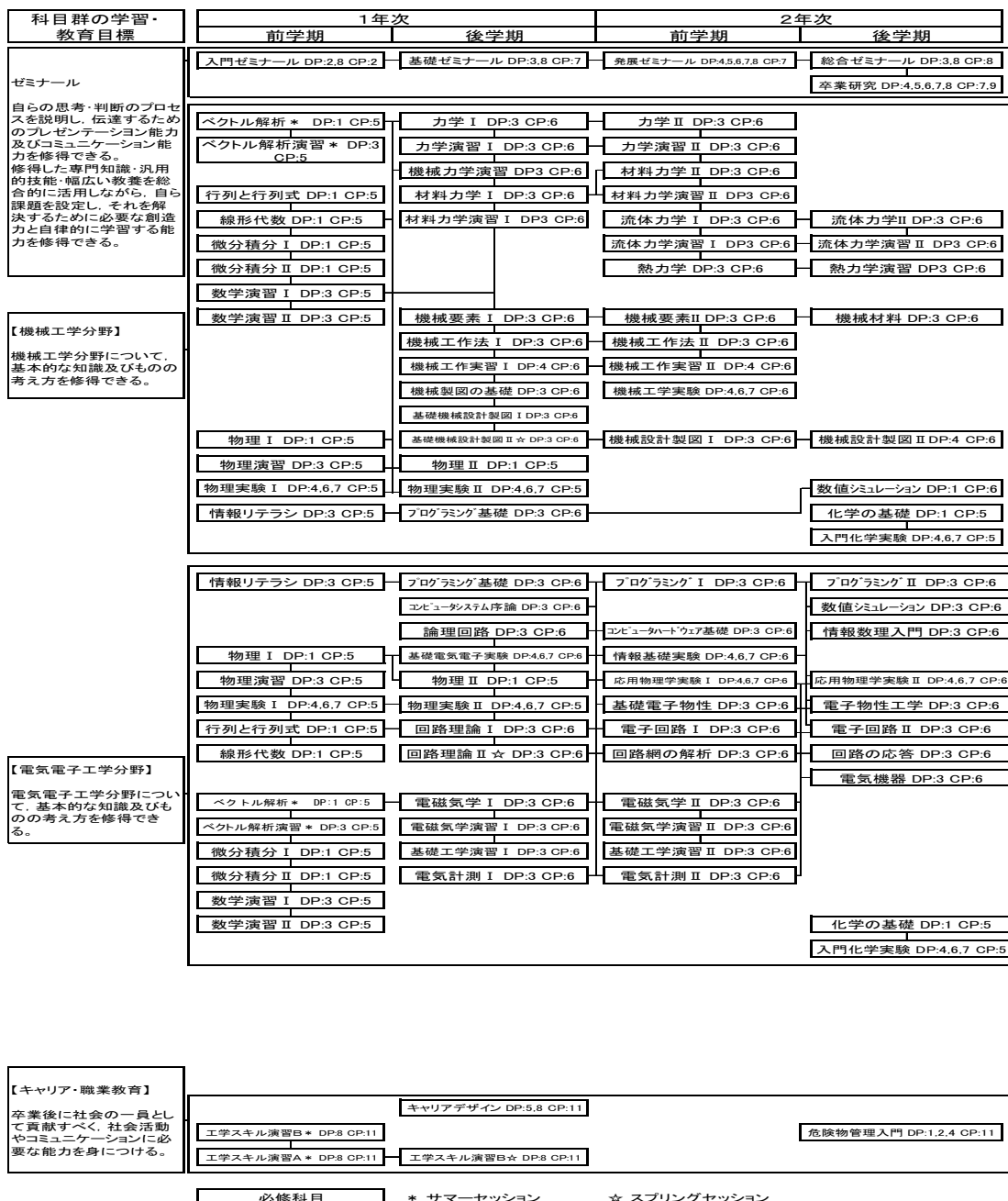
総合科学モデル	
目 標	数理・データサイエンスの基礎と幅広い科学的素養を身に付ける。

③ 履修系統図

履修系統図とは、知識・能力と授業科目との間の対応関係を示した体系図のことです。

短期大学部（船橋校舎） ものづくり・サイエンス総合学科 令和5年度履修系統図

※ DPについては短期大学士（工学）又は（理学），CPは各学科

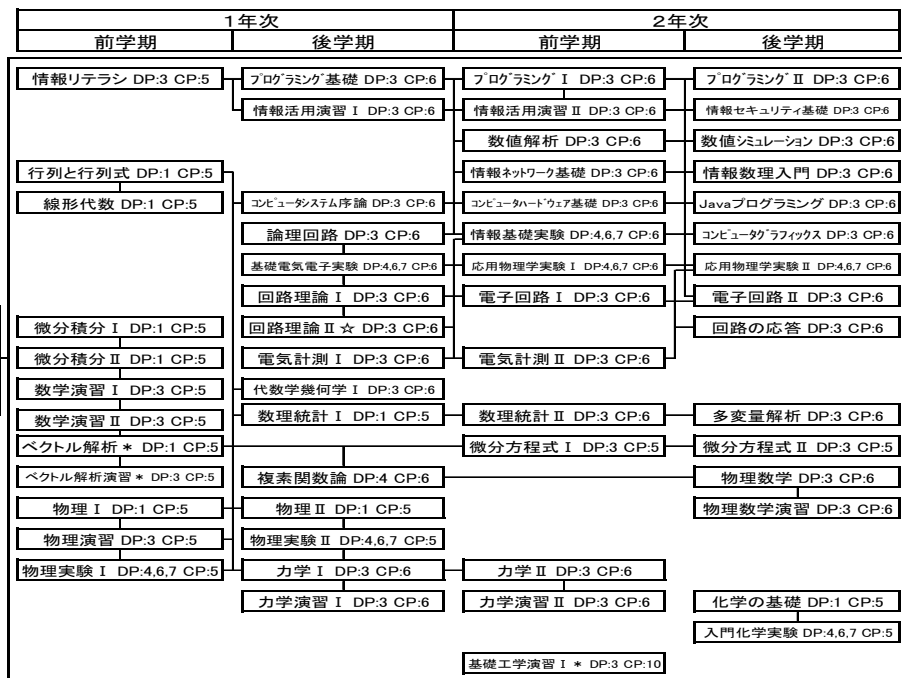


必修科目

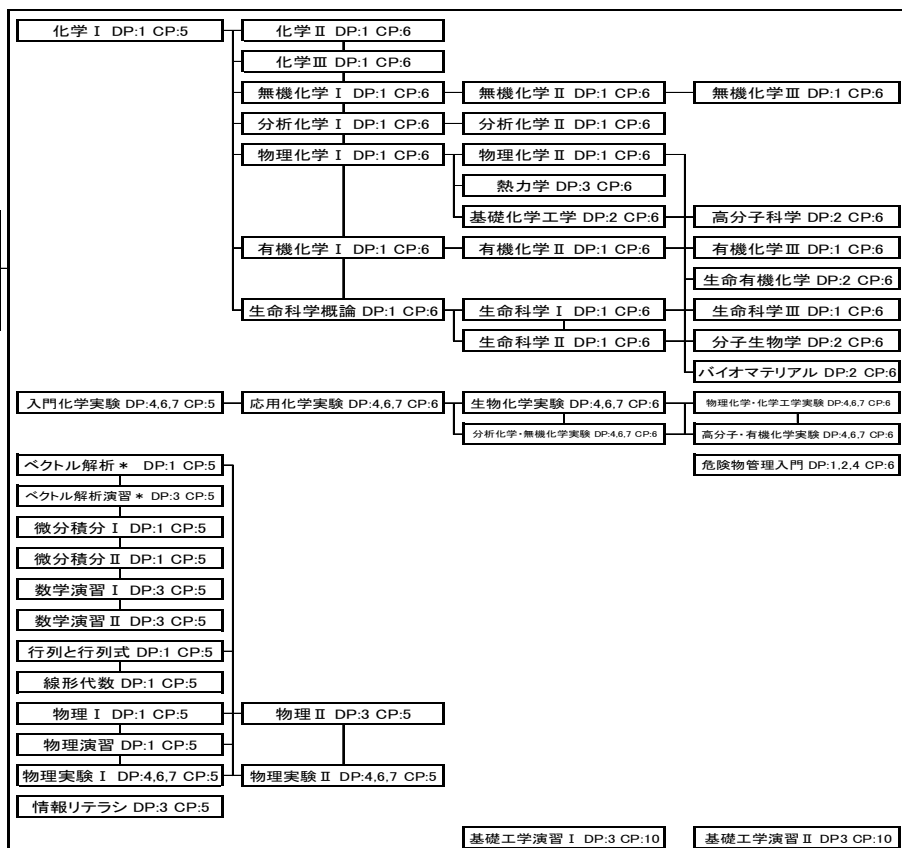
* サマーセッション

☆ スプリングセッション

【情報科学分野】
情報科学分野について、
基本的な知識及びものの
考え方を修得できる。



【応用化学分野】
応用化学分野について、
基本的な知識及びものの
考え方を修得できる。



1年次		2年次	
前学期	後学期	前学期	後学期

情報リテラシ DP:3 CP:5	プログラミング基礎 DP:3 CP:6	プログラミングⅠ DP:3 CP:6	
	情報活用演習Ⅰ DP:3 CP:6	情報ネットワーク基礎 DP:3 CP:6	
	コンピュータシステム序論 DP:3 CP:6	コンピュータハードウェア基礎 DP:3 CP:6	コンピュータグラフィックス DP:3 CP:6
	数理統計Ⅰ DP:1 CP:5	数理統計Ⅱ DP:3 CP:6	多変量解析 DP:3 CP:6
ベクトル解析＊ DP:1 CP:5	力学Ⅰ DP:3 CP:6	力学Ⅱ DP:3 CP:6	相対論 DP:3 CP:6
ベクトル解析演習＊ DP:3 CP:5	力学演習Ⅰ DP:3 CP:6	力学演習Ⅱ DP:3 CP:6	
微分積分Ⅰ DP:1 CP:5	電磁気学Ⅰ DP:3 CP:6	電磁気学Ⅱ DP:3 CP:6	
微分積分Ⅱ DP:1 CP:5	電磁気学演習Ⅰ DP:3 CP:6	電磁気学演習Ⅱ DP:3 CP:6	
数学演習Ⅰ DP:3 CP:5		量子力学Ⅰ DP:3 CP:6	量子力学Ⅱ DP:3 CP:6
数学演習Ⅱ DP:3 CP:5		熱力学 DP:3 CP:6	量子力学演習 DP:3 CP:6
行列と行列式 DP:1 CP:5		微分方程式Ⅰ DP:3 CP:5	微分方程式Ⅱ DP:3 CP:5
線形代数 DP:1 CP:5	複素関数論 DP:4 CP:6		物理数学 DP:3 CP:6
物理Ⅰ DP:1 CP:5	物理Ⅱ DP:1 CP:5		物理数学演習 DP:3 CP:6
物理演習 DP:3 CP:5	物理実験Ⅱ DP:4,6,7 CP:5	応用物理学実験Ⅰ DP:4,6,7 CP:6	応用物理学実験Ⅱ DP:4,6,7 CP:6
物理実験Ⅰ DP:4,6,7 CP:5		基礎工学演習Ⅰ DP:3 CP:10	化学の基礎 DP:1 CP:5
		基礎工学演習Ⅱ＊ DP:3 CP:10	入門化学実験 DP:4,6,7 CP:5

【物理学分野】
物理学分野について、
基本的な知識及びもの
の考え方を修得でき
る。

	数学通論Ⅰ DP:3 CP:6	数学通論Ⅲ DP:3 CP:6	数学通論Ⅳ DP:3 CP:6
行列と行列式 DP:1 CP:5	数学通論Ⅱ DP:3 CP:6	代数学Ⅰ DP:3 CP:6	代数学Ⅱ DP:3 CP:6
線形代数 DP:1 CP:5	代数学幾何学Ⅰ DP:3 CP:6	代数学幾何学Ⅱ DP:3 CP:6	代数学幾何学Ⅲ DP:3 CP:6
ベクトル解析＊ DP:1 CP:5	解析学基礎論 DP:3 CP:6	微分積分学Ⅰ DP:3 CP:6	微分積分学Ⅱ DP:3 CP:6
ベクトル解析演習＊ DP:3 CP:5		微分方程式Ⅰ DP:3 CP:5	微分方程式Ⅱ DP:3 CP:5
微分積分Ⅰ DP:1 CP:5	複素関数論 DP:4 CP:6		物理数学 DP:3 CP:6
微分積分Ⅱ DP:1 CP:5			物理数学演習 DP:3 CP:6
数学演習Ⅰ DP:3 CP:5	数理統計Ⅰ DP:1 CP:5	数理統計Ⅱ DP:3 CP:5	多変量解析 DP:3 CP:6
数学演習Ⅱ DP:3 CP:5			
物理Ⅰ DP:1 CP:5	物理Ⅱ DP:3 CP:5		
物理演習 DP:1 CP:5			
物理実験Ⅰ DP:4,6,7 CP:5	物理実験Ⅱ DP:4,6,7 CP:6		
情報リテラシ DP:3 CP:5	プログラミング基礎 DP:3 CP:6	プログラミングⅠ DP:3 CP:6	プログラミングⅡ DP:3 CP:6
	情報活用演習Ⅰ DP:3 CP:6		情報処理入門 DP:3 CP:6
			数値シミュレーション DP:3 CP:6
	コンピュータシステム序論 DP:3 CP:6	コンピュータハードウェア基礎 DP:3 CP:6	コンピュータグラフィクス DP:3 CP:6
			化学の基礎 DP:1 CP:5
			入門化学実験 DP:4,6,7 CP:6

【数学分野】
数学分野について、基本的な知識及びものの考え方を修得できる。

情報リテラシ DP:3 CP:5	プログラミング基礎 DP:3 CP:6	プログラミングⅠ DP:3 CP:6	プログラミングⅡ DP:3 CP:6
	情報活用演習Ⅰ DP:3 CP:6	情報活用演習Ⅱ DP:3 CP:6	
微分積分Ⅰ DP:1 CP:5	数理統計Ⅰ DP:1 CP:5	数理統計Ⅱ DP:3 CP:5	多変量解析 DP:3 CP:6
微分積分Ⅱ DP:1 CP:5		微分方程式Ⅰ DP:3 CP:5	微分方程式Ⅱ DP:3 CP:5
数学演習Ⅰ DP:3 CP:5	複素関数論 DP:4 CP:6		
数学演習Ⅱ DP:3 CP:5			
ベクトル解析＊ DP:1 CP:5			
ベクトル解析演習＊ DP:3 CP:5			
行列と行列式 DP:1 CP:5			
線形代数 DP:1 CP:5			
物理Ⅰ DP:1 CP:5	物理Ⅱ DP:1 CP:5		
物理演習 DP:3 CP:5	物理実験Ⅱ DP:4,6,7 CP:5		
物理実験Ⅰ DP:4,6,7 CP:5			
化学Ⅰ DP:1 CP:5	化学Ⅱ DP:1 CP:6		
	生命科学概論 DP:1 CP:6		
入門化学実験 DP:4,6,7 CP:5	応用化学実験 DP:4,6,7 CP:6		

【総合科学分野】
確かな理数系の基礎
学力と幅広い科学的
素養を修得できる。

短期大学部(船橋校舎) 一般教育 令和5年度履修系統図

※ DP1については短期大学士(工学)又は(理学)、CP1は各学科

科目群	科目群の学習目標	設置科目(科目の設置学年・学期については時間割参照)
全学共通教育科目	日本大学マインドと自主創造の3つの構成要素およびその能力を身に付けることを目指し、身に付けた能力・スキルを活用し、事象を認識して個人では完済できない問題をチームメンバーと協働して解決できる能力を身に付ける。 なお、この科目は初年次教育として全学共通科目で実施する。	自主創造の基礎 DP6 建築CP1・総合CP1
総合教育科目 (1, 2年共通)	大学生として「自ら学び、行動し、創り上げる」ことのできる学修スキルを身につけ、それらを活用し、社会人としての基本的知識や技能、態度を体得することを目指す。責任ある科学者・技術者としてはもちろん、責任ある市民として身につけるべき教養の探求と涵養を習慣化するために、教養教育科目を通じて、能力・技法を獲得し、その行使に習熟する。	歴史学 DP1 建築CP3・総合CP3 市民生活と法 DP1 建築CP3・総合CP3 経済学入門 DP1 建築CP3・総合CP3 ことばと文化 DP2 建築CP4・総合CP4 哲学 DP1 建築CP3・総合CP3 日本語表現の基礎 DP1 建築CP4・総合CP4 スポーツⅠ DP5 建築CP3・総合CP3 スポーツ健康科学 DP5 建築CP3・総合CP3 現代物理学 DP1 建築CP3・総合CP3 地理学 DP1 建築CP3・総合CP3 日本国憲法 DP1 建築CP3・総合CP3 スポーツⅡ DP5 建築CP3・総合CP3 技術者倫理 DP8 建築CP11・総合CP11 科学技術と人間 DP8 建築CP3・総合CP3
言語教育	一年次においては「読む」「書く」「聞く」「話す」の4技能に関する基礎学力を確認するとともに、それをふまえた応用力を修得する。	基礎英語A DP6 建築CP4・総合CP4 基礎英語B DP6 建築CP4・総合CP4 中級英語A DP6 建築CP4・総合CP4 中級英語B DP6 建築CP4・総合CP4 実用英語Ⅰ DP6 建築CP4・総合CP4 実用英語Ⅱ DP6 建築CP4・総合CP4
専門教育科目		
共通基礎教育	数学は、理工学の前提となる重要な科目であり基本言語ともいえる。まず全ての専門分野において必要となる微積分学(多変数関数の微積分まで)と線形代数(行列、行列式、固有値など)を学び専門科目を学修できる基礎的な能力を身につける。 力学などの基本法則を理解し、基礎的な知識や思考方法を修得し、数学を使って自然現象を議論する。実験や演習を通して、講義で得た知識を活用し、専門科目を学修できる基礎的な能力を身に付ける。	微積分Ⅰ DP1 建築CP5・総合CP5 数学演習Ⅰ DP3 建築CP5・総合CP5 行列と行列式 DP1 建築CP5・総合CP5 情報リテラシ DP5 建築CP5・総合CP5 物理Ⅰ DP1 建築CP5・総合CP5 物理実験Ⅰ DP4 建築CP5・総合CP5 化学の基礎 DP1 建築CP5・総合CP6 入門化学実験 DP1 建築CP5・総合CP6 微積分Ⅱ DP1 建築CP6・総合CP5 数学演習Ⅱ DP3 建築CP6・総合CP5 線形代数 DP1 建築CP6・総合CP5 物理Ⅱ DP1 建築CP6・総合CP5 物理演習 DP3 建築CP6・総合CP6 物理実験Ⅱ DP4 建築CP6・総合CP6 微分方程式Ⅰ DP1 建築CP6・総合CP6 数理統計Ⅰ DP1 建築CP6・総合CP6 微分方程式Ⅱ DP3 建築CP6・総合CP6 数理統計Ⅱ DP3 建築CP6・総合CP6
補充教育科目	高校で学んだ数学・物理と理工系大学で必要な数学・物理の橋渡しをする科目で、基本的な考え方を身に付ける。	理数基礎演習A DP3 建築CP10・総合CP10 理数基礎演習B DP3 建築CP10・総合CP10 理数総合演習A DP3 建築CP10・総合CP10 理数総合演習B DP3 建築CP10・総合CP10

必修科目

6 ものづくり・サイエンス総合学科 開設科目概要

開設科目概要の閲覧については、教務課に問い合わせてください。

7 資格取得

① 目標とする資格

- ・ IT パスポート試験
 - ・ 基本情報技術者試験
 - ・ MOS Excel, MOS Word, MOS Access
 - ・ インターネット検定「.com Master」
 - ・ CATIA V5 Associate
 - ・ TOEIC (R) テスト
 - ・ 中学校教諭一種免許状, 高等学校教諭一種免許状
- 詳細については「IV－5－⑤ 教職課程について」参照のこと。

② 受験資格が得られる資格

- ・ 危険物取扱者（甲種）
※化学に関する科目 15 単位を修得することが必要
- ・ 作業環境測定士
※1 年以上の実務経験が必要
- ・ 消防設備士（甲種）

Ⅲ 学生生活

1 学生証（窓口：教務課）

学生証は、本学学生としての身分を証明するものですから、次の注意事項をよく読み、常に携帯し、大切に扱わなければなりません。校内では別に配布される学生証携帯用ストラップの着用により携帯してください。

- ① 学生証は、本学教職員の請求があった場合は、いつでも提示しなければなりません。特に試験時に携帯しない場合は受験できません。
- ② 学生証は、他人に貸与又は譲渡してはいけません。
- ③ 学生証は、通学定期乗車券の購入や学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の申し込みに必要です。
- ④ 学生証及び学生証携帯用ストラップを破損又は紛失した場合は、直ちに再発行の手続きをしてください。
- ⑤ 学生証及び学生証携帯用ストラップは、卒業・退学等によって学籍を失ったときは直ちに返還してください。
- ⑥ 学生証の有効期限は在学期間中です。
- ⑦ 学生証は IC カードとなっており、裏面には「学生証裏面学籍シール」を貼付します。「学生証裏面学籍シール」については、次のことに注意してください。
 - (1) 「学生証裏面学籍シール」の有効期限は1年間で、毎年4月に交付します。貼付していない場合は無効です。
 - (2) 「学生証裏面学籍シール」の受領後、直ちに学生番号・氏名等を確認してください。
 - (3) 現住所を変更した場合など「学生証裏面学籍シール」の交換が必要となった場合は、直ちに学生課に申し出て新たな「学生証裏面学籍シール」の交付を受けてください。

2 健康管理（窓口：学生課・保健室・学生支援室）

① 定期健康診断

学生生活をより豊かに過ごすためには、心身ともに健康でなくてはなりません。

大学では学校保健安全法に基づき、原則、毎年4月に定期健康診断を実施しています。この健康診断は学生全員が必ず受診しなければなりません。受診できなかった場合は、外部の医療機関で実施し、健康診断結果の写しを船橋校舎保健室へ提出してください。

なお、健康診断の結果は、就職活動や進学、奨学金申請等の際に必要な健康診断証明書を発行するためのデータとなります。受診しなかった場合は、健康診断証明書の発行はできません。

健康診断の結果は、学内Webシステムで確認できます。健康診断を受けた学生は、公開日以降できるだけ早めに結果を確認してください（詳細はCST-VOICE Eでお知らせします）。

② 保健室

大学内で傷病が発生した場合の応急処置、健康相談等を行っています。

◎ 船橋校舎保健室 14号館1階 ☎047-469-5222(直通)

③ 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

学校保健安全法施行規則「感染症の予防」第18条、第19条

分類	対象疾病	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症，指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	発症した後5日を経過し，かつ，解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し，かつ，全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

医療機関において学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症と診断されると大学への出席は停止となります。その場合は，速やかに船橋校舎保健室に電話連絡してください。

また、授業の欠席については、治癒次第、授業科目担当者に相談してください。

なお、医療機関から大学への出席が許可されたら理工学部ホームページ「学生生活サポート情報（保健室）」のページから「学校感染症治癒証明書」をプリントアウトし、医療機関において作成の上、同証明書を船橋校舎保健室に提出してください。

3 学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険（窓口：学生課）

① 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

理工学部では、大学院及び短期大学部（船橋校舎）を含む全学生について、日本大学理工学部後援会の補助により、公益財団法人日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険（学研災）に一括加入しています。この保険は、正課中、学校行事中等に発生した事故により学生が死亡又は怪我をした際に適用される補償制度です。

② 学研災付帯賠償責任保険

① 学研災に付帯して、正課中、学校行事中等で他人に怪我を負わせた場合又は他人の財物を損壊した場合等において、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金が支払われる制度です（対人・対物合わせて1事故1億円を限度）。

4 日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金制度（窓口：学生課）

正課又は課外活動中に傷害等を被ったときは「傷害事故報告書」を提出してください。原則として、公的医療保険適用後、本人負担分を大学が給付する制度です。「3 学生教育研究災害傷害保険」との重複はできません。以下、給付金に関する規程等を掲載します。詳細については学生課に問い合わせてください。

<注意事項>

① 合宿・研修等を実施する場合は、行事開始1週間前までに必ず学生団体等行事届（実施計画・参書加者名簿添付）を学生課に提出してください。

② 給付金規程適用の事故が発生した場合は、速やかにクラス担任又は顧問を通じて、所定の傷害事故報告書を学生課に提出してください。事故発生後1か月以内に提出されないものや、当該年度を越えた傷害事故報告書は、給付金規程の対象になりません。

- ③ この規程は、本来の活動中に適用されるもので、移動中・休憩中・親睦旅行・懇親会（飲酒をともなうもの）・本人の責任によるもの等には基本的に適用されません。

本規程対象外の事故については、学生教育研究災害傷害保険にて支払われる場合がありますので、詳細は学生課にて御確認ください。

学生教育研究災害傷害保険は最低限の補償であり、任意保険に御自身で加入しておくことが、いざという時に役に立ちます。団体での親睦・見学旅行等については、旅行傷害保険等の加入をお勧めします。

また、試合・合宿等で目的地まで移動する場合は、公共交通機関や貸切バスなどを利用してください。

日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程

平成 4 年 1 1 月 2 0 日制定	平成 2 5 年 3 月 8 日改正
平成 5 年 4 月 1 日施行	平成 2 5 年 4 月 1 日施行
平成 1 9 年 6 月 1 日改正	平成 2 8 年 3 月 4 日改正
平成 1 9 年 4 月 1 日施行	平成 2 8 年 4 月 1 日施行
平成 2 2 年 3 月 5 日改正	平成 3 0 年 1 1 月 2 日改正
平成 2 2 年 4 月 1 日施行	

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、日本大学基金規程第 5 条に基づき、本大学大学院、学部、通信教育部、短期大学部、専攻科及び専門学校に在籍する学生（以下「学生」という）の正課・課外教育中又は課外活動中等に発生した傷害及び死亡事故等（以下「事故」という）に対する給付金等についての必要事項を定める。

(資 金)

第 2 条 この規程に掲げる給付金等は、日本大学学生傷害事故等基金から支給する。

(給付の対象及び適用)

第 3 条 この規程による給付金の給付は、次の各号に掲げる事故に対して行う。ただし、事故発生原因が故意又は重大な過失による場合又は法令若しくは本大学の学則、諸規程等に違反した行為による場合はこの限りでない。

- ① 正課教育中の事故
- ② 大学（大学院、学部、通信教育部、短期大学部、専攻科及び専門学校を含む）が主催する行事实施中の事故
- ③ 学科、クラス、ゼミナール等（以下「学科等」という）が、あらかじめ所定の手続により届出をして行った課外教育中の事故
- ④ 正式に団体届をした団体（以下「団体」という）が、あらかじめ所定の手続により届出をして行った課外活動中に発生した事故
- ⑤ その他前各号に準ずる事故

(給付金の種類)

第 4 条 給付金の種類は、次の各号とする。

- ① 治療費
- ② 見舞金
- ③ 死亡弔慰金

(治療費)

第5条 治療費は、第3条各号に定める事故による傷害に対し、原則として、公的医療保険適用後の本人負担分全額を給付する。ただし、本人負担分が高額療養費支給制度の適用により、後日扶養者に還付された場合は、その還付金を、速やかに大学へ返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1号に定める事故による治療費については、公的医療保険適用の有無にかかわらず全額給付の対象とすることができる。

3 前項の給付については、別に定める。

4 第1項及び第2項の規定により治療費の給付を受ける者は、卒業又は修了後も継続して治療する場合に限り、給付を受けることができる。

5 前4項に定める治療費の給付期間は、相当と認められる事由がない限り、治療の日から180日を限度とする。

(見舞金)

第6条 見舞金は、治療に入院を要する場合及び後遺障害が生じた場合に給付する。

2 見舞金の給付額については、別に定める。

(死亡弔慰金)

第7条 死亡弔慰金は、原則として第3条各号に定める事故が直接の原因で180日以内に死亡したとき給付する。

2 死亡弔慰金の給付額については、別に定める。

(重複適用)

第8条 第4条各号の給付金は、本大学が認める範囲内で重複して給付することができる。

(諸費用)

第9条 第4条各号に定める給付金以外の事故に係る諸費用については、本大学が認めた場合に限り、その全額又は一部を給付することができる。

(給付の決定)

第10条 理事長及び学長は、第15条に定める学生傷害事故等調査委員会の報告に基づき、第11条に定める学生傷害事故等給付金委員会の議を経て給付の可否及びその種類等を決定する。ただし、緊急の必要あるときはこの限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかにこの規程に定める手続をとらなければならない。

第2章 委員会

(学生傷害事故等給付金委員会)

第11条 この規程に基づく給付の可否及びその運用等について審議するため、本大学に学生傷害事故等給付金委員会（以下「委員会」という）を置く。

(委員会の構成)

(委員会の構成)

第12条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。

2 委員長及び委員は、理事長及び学長の指名により大学が委嘱する。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第13条 委員長及び委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

第14条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(学生傷害事故等調査委員会)

第15条 学部等に、学生傷害事故等調査委員会（以下「学部委員会」という）を置く。

2 学部委員会は、委員会から委任された当該学部等の学生の事故に関する調査を行い、学部長並びに理事長及び学長に報告する。

(学部委員会の構成及び任期)

第16条 学部委員会の委員長は、学生担当とする。

2 学部委員会委員は、学生生活委員会委員及び学務委員会委員のうちから学部長が委嘱する。

3 学部委員会委員長及び委員の任期は第13条第1項に準ずる。

(学部委員会の招集)

第17条 学部委員会は、学部委員会委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

第3章 給付申請手続

(事故報告)

第18条 学生の傷害事故が発生したときは、次の各号に定める教職員は、事故の状況及び応急措置等について、書面により速やかに学生部又は学生課に報告しなければならない。

- ① 正課教育中の場合は担当教員
- ② 行事实施中の場合は当該責任者
- ③ 学科等が行う課外教育中の場合は指導者又は引率責任者
- ④ 団体が行う課外活動中の場合は顧問又は引率責任者
- ⑤ その他前各号に準ずる場合は当該責任者

- 2 前項の報告があったときは、委員会又は学部委員会は内容を審議し、第3条各号に該当する事故と認められる場合には、学部長並びに理事長及び学長に報告しなければならない。

(給付の申請)

第19条 給付金の申請は学生部又は学生課が、所定の申請書に次の書類を添付して、理事長及び学長宛てに行うものとする。

- ① 領収書又はそれに代わる証明書
- ② 診断書（大学が必要と認めたとき）
- ③ その他必要な書類

(給付の決定手続及び受給者)

第20条 理事長及び学長は、給付を決定したときは、所定の通知書により学部長に通知するものとする。

- 2 給付金の受給者は、原則として本人又は父母とする。

第4章 その他

(所管)

第21条 学生の事故に関する事務は、本部においては学生部、学部等においては学生課が行う。ただし、2学部以上の学生が参加する行事实施中等の事故に関する事務は学生部が行う。

(規程の適用)

第22条 この規程は、第3条第1号及び第2号に限り、学則に定める本大学科目等履修生及び研究生等にも適用することができる。

(適用除外)

第23条 この規程は、地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する事故には適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成30年11月2日から施行する。
- 2 昭和55年2月1日制定の日本大学学生の傷病事故に関する補助金給付規程は、これを廃止する。

日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程の

適用を受ける学生団体についての内規

平成 5 年	3 月 1 5 日	制定	平成 2 2 年	3 月 1 6 日	改正
平成 5 年	4 月	1 日	施行	平成 2 2 年	4 月
平成 1 9 年	6 月 1 9 日	改正	平成 2 8 年	3 月 2 2 日	改正
平成 1 9 年	4 月	1 日	施行	平成 2 8 年	4 月

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金規程（以下「規程」という）第 3 条第 4 号に定める団体（以下「団体」という）の団体届等についての必要事項を定める。

(学生団体)

第 2 条 この内規による団体は、学生が主体的に正課教育以外の学術・文化・体育活動を本大学の教育目的に沿って行うことを目的として結成されるものとする。

(団体の届出)

第 3 条 団体の届出は、次の各号により所定の届出書類を提出して行うものとする。

- ① 当該学部等の学生で団体を結成（以下「学部団体」という）するときは、所属する学部等の学生課（以下「学部学生課」という）に提出するものとする。ただし、団体の連合組織があるときは、その組織を通して提出することができる。
- ② 複数学部等の学生によって団体を結成（以下「本部団体」という）するときは、本部学生部学生課（以下「本部学生課」という）に提出するものとする。

2 団体届出の手続は、次の各号の所定の書類をもって行う。

- ① 結成届
- ② 規約
- ③ 顧問・アドバイザー等（以下「顧問等」という）を含む役員名簿
- ④ 会員名簿
- ⑤ 当該年度活動計画書
- ⑥ 当該年度予算書

3 学部団体の会員には、同一校地内の短期大学部及び専門学校の学生を含めることができる。

(顧問等)

第 4 条 団体の顧問等は、当該学部等の専任教職員で、原則として専任講師又は主事以上の者とし、活動に関して助言等を行う。

(会員数)

第5条 団体の会員数は、その団体が継続して活動が続けられると認められる一定数以上を必要とする。

(規程の適用を受ける団体)

第6条 規程の適用を受ける団体は、第3条第2項各号に定める書類を提出し、学部団体においては学部等学生生活委員会、本部団体においては日本大学学生生活委員会の議を経て、正式に受理された団体（以下「登録団体」という）とする。

2 登録団体としての期間は1か年とする。

(継続)

第7条 登録団体を継続するときは、第3条第1項各号に準じ、定められた期日までに次の各号の所定の書類を提出しなければならない。

- ① 登録継続届
- ② 顧問等を含む役員名簿
- ③ 会員名簿
- ④ 前年度活動報告書
- ⑤ 当該年度活動計画書
- ⑥ 前年度決算書
- ⑦ 当該年度予算書

2 登録団体の継続は、第6条に定める委員会の議を経るものとする。

(行事等の届出)

第8条 登録団体は、合宿、対外試合、発表会等の活動を行うときは、所定の用紙に必要事項を記入して、あらかじめ学部団体は学部学生課、本部団体は本部学生課に届け出なければならない。

(書類の変更届)

第9条 提出した書類の記載内容に変更が生じたとき登録団体は、速やかに学部団体は学部学生課、本部団体は本部学生課に届け出なければならない。

(要項等)

第10条 この内規に関するその他の必要事項は、学部等及び本部において要項等を別に定めることができる。

(所管)

第11条 この内規に関する事務は、学部等においては学部学生課、本部においては学生部が所管する。

(内規の準用)

第12条 この内規は、各専門学校に準用する。

附則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

5 学生支援室（窓口：学生支援室）

① 障がい者支援について

日本大学理工学部、短期大学部（船橋校舎）及び大学院理工学研究科（地理学専攻を除く）（以下「本学部」という）は、「日本大学障がい学生支援に関する基本方針」を踏まえて、本学部の学生及び本学部への入学を志願する者に対し、障がいを理由とする差別を行わず、障がいのない学生と平等に修学できるよう卒業・修了まで可能な限りの支援を行います。

② 学生相談について

学生支援室では、カウンセラー及び各学科のインテーカーが学生皆さんの学生生活上のさまざまな問題（学業、進路、休学・退学、サークル活動、対人関係、性、恋愛、家庭、人生観、健康、経済、下宿等）について、積極的に相談に応じています。

カウンセラー及びインテーカーは、きめ細かく話を聞き、親身になって、ともに考え、ともに悩み、解決への糸口を探してくれます。相談を希望する場合は、予約申込みができますので、各校舎の学生支援室又は日本大学会館にある日本大学学生支援センターの予約フォームにて申請してください。

◎ 船橋校舎 学生支援室 14号館1階 ☎047-469-5296（直通）

開室時間 10:00～17:00（休校・休暇日を除く月～金曜日）

予約時間 10:00～16:00（休校・休暇日を除く月～金曜日）

予約方法 直接来室又は学生支援室ホームページ内の予約フォームから申請

<https://www.cst.nihon-u.ac.jp/campuslife/support/counselling.html>

◎ 日本大学学生支援センター

https://www.nihon-u.ac.jp/campuslife/counseling/counseling_center/

6 厚生施設関係（窓口：学生課）

① 食堂・購買部について

学生の勉学，研究活動及び学生生活の向上のために食堂，学生ホール及び購買部を学内に設けています。

食堂棟「プラザ習志野」には，ダビンチ・パスカル・ファラディの三つのホールがあり，交替でいずれかの食堂が8時30分から19時（土曜日8時30分から15時）まで営業をしています。また，13号館1階にはインターネットカフェがあります。

ファラディホール1階には，コンビニエンスストアが7時から20時（土曜日は7時～15時）まで営業しています。マナーを守って利用してください。

購買部（文房具等）は「プラザ習志野」の一角にあり，9時から17時（土曜日は9時～13時）まで営業し，市価より安い価格で購入することができます。

② 八海山セミナーハウス

理工学部では，ゼミナール，卒業研究等の研修，アウトドアスポーツなどに利用できる八海山セミナーハウスを設けています。

このセミナーハウスは，98名（最大宿泊人数）が収容可能であり，研修室・談話室・食堂・ラウンジ等が設置されています。また，附置施設として，本大学としては唯一の「天文台」が設置されています。天文台を利用するには講習会（夏季開催）を受講する必要があります。

詳細については，学生課窓口備付けのパンフレットまたは理工学部ホームページを参照してください。

なお，夏季休暇期間中の使用については，休暇前に別途掲示等によりお知らせします。

(1) 所在地 新潟県南魚沼市山口1666

☎025-775-3701

(2) 費用 1泊2食付 3,500円

(3) 申込受付 使用日の1か月前の月初めから

- (4) 交 通 東京駅から上越新幹線約 1 時間 1 5 分，越後湯沢駅で乗り換え，上越線約 1 5 分，六日町駅下車，バスで約 2 0 分
山口下車 徒歩約 1 5 分
※ 冬期は中手原下車，徒歩約 1 0 分

③ 大学本部所管厚生施設

大学本部が所管する厚生施設として，軽井沢研修所があります。厚生施設の使用を希望するときは，使用希望日の 1 0 日前までにすべての手続きが完了するように，学生課へ申し込んでください。

なお，夏季休暇期間中の使用については，休暇前に別途掲示等によりお知らせします。

軽井沢研修所

- (1) 所 在 地 長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢 1 0 5 2—1
☎ 0 2 6 7—4 2—2 4 0 1
- (2) 費 用 1 泊 2 食付 4，2 0 0 円
(冬期間 1 1/1～3/3 1 暖房費 1 名 1 泊 1 0 0 円)
- (3) 申込受付 使用日の 1 か月前の月初めから
- (4) 収容定員 学生 2 5 6 名
- (5) 設 備 ソフトボール場 2 面，テニスコート 7 面，講義室等
- (6) 交 通 東京駅から北陸新幹線約 1 時間 2 0 分，軽井沢駅下車，徒歩約 2 0 分

④ 厚生施設等の申込み時の注意事項

- (1) 理工学部及び本部所管厚生施設の使用については，学生課で申込みをしてください。
- (2) 他学部所管の厚生施設使用については，当該学部学生が優先される場合がありますので，学生課を通して施設所管学部の使用の可否を確認の上，先方へ書類等を持参してください。

なお、他学部の厚生施設は教員の引率がないと使用できない場合があります。

- (3) 本部・他学部厚生施設の詳細については、「日本大学厚生施設案内」（学生課窓口備付け）を参照してください。

※ セミナーハウス等の使用料金は、改定される場合があります。

7 奨学金等

奨学金とは学生の皆さんが大学生活を送る間、金銭的な負担を軽減し、充実して勉学・研究に励んでもらうための支援制度です。

理工学部では、学業成績・人物などに優れた学生、経済的理由により修学が困難な学生に対し、学生の皆さんの修学支援のために、さまざまな奨学金制度を用意しています。募集については、その都度、CST-VOICE及び掲示等でお知らせしますので、希望者は確認してください。

また、奨学金には給付型と貸与型の2種類があります。

給付型奨学金	返還義務のない奨学金です。
貸与型奨学金	返還義務のある奨学金で卒業後に返済しなければなりません。 有利子：借りた金額に利息分を上乗せして返還する 無利子：借りた合計金額をそのまま返還する

① 日本大学の奨学金【給付型】

○ 大学本部関係

奨学金	種別	金額	対象	主要資格等	募集人数	募集時期
日本大学創立 130 周年記念奨学金 (第 1 種の新規募集 は終了しています)	第 2 種	30 万円	学部・短大	経済的理由により、学費等の 支弁が困難であり、修学意思 が堅固で優秀な資質を持って いる者(外国人留学生を除く)	大学全体で	5 月中旬
	第 3 種	未定	大学院・学 部・短大全 体	災害等不測の事態により、学 費等の支弁が困難である者 (外国人留学生を除く)	若干名	災害の状 況により 設置する
日本大学創立 100 周年記念外 国人留学生奨学金		授業料 の半額	大学院・ 学部・短大 全体	外国人留学生(在留資格「留 学」)の内、学業成績・人物優 秀、その他本、大学奨学金を 受けていない者	若干名	5 月中旬

○ 短期大学部（船橋校舎）関係（学部・大学院を含む）

奨学金	種別	金額	対象	主要資格等	募集人 数	募集時 期
日本大学理工学部奨 学金	第 1 種	40 万円	短大(2 年次)	学業成績・人物優秀、経済的理 由により学費等の支弁困難な 者(1 年次を除く)	2 名	5 月中旬
	第 2 種	40 万円	短大(外国人 留学生(在留 資格「留学」 2 年次以上))		若干名	10 月中 旬
日本大学理工学部後援会奨学金		50 万円	短大・学部・ 大学院 全体	経済的理由により、学費等の支 弁が困難で、後援会費既納であ る者	40 名	5 月中旬
日本大学理工学部校友会奨学金		20 万円	短大・学部全 体	学業成績・人物優秀、貸与奨学 金を受けている、卒業見込者	10 名	5 月中旬
日本大学理工学部校友会特別奨 学金		50 万円	短大・学部・ 大学院 全体	自然災害等の罹災、あるいは家 計急変のため、学費等の支弁が 困難で、校友会準会員年会費既 納の卒業見込者	若干名	2 月末日 までの 随時

② 高等教育の修学支援新制度【給付型】

国の高等教育における修学支援策として、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の修学を支援する制度です。この制度では、授業料等の減免（授業料と入学金の減免または減額）と給付型奨学金の2つの支援を受けることができます。詳細はCST-VOICE及び掲示等でお知らせします。

採用方法	予約採用，定期採用，家計急変採用
対 象	短期大学部（船橋校舎）に在学中の学生
基 準	学力・家計
種 類	次の2つの支援を同時に受ける ・授業料等の減免（授業料と入学金の免除または減額） ・給付奨学金（日本学生支援機構から給付）
金 額	第Ⅰ区分（年額） ・入学金（減免額）250,000円 授業料（減免額）620,000円 ・給付奨学金 自宅生 459,600円 自宅外生 909,600円 第Ⅱ区分（年額） 第Ⅰ区分の3分の2の額 第Ⅲ区分（年額） 第Ⅰ区分の3分の1の額 ※ 年度中に支援区分が変わった場合は、減免額・給付額が変更となります。 ※ 入学金の減免は、入学時のみ。

※ <https://www.cst.nihon-u.ac.jp/campuslife/support/scholarship.html>

(1) 予約採用

予約採用候補者となっている場合は、船橋校舎学生課で手続きを行ってください。

(2) 定期採用

在学生を対象として年2回（春・秋）募集を行います。

(3) 家計急変採用

家計の急変（家計支持者の死亡，非自発的失職，病気・事故等による半年以上の就労困難，災害等）で奨学金の申請を希望する場合は，申込みを船橋校舎学生課で随時受け付けています。

③ 日本学生支援機構奨学金【貸与型】

独立行政法人日本学生支援機構が運営する奨学金です。経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し学資として貸与（貸付）されるもので，貸与が終了した後，必ず返還しなくてはなりません。

採用方法	予約採用，定期採用，緊急応急採用		
対 象	短期大学部（船橋校舎）在学中の学生		
基 準	学力・家計		
貸与種類	第一種奨学金（無利子） 第二種奨学金（有利子：3%を上限とし，3%以下の範囲で推移）		
貸与金額 (希望貸与額を選択) (月額)	第一種奨学金 (無利子)	自 宅	2万円・3万円・4万円・5.3万円
		自宅外	2万円・3万円・4万円・5万円・6万円
	第二種奨学金 (有利子) (月額)		2万円・3万円・4万円・5万円・6万円・ 7万円 8万円・9万円・10万円・11万円・1 2万円 ※ 2万円から12万円までの1万円単位の金額から 選択できます

※ <https://www.cst.nihon-u.ac.jp/campuslife/support/scholarship.html>

(1) 予約採用

予約採用候補者となっている場合は，船橋校舎学生課で手続きを行ってください。

(2) 定期採用

在学生を対象として年2回（春・秋）募集を行います。

(3) 緊急採用（無利子）・応急採用（有利子）

家計の急変（家計支持者の失職や著しい収入源，病気，事故，災害等）で奨学金を緊急に必要とする場合は，申込みを船橋校舎学生課で随時受け付けています。

④ その他の奨学金【給付型・貸与型】

都道府県や市区町村等の地方公共団体，民間育英団体等が提供する各種の奨学金があります。給付型と貸与型の他，卒業後の返済支援等，様々な種類があります。詳細はCST-VOICE及び掲示等でお知らせします。

また，その他の奨学金の中には大学を通さずに募集されているものもありますので，その場合は，直接その団体に問い合わせてください。

なお，大学を通さずに応募する場合は，事前に応募書類の写しを学生課に提出してください。

⑤ 各種教育ローン

国（日本政策金融公庫）または銀行等で，学校納付金（授業料，施設設備資金），住居にかかる費用（アパート・マンションの家賃等），教科書代・教材費等の教育費用を融資の対象としたローンの制度があります。詳細は，それぞれのホームページを参照してください。

8 通学定期乗車券（窓口：学生課）

通学定期乗車券は、現住所から、大学の最寄駅までの最短経路に限って使用できる乗車券です。通学以外の目的で購入することはできません。

① 通学定期乗車券の購入について

通学定期乗車券購入の際は、次の手順で購入してください。

- (1) C S T-V O I C E内にある「各種ドキュメント（学生用）」の「学生課」に掲載している「通学定期乗車券発行（購入）に伴う通学経路確認について」を確認し、「申請用フォーム」から手続してください。
- (2) 学生課では、申請された経路に誤りがないかを確認し、適正な経路と認めた場合に限り、学生証裏面学籍シールの所定箇所に「経路確認」印を押印しますので、学生証に貼付してください。

なお、住所等を変更しているにもかかわらず、大学登録住所等の変更手続がされていない場合は、通学経路の確認はできません。

- (3) 駅窓口で「経路確認」印が押印された学生証を提示することで、通学定期乗車券を購入できます。

※ 上記通学経路確認は、住所変更による場合を除き、当該年度につき1回のみとなります。

※ 学生課窓口での申請対応は行っておりません。必ず、C S T-V O I C E掲載の「申請フォーム」から手続してください。通学定期乗車券（購入）に伴う通学経路確認の手続が変更となった場合は、C S T-V O I C E又は掲示等でお知らせいたします。

② 通学証明書について

一部交通機関（バス等）では、「経路確認」印が裏面に押印された学生証の提示と併せて、「通学証明書」の提出が必要になる場合があります。

「通学証明書」の発行が必要な場合は、「申請フォーム」内の「通学証明書欄」から申請してください。なお、申請があった場合でも、利用交通機関や経路により大学側で不要と判断する場合は、発行いたしません。

③ 実習用通学定期乗車券について

実習又は卒業研究等の目的で、学校以外（通学定期乗車券区間外）の場所に通う場合は、実習用通学定期乗車券発行の手続が必要となります。発行に当たっては事前に大学から各鉄道事業者へ申請し、承認を得る必要があります。申請から実習用通学定期乗車券を購入するまでに1か月程度を要しますので、使用する1か月前までに学生課に申し出てください。

なお、アルバイト及び課外活動（サークル活動）等、単位修得以外の目的の場合は、実習用通学定期乗車券は使用できませんので、通常乗車券、回数乗車券又は通勤定期乗車券を購入してください。

④ 不正購入・不正使用の厳禁

学生証、通学証明書等に事実と異なる住所・通学区間を記載して通学定期乗車券を購入したり、通学証明書又は通学定期券を他人に使用させたりすることは、不正購入・不正使用となりますので絶対に行わないでください。

発覚すると差額運賃が追徴されるだけでなく、学則による懲戒、刑事処罰の対象となります。また、日本大学の全学生に対して通学定期券の発売及び学割の発行停止という措置がなされることもあります。

⑤ 定期券の購入場所

- (1) J R（総武線）西船橋駅、津田沼駅
- (2) 新京成電鉄 北習志野駅
- (3) 東葉高速鉄道 西船橋駅（西船橋発着のみ可）、北習志野駅、東葉勝田台駅
（東葉高速鉄道船橋日大前駅での定期券の取扱いはありません）

9 学生生徒旅客運賃割引証（学割証）（窓口：学生課）

学割証はJ R等の片道101km以上乗車の場合に、普通乗車券を2割引で購入できます。学割証は、自動発行機で発行しています。

また、年間1人に対する発行枚数は原則10枚とし、一度に申し込める枚数は、2枚までとします。有効期限は発行の日から3か月間です。学割証を利用して購入した

普通乗車券を使用する時は、学生証の携帯が必要です。

10 学生団体割引乗車券（窓口：学生課）

教職員が1名以上引率し、学生が合宿・遠征・クラスの研修等により8名以上でまとまってJRを利用する場合は、普通運賃の5割引が適用されます。利用する場合はJR駅又は各旅行会社が発行する所定の申込用紙を持参し、学生課で承認印を得てください。

なお、学生団体（サークル）については、割引承認の際、所定の学生団体行事届（教職員1名以上の引率者と学生8名以上の参加者名簿）の提出が必要となります。

11 車両通学（窓口：学生課）

① 自転車通学

自転車通学（駐輪場利用）の許可は、次の条件を満たす必要があります。

- (1) 自転車損害賠償保険等に加入していること。

※ 千葉県自転車条例

- (2) 自転車防犯登録をしていること。

※ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

- (3) 自転車通学許可範囲が、船橋校舎から直線距離8km以内であること。

※ 8km以遠から通学する場合は、公共交通機関を利用してください。

② オートバイ通学

オートバイ通学を禁止しています（原動機付自転車を含む）。

③ 自動車通学

自動車通学を禁止しています。

④ 駐輪場利用の注意事項（船橋校舎西門・中央門）

- (1) 許可後、ステッカーを受け取り、自転車本体（指定場所）に貼ってください。
- (2) 駐輪する自転車は必ず施錠してください（ツーロックを推奨します）。
- (3) 他の自転車の駐輪の妨げになる行為は、しないでください。
- (4) 駐輪場の管理に支障を及ぼす行為は、しないでください。

- (5) 駐輪場における盗難・破損・事故等については、本学部は一切関知しません。
- (6) ステッカーの貼っていない自転車は、本人確認ができるまで、大学で管理します。また、3ヶ月以上放置されている自転車は廃棄物として処分します。

⑤ 車両に関する注意喚起

オートバイ（原動機付自転車を含む）や自動車による通学を禁止していますが、校舎周辺の商業施設内及び公道上に長時間駐車し、警察署から指導を受けるという事案が発生しています。周辺地域の方々に迷惑にならないよう良識を持って行動しましょう。

12 アルバイト

アルバイトは、学業とのバランスを十分に考慮した上で決めてください。肉体労働、各種調査（外勤）、深夜業務等は、給与が良くても、学業に影響を与え、事故に対する問題等もあることから、できる限り控えてください。

13 学生寮・住まい

① 学生寮

大学直営の6つの学生寮があります。（千葉県松戸市（男子寮1ヶ所）、東京都内（男子寮2ヶ所、女子寮3ヶ所））。

入寮に関する照会・申込み

日本大学学生部学生課

☎ 03-5275-8425(月～金 10:00～16:00)

② 日本大学提携学生寮

本学が提携している学生寮をご紹介します。

③ 日本大学理工学部アパート・マンション紹介

アパート等の紹介は、専門業者に委託しております。

特に新入生は、これからの学生生活において、自分の大切な生活環境をよく守り、他人やその地域の住民に迷惑のかからないよう注意してください。

また、アパート等については貸主と契約書等を交わした場合でも、もう一度よく確認し、トラブルのないよう十分注意してください。

業務委託会社：(株)学生情報センター津田沼店

〒274-0825 千葉県船橋市前原西2-14-2 津田沼駅前安田ビル8階
JR津田沼駅北口徒歩2分

TEL 0120-175-749 FAX 047-473-7493

<https://www.cst.nihon-u.ac.jp/campuslife/support/apartment.html>

14 遺失物（窓口：学生課）

学内で拾得された遺失物は、一定期間学生課で保管します。

学生証・定期券・参考書・貴重品等を紛失したときは、学生課前のショーケースを見てください。また、拾得物は直ちに学生課に届けてください。

15 課外活動（学生団体（サークル）の活動）

① 課外活動の意義

大学教育は、専門的学術の教授と知性の練磨をその中心的機能とし、豊かな人間形成を図ることを目的としています。

学生生活の中での課外活動は、正課の教育課程と異なり、あくまでも学生が自主的に行う集団活動です。

それは大学という共同社会においてグループ活動による実践的な経験を通じ、社会生活上必要な自立性・協調性を体得することはもちろんのこと、卒業後社会のリーダーとしての指導力及び創造力などを養う場として重要視されているからです。近年、大学教育の著しい普及と学生意識の多様化などによって、学生と教職員との人間的な触れ合いの場がますます強く求められてきています。

このような観点から、本学は学生団体（サークル）の活動を課外活動の一環としてとらえ助育しています。

学生の皆さんがその意義を十分に理解し、より豊かな、充実した学生生活を送るよう希望します。ただし、学生団体（サークル）の活動にのみ打ち込んで、本来の目的である学業がおろそかにならないよう自覚し、責任ある行動を心掛けてくださ

い。

自分の趣味・能力、あるいは勉学との関係を考えて学生団体（サークル）を選び、教室外での友人・先輩・後輩を通して、学生生活の楽しさを味わいながら、豊富な経験と高い教養を身に付けることを大学は期待しています。

学生団体（サークル）は、船橋校舎では習志野サークル連合会、駿河台校舎では部・サークル連絡協議会に加盟し、大学側と話し合いの機会を持つとともに、自主的な運営により成果を上げています。

なお、学生団体（サークル）に入部するときには十分内容を検討し、学生団体（サークル）の代表者に直接会って状況を聞くことも大切です。

② 学生団体（サークル）入部について

年度始めに新入部員の募集を行います。学生団体（サークル）に入部する場合は、目的をしっかりとって学生団体（サークル）の代表者から、部活動の内容等の説明を受けた上で入部してください。

（大学本部所属の学生団体（サークル）に入部するときは、必ず学生課に申し出てください。）

なお、募集時期以外の入部希望者は学生課又はサークル室へ行き説明を受けてください。

各学生団体（サークル）情報は、学部ホームページに掲載されています。（サークル紹介）

③ 施設使用上のきまり

日本大学理工学部施設使用に関する内規

平成	6年	3月10日	制定
平成	6年	4月	1日施行
平成25年	1月17日	改正	
平成25年	4月	1日	施行

（趣旨）

第1条 この内規は、理工学部（短期大学部を含む）（以下学部という）の教職員及び学生が学部の施設を使用する場合の必要事項について定める。

(使用の区分)

第2条 施設の使用区分は、次の各号による

- ① 教室
- ② 会議室
- ③ 実験実習室及び研究室
- ④ サークル室
- ⑤ その他の施設（理工学研究所の諸施設、体育施設、食堂等）

(使用時間)

第3条 施設の使用時間は別表のとおりとする。

- 2 他の定めのある場合、若しくは、他に許可を得た場合はこの限りではない。

(使用の申込)

第4条 施設の使用を希望する者は第2条の区分を担当する所管部署に所定の使用申込書を提出しなければならない。

- 2 休日及び第3条に定める時間外に施設を使用するときは、教育・研究を目的とし、この場合は、あらかじめ庶務課に「夜間及び休日施設使用申込書」を提出して許可を得なければならない。

(使用の諾否)

第5条 前条の使用申込書を受理したときは、所定の手続きの上その諾否を決定し、申込者に通知するものとする。

(使用許可の取消し及び使用の中止)

第6条 学部は、次の各号に該当する場合は、その使用許可を取消し又は使用の中止を命ずることができる。

- ① この内規に違反し又は学部の指示に従わなかったとき
- ② 使用目的以外の使用をしたとき
- ③ 使用申込書に偽りがあると判明したとき
- ④ 使用申込み許可後、その使用日時・場所等が学部の教育・研究及び管理業務遂行上支障が生じたとき

(原状回復の義務)

第7条 使用者は、使用後速やかにその施設を原状に回復しなければならない。使用許可の取消し又は使用の中止を命じられたときも同様とする。

(鍵の複製等)

第8条 鍵は、学部の許可なくして複製又は取替えをしてはならない。

- 2 紛失した場合には、自費弁済しなくてはならない。

(所管)

第9条 施設使用に関する事務は、庶務課、教務課、学生課及び研究事務課が行う。

附則

- 1 この内規は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成5年10月14日制定の「駿河台校舎9号館管理運営要項」は平成6年3月31日をもって廃止する。

④ 施設使用時間

船橋校舎

施設	平日	土曜日	所管
会議室	9時～22時	9時～22時	庶務課
実験実習室及び研究室	9時～22時	9時～22時	庶務課
教室	16時40分～19時	9時～18時	教務課
サークル室	8時30分～21時30分	8時30分～21時30分	学生課
屋外体育施設	16時30分～19時	9時～18時	学生課
屋内体育施設	16時30分～19時	9時～18時	学生課
食堂	16時30分～19時	13時～19時	学生課
中央庭園ステージ	16時30分～19時	13時～18時	学生課
理工学研究所の諸施設	9時～22時	9時～22時	研究事務課

⑤ 体育施設及び教室の利用

学生団体（サークル）の活動において、体育施設、教室等施設を使用する場合は、「日本大学理工学部施設使用に関する内規」別表に示す所管課に申込期限確認の上、所定用紙にて学生課へ申し込んでください。

また、日曜日・祝日・大学が定めた休日、夏・冬季の長期休暇期間中及び定期試験及び理解度確認各期間中等は、施設の使用が制限されますが、特別に必要と認めた場合のみ承認することがありますので、所管課で確認してください。

各施設の申し込みは、使用日の3日前（使用日の3日前が休・祝日等の場合はその前日）までに所管課に所定用紙を提出してください。

16 学生団体（サークル）（学部登録済み）紹介〈令和5年3月現在〉

船橋校舎所属学生団体

《学術系学生団体》

セキュリティラボ

集い（ビジネス企画サークル）

《文化系学生団体》

現代音楽研究会（軽音楽）

航空研究会

C．L．B（漫画研究会）

写真サークルーO p t Oー

将棋研究会

鉄道研究会

習志野コンピュータークラブ

習志野フォーク村（軽音楽）

日大理工E・S・S（英会話研究会）

メカトロニクス研究会

《運動系学生団体》

Infinity（フットサル）

基礎スキー同好会

準硬式野球部

ソフトテニス部

習志野サイクリング同好会

ハング・グライダー部

理工アメリカンフットボール部

理工学部卓球部

理工サッカー部

理工自動車部

理工シューティングクラブ

理工ソフトボールサークル

理工・短大バレーボール部

理工軟式野球部

理工バドミントン部

レボリューション（硬式テニス）

《日本大学本部所属学生団体》

グライダー部（運動）

駿河台校舎所属学生団体

《学術系学生団体》

円陣会

建築構造デザイン研究会

建築写真研究会

地盤研究会

水理環境研究会

日本大学オンライン研究会

《文化系学生団体》

S F 研究会

音楽研究会

科学サークルE B I

軽音楽研究会

子どもと一緒にデザインしよう会

駿河台演劇サークル

駿河台理科教育サークル

ダンス同好会

天文研究会

美術研究会

MOON LIGHT JAZZ CREATORS

《運動系学生団体》

合気道部

ウェイトトレーニング部

剣道部

工科空手部

ゴルフ部

山岳部

柔道部

日本大学理工学部硬式庭球部

バスケットボール部

洋弓部

陸上競技部

理工学部スキー部N. U. T. S

ワンダー・フォーゲル

17 学部行事

① 各学科オリエンテーション・研修旅行

当該学科の学生間はもちろんのこと、教員との親睦と交流、さらにチームワークを図る目的で、学科別にスポーツ大会・研修会・旅行・ボウリング大会等を実施しています。学生・教員ともに楽しく有意義な一日を過ごすために配慮されています。詳細については、各学科で確認してください。

② 日本大学体育大会

日本大学本部が主催する全学行事としての体育大会で、毎年5月下旬から10月中旬にかけて、陸上競技、柔道、剣道、テニス、ソフトテニス、バスケットボール、バレーボール、卓球、軟式野球、サッカー、バドミントンの競技会が行われます。また、冬季にはスキー競技会が行われ各学部の代表選手が参加し熱戦が繰りひろげられます。

③ 学部祭（駿河台校舎・船橋校舎）

学部祭は学生・教職員が一体となって参加する学部挙げての祭典です。学生が中心となって企画・運営されます。

駿河台校舎開催は10月上旬～中旬、船橋校舎開催は毎年10月下旬～11月初旬の時期に開催し、内容も研究発表、展示、アトラクション、コンサート、講演会、模擬店等、多彩な催しが企画されます。

学部祭実行委員会は毎年4月に発足します。実行委員会では、より充実した特色ある学部祭を開催すべく各学科・サークルはもちろんのこと、多くの学生の皆さんの参加・協力を募っています。

詳細は、学部祭実行委員会又は学生課に問い合わせてください。

④ 学術講演会（研究事務課所管）

学術講演会は毎年12月上旬に開催され、大学院及び学部等学生の学習成果の発表の場となっています。

学生の皆さんには、日頃の学習の成果を発表し、また、興味のある成果発表を聴講できる機会となっています。

18 キャンパス内全面禁煙

受動喫煙を防止するため、船橋キャンパスは指定場所以外全面禁煙となっています。学生の皆さんの協力をお願いします。

19 学生用掲示板の使用

理工学部公認団体及び登録団体等の学生団体は、学生用の掲示板が使用できます。事前に学生課の許可を得て使用してください。

20 盗難防止

貴重品は常に携帯し日頃から自己管理を心掛けてください。特に年末は盗難が多発する傾向があるので、注意してください。

21 長期休暇期間中の注意

長期休暇期間中は、とかく気持ちが緩むことがあり、事故に直接結び付く危険性を帯びる時期です。

健康管理に留意するとともに事故防止に努めてください。

なお、研修・合宿等で日本大学理工学部の団体として行動する場合は、事前に必ず所定の学生団体行事届を学生課に提出してください。無届けの行事で発生した傷害事故については、大学の傷害事故等給付金規程の適用が受けられません。

また、別途旅行傷害保険等に参加することを推奨することに加え、移動は公共交通機関を利用してください。

22 海外渡航

※ 社会情勢の変化や疫病その他の理由で海外渡航を中止又は許可しない場合があります。

必ず日本大学本部のホームページ (<http://www.nihon-u.ac.jp/information/>)

及び日本大学理工学部のホームページ (<http://www.cst.nihon-u.ac.jp/news/>) を確認した上で手続きを行ってください。

- ① 個人手配で留学・海外インターシップ・観光等により海外へ渡航する場合は、所属校舎の学生課へ留学先(渡航先)・期間・連絡先等を届け出なければなりません。

また、海外へ渡航する場合は、外務省の「海外安全ホームページ」で危険情報等を確認のうえ、「海外安全虎の巻」を参考にトラブル発生時の対応についてシミュレーションを行うことが必要です。日本人は必ず「たびレジ」又は「在留届」に登録してください。

※ 「海外安全虎の巻」及び「たびレジ」は海外安全ホームページから確認できます。

外務省 「海外安全ホームページ」 <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- ② 外国人留学生が母国に一時帰国する場合は、所属校舎の学生課へ帰国先・期間・

連絡先等を届け出なければなりません。所属する学科のクラス担任又は指導教員にも報告が必要となります。

23 飲酒に関する注意

大学ではあらゆる機会において、学生の皆さんに飲酒事故等防止に関する以下の注意喚起を行っています。

過度の飲酒行為は、重大事故につながることを深く認識し、本学学生としてより一層節度ある行動をとってください。

- 1 20歳未満の飲酒禁止
- 2 飲酒強要の禁止
- 3 イッキ飲み・早飲み等過度の飲酒行為の禁止
- 4 酒に酔った上での迷惑行為等の禁止
- 5 自己飲酒限度量の把握
- 6 飲めない人への配慮等飲酒マナーの徹底
- 7 飲酒による体調不良者への対処の徹底（近隣病院等への搬送又は救急車等の要請）

24 インターネット利用上の注意喚起

本学の学生が twitter 等に、試験時における不正行為、未成年者の飲酒・喫煙等社会的ルールから外れた行為を行った、あるいは、行ったと見せかける内容を書き込む事例が報告されています。

このような書き込みは、その内容とともに本人の個人情報の流失、流布だけでなく本学の名誉を傷つけ、学友・校友等の関係者、家族等多くの人々に多大な迷惑を及ぼします。

本学学生としての本分に反する行為が判明した場合は、学則に基づき、厳正に懲戒を行うので、学生としてのモラルを遵守し、軽率な行為に及ぶことのないよう、十分留意してください。

25 インターネットによる犯罪行為に関する注意喚起

近年インターネット上で、オンラインショッピングサイト等における詐欺事件等犯罪行為に関する勧誘等が問題となっています。また、オンラインゲームから安易なアルバイトの話を持ちかけられ、振り込め詐欺の「受け子」や「出し子」として重大な

犯罪に関与し逮捕される事案も発生しています。

犯罪の被害者にも加害者にもならないよう良識を持って行動しましょう。

26 薬物等への注意喚起

薬物使用の開始の背景には、好奇心、周囲の人々からの誘い、薬物を手に入れやすい環境等があるといわれています。一度薬物依存症になった脳は、元の状態に戻らないと考えられ、健康を害し、死に至る事例もあります。

また、使用者自身のほか、家族、社会にも多大な迷惑をかけることにもなりますので、薬物の誘い等があった場合は、毅然とした態度で断ってください。

27 詐欺等の被害にあわないための注意

① 振り込め詐欺

振り込め詐欺とは、電話やメール等などで相手をだまし、金銭の振り込みを要求する犯罪行為の総称です。

代表的なものに「振り込め詐欺」と「架空請求詐欺」があります。

(1) 振り込め詐欺

家族や親族を装い、電話でお金が必要な状況を作り上げてお金を振り込ませる詐欺。最近では、警察官、弁護士、鉄道関係者、暴力団員などを名乗って示談金や賠償金及び還付金等を詐取しようとするケースも多発しています。このような詐欺被害にあわないために、普段から事実確認手段などについて家族と話し合っておく必要があります。家族内の「合言葉」を決めておくことも有効です。

(2) 架空請求詐欺

不特定多数の者に対し、架空の事実に基づいて料金を請求する詐欺。「情報通信料」「アダルトサイト利用料」といった名目で、Eメール、はがき、封書、電報などで通知してきます。無視することが基本対策ですが、電話で直接振り込みを強要するケースもあります。

※ このような詐欺に遭遇したときは、警察に連絡・相談することを勧めます。

② 悪質商法

悪質商法（悪徳商法）には、実に多くの種類があり、また、常に新しい手口が開発されているため、被害が後を絶ちません。ここでは学生の皆さんが被害にあいやすい代表的な手口を紹介し、注意を喚起しておきます。

(1) アポイントメントセールス

電話で有利な条件などを提示して、喫茶店や営業所に呼び出し、商品やサー

ビスの契約を強引に結ばせる商法。異性が誘惑して呼び出すデート商法という手口もあります。

※ 英会話教材、アクセサリ、各種会員権等

(2) キャッチセールス

駅前や街頭でアンケートの回答を求めたりして喫茶店や営業所に引きずり込み、契約を強引に結ばせる商法。最初は氏名や携帯電話番号を聞きだし、後で連絡してくることもあります。

※ エステ会員権、化粧品、アクセサリ、家具等

(3) ネガティブ・オプション（送りつけ商法）

注文していない商品を一方的に送りつけ、受取人に支払い義務があると勘違いさせて代金の支払いを狙う商法。

※ 書籍、雑誌、DVDソフト、同窓会名簿等

(4) 就職商法

アルバイトの求人広告を出し、面接に来た者に商品を買わせたり、採用という形で呼びつけ商品を買わせる商法や大学周辺で就職活動調査と称して学生に近づき、個人情報聞き出し、高額な講座を受講させてトラブルとなる事案等があります。

※ 着物、補正下着、化粧品等

(5) インターネット詐欺

人気のある商品を販売するなど虚偽の情報を掲載し、購入希望者に代金を振り込ませて詐取する方法。代金振り込み後に連絡不通になることが多く、また、ネットオークションでのトラブルも多発しています。

※ コンサートチケット、薬物等

(6) 連鎖販売取引（ネットワークマーケティング、マルチ商法）

一般的には、商品を購入して他者に売りつけ、買い手が増えるたびにマージンが得られる商法。

※ 多様な方式が存在し一概に違法とはいえないが、購入した商品が売れずに借金が増えたり、友人を強引に勧誘してトラブルになることが多いようです。

このほかにも多種多様な悪質商法があります。被害にあわないための基本姿勢は、「おいしい話には裏がある」という意識を常にもち、誘惑や強要に屈しないことです。もし契約をしてしまっても、クーリング・オフなどの方法で解約できることが多いので、消費者センターなどに相談して迅速に対応することが肝要です。

③ 偽装勧誘活動

サークル活動の勧誘と偽って、カルト宗教団体に加入させる事例が多発していま

す。最初は大学のサークル関係者を装って接近し、住所や電話番号などの個人情報を手に入れて、電話や訪問で執拗な勧誘を行い、入会を強要する手口が典型的です。いったん入会してしまうと、経済的・精神的に大きな負担を負いますし、退会も非常に困難です。

「ためにしに」、「とりあえず」といった勧誘の決まり文句にのせられないように、断固とした意志をもって断り、個人情報は絶対に提供しないようにしてください。

また、キャンパス内でこのような勧誘を受けたときは、学生課まで連絡してください。

④ 主な相談先リスト

- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| ○警視庁総合相談センター | ☎ 03-3501-0110
又は#9110（プッシュホン） |
| ○千葉県警察本部「総合相談窓口」 | ☎ 043-227-9110
又は#9110（プッシュホン） |
| ○東京都消費生活総合センター | ☎ 03-3235-1155 |
| ○千葉県消費者センター | ☎ 047-434-0999 |

※ このほか、地方自治体単位で消費者センターが設置されていますので、最寄のセンターに相談することもできます。国民生活センターのホームページに全国消費生活センター等一覧が掲載されています。 (<http://www.kokusen.go.jp/>)

28 災害に備えて

① 大地震発生の場合

災害の中でも、特に地震はいつ起こるかわかりません。一人一人が地震に対する認識があると、いざというときに大きな混乱を防ぐことができます。日頃から迅速かつ安全に行動できるように心がけておきましょう。

キャンパス内の場合

○講義中のとき

まずは、自分の身を守ってください。揺れがおさまったら、落ち着いて教員の指示に従ってください。大勢の人間が勝手な行動をとると、出入り口や階段などで将棋倒しなどが起こり、大変危険です。

○エレベーターのとき

全部の階のボタンをすぐに押してください。止まった階ですぐに降ります。

○実験室のとき

大きな実験装置の転倒防止を日常から心がけましょう。化学薬品が飛散すると火傷や火災の原因になることがあります。揺れがおさまったら、ガスや電気の元を切り、ガラスの破片に気をつけ速やかに避難してください。

キャンパス以外の場合

○自宅のとき

揺れを感じたら、机の下などにもぐりこみ、落下物から身を守り、余裕があれば、扉や窓を開けて出口を確保しましょう。日常から高いところに物を置かない、たんすや棚は固定する、非常口の確認を行うなどの対策を行うことが大切です。

○歩行中のとき

高層ビルの近くでは、看板や窓ガラスの破片が落ちてくる場合があります。道路や住宅に面したところでは、自動販売機やブロック塀が倒れてくる場合があります。かばんなどで頭を保護しながら落下物から身を守りましょう。

○電車やバスに乗っているとき

あわてて外に飛び出さず、車内放送をよく聞いて、乗務員の指示に従ってください。

「地震時の避難の心得」

- ① 外へ逃げるときはあわてずに
- ② エレベーターは絶対に使用しない
- ③ 狭い路地やブロック塀、自動販売機には近づかない
- ④ 避難前には再度電気・ガスの安全確認を行う
- ⑤ 避難は徒歩で、車・オートバイは使用しない
- ⑥ 避難は皆で協力し合う
- ⑦ 正しい情報による確かな行動をとる



地震発生

■身の安全を確保(机の下に身を隠す)
地震が発生しても揺れがおさまるまで安全な場所(机の下等)で待機。屋外に出るとガラス等が落ちてきて危険!



揺れがおさまった後

■揺れがおさまったら、被災状況を把握
・火元の始末および確認(ガスの元栓を閉める)
・火災や倒壊のおそれがあれば、建物内に留まってください

■避難 ※避難の際は、人数確認を行う
・建物内で危険を感じた場合は、誘導の指示に従って行動してください
・水害のおそれを感じた場合は、地下にいる人は地上階に上がってください

② 火災発生の場合

実際に火災が起きてしまったり、発見したりしたときには次の点に留意して、素早く行動しなければなりません。よく覚えておきましょう。

「火災に気づいたら」

- ① 「火事だ」と大声を出して周囲の人に知らせる
- ② 周囲の人の援助を求める
- ③ 廊下にある非常ベルを押す
- ④ 周囲の人(誰か特定する)に、119番通報および警備室への通報を指示する
- ⑤ 周囲の人と協力して、室内・廊下に設置されている消火器等で初期消火にあたる
- ⑥ 天井に火が燃え移ったら消火を諦め、部屋のドアを閉めて速やかに避難する
- ⑦ 避難するときは、残留者の有無を確認する

「火災時の避難の心得」

- ① 煙が発生したら、ハンカチ等を口と鼻に当て姿勢を低くして避難する(余裕があれば、ハンカチ等を水に浸す)
- ② 煙の中は一気に走り抜ける
- ③ エレベーターは絶対に使用しない
- ④ いったん逃げ出したら再び戻らない
- ⑤ けがをしている人がいるときは、周囲の人と協力して共に避難する
- ⑥ 逃げ遅れている人がいるときは、避難後、消防隊に知らせる

知校何同數



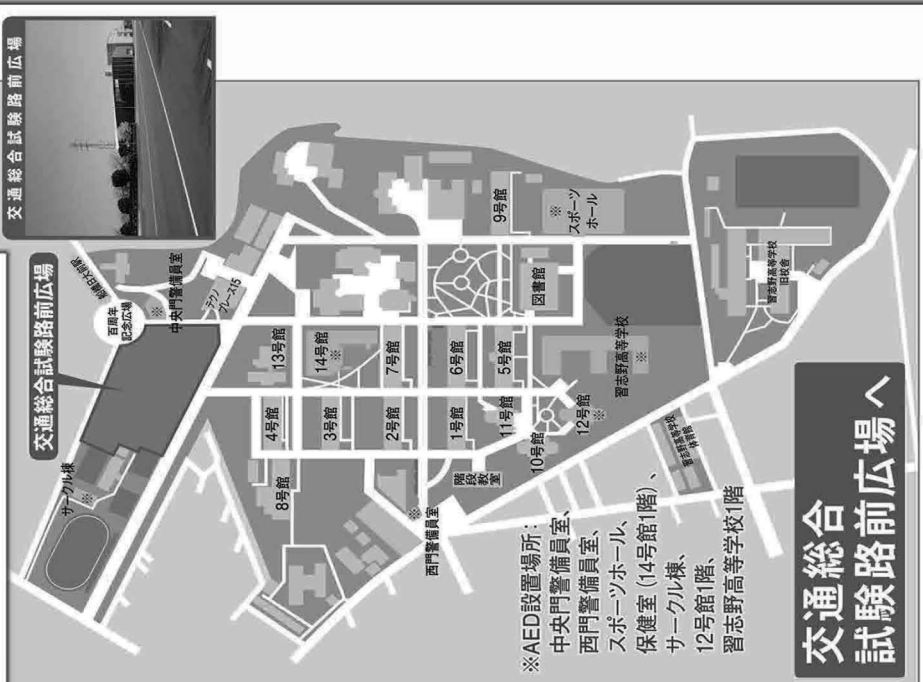
Free Webinars



1号館 1号館待機
 タワー・スコラ、3号館、4号館、7号館、10号館、11号館 タワー・スコラへ
 2号館、8号館 錦華公園へ
 お茶の水校舎 お茶の水校舎待機

※AED設置場所:1号館1階、2号館1階、タワー・スコラ1階・12階、お茶の水校舎2階

船艦學校(海軍) 陸軍部附屬



※AED設置場所：
中央門警備員室、
西門警備員室、
スポーツホール、
保健室(14号館1階サークル棟、
12号館1階、
習志野高等学校1

交通総合
試験路前広場へ

③ 災害時の安否情報

地震などの災害時には電話がつながりにくくなります。災害時に迅速に自身の安否を伝え、家族や親しい人の安否情報を入手するためにも、日頃から周囲の人たちと災害時の通信手段について話し合っておくことが大切です。災害時の通信手段の1つとして、各通信事業者が災害時に提供する伝言板サービス等が有効です。体験利用などを積極的に活用し、「もしも……」の時に備えておきましょう。

災害時の通信手段の例

〔NTT東日本〕

- ・災害用伝言ダイヤル（171）→171をダイヤル

地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通話が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。地震等の災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況（ふくそう）になった場合、速やかにサービスを提供します。詳細は、
<https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/>

- ・災害用伝言板（web171）

インターネットを利用して被災地の方の安否確認を行う伝言板です。詳細は、
<https://www.ntt-east.co.jp/saigai/web171/>

*上記サービスの体験利用提供日

- ① 毎月1日、15日 00:00～24:00
- ② 正月三が日（1月1日 00:00～1月3日 24:00）
- ③ 防災週間（8月30日 9:00～9月5日 17:00）
- ④ 防災とボランティア週間（1月15日 9:00～1月21日 17:00）

〔その他の通信事業者〕

- ・NTTドコモ

<https://www.docomo.ne.jp/info/disaster/>

- ・au

<https://www.au.com/mobile/anti-disaster/>

- ・SoftBank

<https://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/boards/>

※ 理工学部では、万一の地震や火災に備えて学生の皆さんが安全に行動できるように防災マニュアルを整備しています。「防災情報」としてホームページに掲載していますので、ぜひ参照してください。

<https://www.cst.nihon-u.ac.jp/campuslife/disaster.html>

29 就職（窓口：キャリア支援センター）

理工学部へ編入学する学生が多く、他学部、他大学を含めた編入学希望者は約8割を占めています。就職希望者には学科の就職指導教員が理工学部と連携をしながら対応しています。

① 就職支援プログラム・キャリア支援プログラム

キャリアデザイン講座や、就職支援講座を年間計画に基づいて理工学部と共通して実施しています。また、短期大学部独自の就職サポートプログラムも実施しています。なお、一部、事前申込みが必要なものや、有料のプログラムもあります。

② 就職・キャリア相談

経験豊富なキャリアアドバイザーが常駐しており、学年、学科にかかわらず、幅広い相談を受けています。進路の漠然とした不安から、具体的な履歴書・エントリーシート添削、面接練習など、進路・就職に関して気軽に相談ができます。

③ 就職関連資料

企業の採用情報、会社案内、インターンシップ情報、公務員募集要項、各種就職関連書籍が閲覧できます。

④ NU就職ナビ

日本大学学生のための就職システムで、利用には登録が必要です。大学に集まる求人情報、先輩の採用実績などが閲覧できます。<https://uc-student.jp/nihon-u/> (NU-AppsG を利用してログイン)

[窓口]

船橋校舎・・・13号館1階キャリア支援センター

駿河台校舎・・・タワー・スコラ6階就職指導課

30 学費納入（窓口：会計課）

納入期限及び納入方法

納入期限の1ヶ月前に振込依頼書を学費等納入者宛に郵送します。表1の納入期限までに金融機関からお振り込みください。

表1

区分	前学期分	後学期分
納入期限	4月30日	9月30日

納入金の内訳

2023年度に入学した学生の授業料等は、表2のとおりです。

表2

学年	年度・期	入学金	授業料	実験実習料	施設設備資金	後援会費	校友会費（準会員）	計
1	入学時	260,000	460,000	50,000	110,000	30,000	10,000	920,000
	2023年度後学期		460,000	50,000	110,000			620,000
2	2024年度前学期		460,000	50,000	110,000	30,000	10,000	660,000
	2024年度後学期		460,000	50,000	110,000			620,000

注 ① 入学金は、入学時のみ納入。

② 授業料と実験実習料は、毎年同額を納入。卒業延期（留年）となっても同額。

③ 施設設備資金は、2年次まで同額を納入。ただし、休学等により施設設備資金を納入しなかった場合には、3年目以降にその不足分を納入。

④ 後援会費は、毎年同額を納入。

⑤ 校友会費（準会員）は、毎年同額を納入。

⑥ 授業料等（表2）の金額は、卒業するまで改定されません。

⑦ 卒業予定年度後学期に、校友会費（正会員）初年度分10,000円を納入。

⑧ 1年分まとめて納入を希望する場合には、会計課まで御連絡ください。

電話 03 - 3259 - 0598（直通）

31 図書館の利用（受付カウンター）

毎日の学修に不可欠なのが図書館です。本短期大学部は、図書館を理工学部船橋・駿河台学生と共用で利用することができます。蔵書数は 510,000 冊を有し、学術雑誌のタイトル数は 3,631 タイトルによびます。図書館を活用して有意義な学生生活を過ごしてください。

図書館ホームページ URL <https://www.lib.cst.nihon-u.ac.jp/>

駿河台校舎 お茶の水校舎 4 階図書館 9 時～21 時（土曜日は 17 時まで）
お茶の水校舎 3 階リーディングルーム 8 時～22 時

船橋校舎 図書館 9 時～20 時（土曜日は 17 時まで）
リーディングコーナー（自習室） 13 号館 1 階 8 時～22 時

※ 日曜日、祝日、創立記念日（10 月 4 日）、春季・夏季・冬季休暇中の一定期間、夏季休暇中の土曜日は休館。

また、開館時間の変更や臨時休館する場合は、ホームページ・掲示等でお知らせします。

※ リーディングルーム、リーディングコーナーの日曜日の利用は、ホームページの開館カレンダーを御覧ください。

図書館の入館方法

入退館の際は、学生証による認証を行います。学生証を必ず携帯してください。

資料の探し方

図書館所蔵の資料は、OPAC で検索できます。OPAC とは、Online Public Access Catalog の略で、オンラインで資料が検索できるシステムです。

船橋・駿河台両図書館の所蔵資料が一元的に検索できます。書名、著者名、キーワード等から検索が可能であり、絞込検索や論理演算の指定、前方一致・中間一致検索などの各種検索ができます。また、スマートフォンからも検索できます。OPAC 検索方法の詳細は、「OPAC 利用ガイド」を参照してください。

貸出

貸出等には、学生証が必要です。必ず持参してください。

学生証と図書を一緒に貸出カウンターへ提示して、貸出を受けてください。

貸出冊数と期間は次のとおりです。

資 格	冊 数	期 間
学部学生・短期大学部学生	5 冊	2 週間
大学院学生	5 冊	2 週間
教職員	5 冊	2 週間

貸出の延長は1回に限りできます（他の利用者の予約がある場合は不可）。

雑誌（教養雑誌のバックナンバーを除く）、禁帯出の図書は貸出しできません。

返却

返却カウンターに図書を提示してチェックを受けてください。

返却期限を超過した場合は、超過日数分の貸出しを停止します。

船橋校舎は、図書館1階と13号館1階リーディングコーナー及びお茶の水校舎4階図書館入り口に返却用ブックポストを設置していますので、御利用ください（図書をポストに入れるだけで返却となります）。

駿河台図書館と船橋図書館のどちらでも返却が可能です。

貸出図書の返却期限をメールでお知らせしています。

予約

貸出中の図書は予約をすることができます。カウンターで手続きをしてください。

レファレンス・サービス

図書館の利用方法や資料の所在・入手方法が分からないときは、カウンター係員に相談してください。

相互利用

駿河台図書館をはじめ、日本大学の他学部図書館の資料は、現物借用や文献複写で取り寄せができます。他学部図書館や他大学・他機関の図書館を利用したい場合は、カウンター係員に相談してください。

また、他大学・他機関への文献複写や現物借用の依頼も受け付けています。

図書館の利用についての詳細な説明は「図書館利用案内」を参照してください。

32 休学・復学・再修・退学の手続（窓口：教務課）

休学・復学

病気その他やむをえない事由により、引き続き3か月以上出席することのできない者は、保証人連署による「休学願」（所定の用紙）により願い出て、許可を得て、原則として入学年度を除き、その年度あるいは、前・後学期を休学することができます。ただし、入学年度の後学期について、病気等やむをえない事由の場合は休学を認めることがあります。

学生は、「休学願」を教務課で受領後、理由等必要事項を記入の上、クラス担任及び教室主任の認印を得た後、休学願をクラス担任へ提出します。診断書等その事由を証明する書類がある場合は、証明書類を添えてください。

休学期間は1年以内ですが、なお、休学を要する場合は許可を受けて更に1年以内の休学ができます。休学期間は修業年数に算入されません。

休学理由が解消し復学を希望するときは、「復学願」を提出して許可を受けてください。ただし、復学は学期の始めからとなりますので、前学期の休学者は8月中旬から下旬までに、後学期及び年間の休学者は2月中旬から下旬までに手続を済ませてください。

なお、休学を許可された場合、休学期間中の授業料その他所定の学費は、次のとおり取り扱います。ただし、詳細については、会計課（03-3259-0599）へお問い合わせください。

- ① 5月31日までにその学年の休学を願い出た者は、当該年度の前学期分及び後学期分を徴収しない。
- ② 6月1日から11月30日までの間に、その学年の休学を願い出た者は、当該年度の後学期分を徴収しない。
- ③ 5月31日までに前学期の休学を願い出た者は、当該年度の前学期分を徴収しない。
- ④ 11月30日までに後学期の休学を願い出た者は、当該年度の後学期分を徴収しない。
- ⑤ ①から④により学費を徴収されなかった者からは、学費を徴収されない学期ごとに、休学在籍料として6万円を徴収する。
- ⑥ 学費徴収後に休学を許可された者の当該学期分の学費は返還する。
- ⑦ 休学を許可された者が休学期間中に退学等により学籍を失った場合、徴収した休学在籍料は返還しない。

再修

再修（再修とは、卒業延期となった者が、次年度も本短期大学部で学修することをいいます）する場合は、その当該年度の3月25日までに再修届を提出し許可を得なければなりません。

手続きをしないときは、修学の意志がないものとして、除籍になることがありますので注意してください。

退学

病気その他やむをえない事由により、退学しようとする者は、保証人連署による「退学願」（所定用紙）を提出し、許可を得てください。

「退学願」を教務課で受領後、理由等必要事項を記入の上、クラス担任及び教室主任の認印を得た後、クラス担任へ提出してください。診断書等その事由を証明する書類がある場合は、証明書類を添えてください。

注）1．休学・退学については、日本大学短期大学部学則（抜粋）を参照すること。

2．3か月以内の欠席（病気・忌引・その他）については、各自で科目担当教員に申し出ること。

IV キャンパスの主な研究施設・設備

本学部キャンパスには、世界的レベルの研究施設・設備も多くあり、これらは教員の研究のみならず、正規授業、大学院生・学部学生による卒業研究等の教育・研究活動にも有効に利用され、多くの実績を上げています。

また、本学部の教職員が外部からの委託を受けて基礎開発及び実業化の研究ならびに境界領域を含めた総合的な調査・研究等にも幅広く利用されています。

○船橋キャンパス

大型構造物試験センター

実大または実大に近い大きさの大型構造物の試験ができる 30MN 大型構造物試験機、反力壁のあるテストフロアや施工実験・試験体の製作等広範に利用できる棟外試験場があり、縮小モデルから実大モデルまで、多様な試験に対応しています。フロアには構造物の耐震性能を高い精度で検証できる多入力振動試験装置などが設置されています。これらの施設設備を利用して、正規授業や教員、大学院・学部学生の教育・研究をはじめ、民間企業等との共同研究が行われています。

空気力学研究センター

空気力学研究センターには大型低速風洞と 3 次元煙可視化風洞があります。大型低速風洞は断面が 2 m×2 m の正方形で最大風速は 50 m/s であり、日本国内で有数の性能を持つ風洞です。この風洞は、航空機や自動車の空力特性、建築物や大型構造物の周辺の環境風などに関する研究のための風洞実験に利用されています。併設の 3 次元煙可視化風洞では煙による物体まわりの流れの可視化を行うことができます。6 分力ロードセル、3 分力ロードセル、ロボットアームといった装置を備えており、流れ場と共に流体力計測や動的な実験を行うことができます。これらの施設・装置を利用して教員、大学院・学部学生の研究をはじめ、航空宇宙工学科、機械工学科の正規授業、民間企業からの受託による風洞実験を行っています。

先端材料科学センター

ナノスケールで材料の表面を観察する走査型電子顕微鏡や、原子配列を観察可能な透過型電子顕微鏡、高精度に表面加工可能な集束イオンビーム加工装置、電子線描画装置、SQUID-VSM 装置など、ナノ材料の研究に欠かせない多くの装置を備えています。本センターでは、半導体、磁性材料、超伝導材料から化学機能性材料、建築材料

など材料物性に関わる研究が広く行われています。研究促進のため、機器講習会、材料研究者のための若手フォーラムなどを開催し多くの学生が参加しています。また、文部科学省「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」（平成25年～29年度）「超短時間光・物質相互作用の理解・制御が切り開く新材料・物性・デバイスの探索と創生」等、大型研究プロジェクトにおける活動拠点にもなっております。

環境・防災都市共同研究センター

本施設は、文部科学省学術フロンティア推進事業に選定された「環境・防災都市に関する研究」の研究拠点として整備された共同研究施設で、広く社会に受け入れられる研究成果を生み出すために産学連携の研究体制の下で利用されています。施設内には、3次元加力を可能とする反力壁装置、並列運転や連携運転が可能な3台の高速載荷アクチュエータ装置（最大加振力 $\pm 400\text{kN}$ ，最大振幅 $\pm 200\text{mm}$ ，最大速度 $\pm 1.0\text{m/sec}$ ），3次元加振が可能な電磁式振動試験装置，試験体周辺の温度管理が可能な恒温槽付2軸圧縮振動試験装置など様々な試験装置を保有しています。また、研究者間の打合せや講習会などに利用できる大・小の会議室を備えています。

マイクロ機能デバイス研究センター

本施設は、文部科学省学術フロンティア推進事業「マイクロ機械／知能エレクトロニクス集積化技術の総合研究」を推進するために平成17年に開設され、平成21年度から共同研究施設としての利用を開始しました。この施設ではマイクロマシンなどの超微細な機械システム，また，高機能な半導体素子，回路等の電子システムの研究開発を支援しています。施設では空気中の塵埃を極限まで抑えたクラス1000（一部クラス100）のクリーンルームが稼働し，その中には，シリコンウエハに超微細加工を施す装置類（両面コンタクトアライナ，プラズマエッチング装置，CVD装置など）が導入されています。現在，マイクロマシン，マイクロロボット，センサー，耐環境デバイス，AI素子，量子デバイス等の研究テーマの支援をしています。

工作技術センター

工作実習棟と内燃機関実験棟があり，工作実習と内燃機関実験及び学内の教育・研究用機器・装置や学外からの委託研究用機器・装置の設計・製作に当たっています。

工作実習棟には，装置の製作を行う試作室と工作実習を行う実習室があり，実習室では鋳造・溶接・フライス盤・NC工作機械の実習が行われています。

内燃機関実験棟には，防音・吸排気・給排水の設備・エンジン実験などを行うためのベンチの設備が整っており，エンジン性能試験や熱機関の研究などが行われていま

す。

交通総合試験路

幅 30m, 全長 618m の試験コースで, 密粒度のアスファルトコンクリート舗装からなり, 縦断方向全長にわたって水平を確保しています。自動車, 二輪車の走行試験, 小型飛行機, 人力飛行機の滑走試験, 運転者の生理・心理反応特性試験に関する調査・研究に供用されるだけでなく, グライダーの曳航実験等の正規授業, 学生サークル活動等においても活用されています。

テクノプレース 15

「交流の場を核とした創造性を育む施設」, 「地域社会に開かれた施設」, 「周辺環境との調和と地球環境への配慮」をコンセプトとして設計された棟であり, 1 階は, 土木・交通モデル実験室, 環境水理実験室, 海洋建築試験水槽, 構造・材料実験室, 氷海実験水槽, 基礎構造実験室, 工作実習室, 航空機実験室, 微小重力実験室があり, 2 階は, 宇宙工学実験室, 航空工学実験室, 落下塔, マルチホールなどが設置されています。バリアフリーを考慮したエレベーターやトイレ, 環境・省エネルギー化への貢献を考えた太陽光発電パネルが設置してあります。実験・研究室の内容が見学窓によりうかがうことができます。

科学技術史料センター (CST MUSEUM) が, 令和 2 年 7 月に移転しました。

測量実習センター

測量学及び測量実習などの授業のための共通利用施設であると同時に, 自然環境に関する野外調査方法の開発と研究が行われています。収容定員約 150 名の講義教室が 2 室, 多数の測量機材を収納した倉庫が 2 室あり, 多くの学生が測量学の講義と実習を受けています。また, 衛星画像を用いた都市域の土地利用の分析, 様々な環境保全のための現地調査, 海岸での飛砂量測定方法の開発などが行われています。なお, 歴史的な測量機材なども保存されています。

フィールド実験実習設備

5 機のグライダーと航空機運搬用の車両, グライダー曳航用のウインチ, 航空無線を所有しています。これらの機材は航空力学に関連した授業や研究で使用されています。夏季集中授業では, グライダーを交通総合試験路で飛行させグライダーの空力特性を調べる実験を行っています。また, 操縦練習を含む教育やサークル活動にも利用されています。

○駿河台キャンパス

材料創造研究センター

研究所付属の施設としては唯一駿河台キャンパスに位置し、当センターは 2 号館地下 1 階にあり、物質応用化学科と建物を同じくしています。開放感にあふれる施設には多くの化学分析装置が並んでおり、これらの装置を使って化学物質の性質、構造解析などを行っています。主に大学院生、学部生など教育や研究に利用されていますが、それだけではなく他学部や企業など学外の方にも利用されています。装置は短期大学の皆さんにも利用できるようになっています。装置ごとに利用講習会を開催しており、参加しライセンスを取得することで利用ができます。サポート体制も充実しております。ぜひ化学を体感してください。

V 校舎の概要並びに配置図

●船橋校舎

東葉高速鉄道船橋日大前駅を下車すると眼前に広がる船橋校舎は、自然環境に恵まれた習志野台に約 31.2 万 m²もの広大な敷地を有し、1～14 号館の校舎・図書館・階段教室・大講堂兼体育館（理工スポーツホール）・プラザ習志野（食堂・コンビニ・購買）・サークル棟等 65 余の建物のほか、ソフトボール場・テニスコート・ゴルフ練習場・陸上競技場の多数の運動施設を備えています。

研究施設としては、大型構造物試験センター、空気力学研究センター、先端材料科学センター、環境・防災都市共同研究センター、マイクロ機能デバイス研究センター、工作技術センター、交通総合試験路、測量実習センター、テクノプレース 15、プラズマ理工学研究施設（物理実験 A 棟）、物理実験 B 棟等があり、教育研究に十分活用されております。

これらの建物の延床面積を総合すると約 111,000 m²に達します。

ここでは、理工学部の 1 年次生（交通システム工学科、海洋建築工学科、精密機械工学科、航空宇宙工学科、電子工学科・応用情報工学科は 1～4 年次生）の学生並びに短期大学部（理工学部併設船橋校舎）の学生が在籍し、学習と研究に励んでいます。

所在地 千葉県船橋市習志野台 7-24-1

●駿河台校舎

駿河台校舎は、J R 御茶ノ水駅・東京メトロ千代田線新御茶ノ水駅から徒歩 3 分、

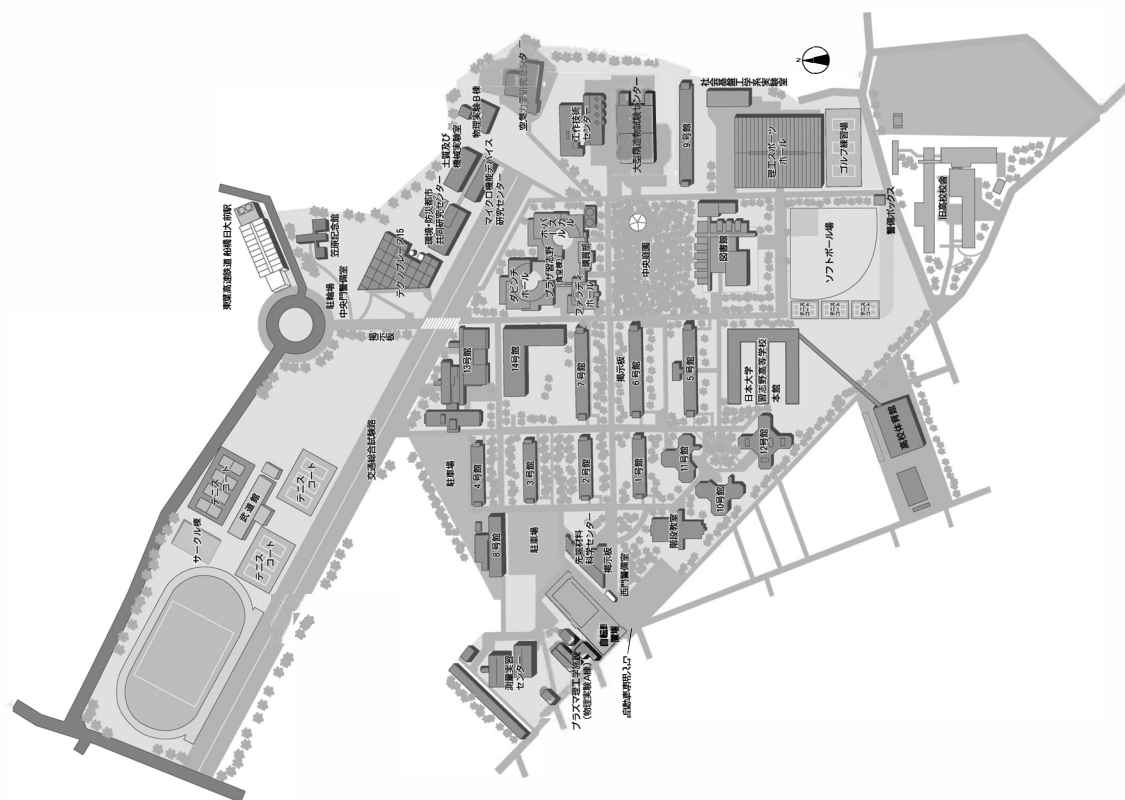
東京メトロ丸ノ内線御茶ノ水駅から徒歩5分の交通の便に恵まれた所にあります。

本校舎は、有名なニコライ堂に隣接し、歴史と文化に恵まれた由緒ある学生街の一角に位置し、大学院・研究所等を含む1号館から11号館（5・6・9号館を除く）及びタワー・スコラの校舎が立ち並んでいます。

理工学部は、大正9年6月、神田三崎町に日本大学高等工学校として設置され、昭和3年現在の駿河台に移転しました。以来100年に及ぶ歴史を築きあげ、充実した教授陣と高度な研究施設・設備による教育研究の場として、社会的に高い評価を得ています。

所在地 東京都千代田区神田駿河台1－8－14

(船橋校舎配置略図)



- | | |
|------|---|
| 1号館 | 一般教育 |
| 2号館 | 短期大学部・実験室
交通システム工学科
精密機械工学科
応用情報工学科
航空宇宙工学科・教室
電子工学科・教室
一般教育・未来博士工房・製図室
精密機械工学科・教室・製図室
交通システム工学科
精密機械工学科・教室 |
| 3号館 | 一般教育 |
| 4号館 | 短期大学部・教室・実験室 |
| 5号館 | 短期大学部・教室・実験室 |
| 6号館 | 教室・実験室 |
| 7号館 | 教室・実験室 |
| 8号館 | 教室 |
| 9号館 | 情報教育研究センター |
| 10号館 | 講師室 |
| 11号館 | 海洋建築工学科・教室 |
| 12号館 | 庶務課・管財課・会議室
インターネットカフェ・キャリア支援センター
インフォメーションセンター
リーディングコーナー
教務課・学生課・保健室・学生支援室
講師室・会議室・教室・製図室
図書館 図書館事務課・パワーアップセンター
テクノプレース 15
科学技術史料センター (CST MUSEUM)
実験室・実習室 |

※ AED 設置場所：中央門警備員室、西門警備員室、
スポーツホール、保健室 (14号館 1階)、
サークル棟、12号館 1階、習志野高等学校 1階

(駿河台校舎配置略図)



※ AED 設置場所：1 号館①、2 号館①、
タワー・スコラ①②
お茶の水校舎②
(注) ○中の数字は、階数を示す。

VI 各種手続並びに証明書料金一覧表

○各種手続一覧

項 目	受付及び手続き場所	備 考
奨学金関係	学生課	掲示に注意すること (14号館学生課前掲示板)
学生寮申込み	学生課	
健康診断に関すること	学生課 (保健室)	
健康診断証明書発行	自動証明書発行機 学生課 (保健室)	定期健康診断受診者のみ発行可
学生の傷害事故	学生課	
厚生施設の利用	学生課	
遺失物取扱い	学生課	
サークル関係	学生課	
学生用掲示板の使用 (クラブ・サークルを含む)	学生課	
施設使用申込み	学生課	
アルバイト	学生課	14号館1F掲示板
アパート等	学生課 (業務委託)	学生情報センター津田沼店 (☎0120-749-194)
住所、氏名、保証人等の変更届	学生住所変更等 Web 教務課	各自で変更を行う。ただし、氏名等の変更は市区町村の証明書を添付の上、教務課へ
通学証明書	学生課	学生証提示
学割証発行	自動証明書発行機 学生課	
団体学割発行	自動証明書発行機 学生課	8名以上 (団体行事届を提出)
学習及びその他一身上のことで相談したい場合	クラス担任 学生支援室	
学生証	教務課	卒業時まで大切に扱うこと
学生証携帯用ストラップ	教務課	卒業時まで大切に扱うこと
時間割表	教務課	ガイダンス時に配布
履修に関すること	教務課 クラス担任	
各種証明書 (英文を含む)	教務課	自動証明書発行機
休講・補講に関すること	教務課	教務課掲示板
試験に関すること	教務課	
欠席届	科目担当教員	各自で申し出ること
理解度確認テスト欠席届, 追テスト受験許可願	教務課	欠席理由を証明するもの (診断書等) 持参
再修届	教務課	
休学・退学・復学	教務課・会計課 クラス担任	
就職関係	就職指導課 キャリア支援センター 各学科事務室	
図書貸出し等	図書館	学生証提示

(注) 1. 伝達・連絡事項は全て掲示にて行いますので、所定の掲示板を登下校時に必ず見てください。

2. 長期休暇中は事務取扱時間が変更になったり、事務を取り扱わない日があります。

○証明書等料金一覧

種 別	料金 (円)	種 別	料金 (円)
在学証明書	100	英文証明書 (コピー)	200
成績証明書	200	学生証再発行手数料 (破損の場合、現物があれば無料)	1,000
卒業見込証明書	100	学生証携帯用ストラップ再発行手数料	500
単位修得証明書	200	健康診断証明書	100
英文証明書 (オリジナル)	600	学校学生生徒旅客運賃割引証	無料*

*発行部数に限りがあります。

申込みは自動証明書発行機 (駿河台校舎 1 号館 1 階又は船橋校舎 14 号館 1 階) にて行ってください。なお、電話での受付はいたしません。

Ⅶ 日本大学校歌

日本大学校歌

相馬御風 作詞
山田耕柞 作曲

$\text{♩} = 120$

1. ひにひ に あらーたー に ぶん
2. しかい に さきーんー じ ひい

かのーはなー の さかゆくせかーいーの こう
づるーくにー に ふがくとゆるーがーぬ けん

やのーうえに あさひとかがやくく
に がくーのも と はえあるれきしの みち

の な お い て ぎ ぜ ん と た ち た る だ い
ひ と す じ に こ う じ ょ う や ま ざ る だ い

がく に ほー ん せ い ぎ と じ ゅ うー の き
がく に ほー ん ち せ い の い ち ねー ん ほ

ひょうの も と に あ つ ま る が く と の し め
の お と も ゆ る わ れ ら が ゆ く て の ひ か

いは お も し } い ざ た た え ん だ い がく に ほ ん い
りを み よ や }

ざ う た わ ん わ れ ら がー り そー う

日本大学校歌

作詞 相馬御風
作曲 山田耕柞

一、日に日に新たに 文化の華の

さかゆく世界の 曠野の上に

朝日と輝く 国の名負いて

巍然と立ちたる 大学日本

正義と自由の 旗標のもとに

集まる学徒の 使命は重し

いざ讃えん 大学日本

いざ歌わん われらが理想

二、四海に先んじ 日いつる国に

富嶽とゆるがぬ 建学の基礎

栄ある歴史の 道一すじに

向上息まざる 大学日本

治世の一念 炎と燃ゆる

われらが行く手の 光を見よや

いざ讃えん 大学日本

いざ歌わん われらが理想

VIII 日本大学工科の歌

日本大学工科の歌 (若きエンジニアの歌)

堀内敬三 作詞
作曲

Marciale (♩ = 114)



日本大学工科の歌 (若きエンジニアの歌)

作詞
堀内敬三
作曲

- 一、照^{しょう}煥^{くわん}の日^ひ出^いづる国^{こく}こそ 我^{われ}が祖^そ国^{こく}
其^{その}の^なを^をは担^{たん}いて 聳^もゆ我^{われ}が母^ぼ校^{がう}
伸^のびゆく日^に本の^{ほん}力^{りき}は 茲^{こゝ}に
地^ちを拓^{ひら}き行^いく者^{もの} 若^わきエ^ンジ^ニニア
- 二、青^{せい}春^{しゅん}に夢^{ゆめ}あり 宇^う宙^{しゅう}に真^ま理^りあり
現^{げん}実^{じつ}と理^り想^{さう}を 結^{むす}ぶ者^{もの}我^{われ}等^ら
科^か学^{がく}の力^{りき}と 不^ふ屈^{くつ}の意^い志^しを
武^ぶ器^きと^{して}進^{しん}まん 若^わきエ^ンジ^ニニア
- 三、永^{えい}遠^{えん}の光^{ひかり}を 現^{げん}世^{せい}に与^ようべく
限^{かぎ}りな^き奉^{ほう}仕^しと 愛^{あい}の心^{こころ}もて
新^{あらた}たに幸^{さい}ある 世^よ界^{かい}を築^{つく}く
わが腕^{うで}に栄^{はえ}あり 若^わきエ^ンジ^ニニア

IX 日大の歌

日大の歌 (桜の木の下で)



日大の歌 (桜の木の下で)

作詞 金澤 裕
作曲 山上 路夫
補作 森田 公一

一、桜の木の下で 語ろう友よ

希望に満ちた 若い日の夢
いまこの時は 帰らないけど

花びら肩に かかる中で
君と語った ひとときを

忘れない いつまでも 忘れない

二、桜の木の下で 歌おう友よ

心の中の あふれる想い
憧れこめた その歌声は

流れる雲に 乗ってゆくよ
君と歌った ひとときを

忘れない いつまでも 忘れない

三、桜の木の下で 逢おう友よ

理想に燃えた 若い瞳よ
季節が移り 別れたあとも

いつでも逢える 仲間ならば
君と誓った ひとときを

忘れない いつまでも 忘れない

X 学習ポートフォリオ

1 履修・成績関係の日程及び履修登録の履歴 履修・成績関係日程（1年前学期・後学期）

貼り付け

履修・成績関係日程（2年前学期・後学期）

貼り付け

履修登録（1年前学期・後学期）

貼り付け

履修登録（2年前学期・後学期）

貼り付け

成績表（1年前学期・後学期）

貼り付け

成績表（2年前学期・後学期）

貼り付け

2 学修の履歴及び単位修得状況

① 全学共通教育科目

修得単位数 _____ 単位

履 修 科 目 名	単 位	履 修 科 目 名	単 位

② 総合教育科目

修得単位数 _____ 単位

履 修 科 目 名	単 位	履 修 科 目 名	単 位

③ 専門教育科目（必修科目及び共通基礎教育部門）

修得単位数 単位

履 修 科 目 名	単 位	履 修 科 目 名	単 位

④ 專門教育科目（共通・分野別專門教育部門）

主専攻分野

修得單位數

單位

[illegible]

④ 専門教育科目（共通・分野別専門教育部門）続き

履 修 科 目 名	単 位	履 修 科 目 名	単 位

⑤ 専門教育科目（キャリア・職業教育部門）

修得単位数 単位

履 修 科 目 名	単 位	履 修 科 目 名	単 位

⑥ 総修得単位数（卒業要件単位数 62 単位以上）

修 得 単位数	1 年 前 学 期	1 年 後 学 期	2 年 前 学 期	2 年 後 学 期
合 計				

XI 授業及び学事日程

1 年次授業及び学事日程

◆令和5年度授業等日程(短期大学部〔船橋校舎〕)◆

前 期								後 期							
月\曜	月	火	水	木	金	土	日	月\曜	月	火	水	木	金	土	日
4月						1	2	9月					1	2	3
	3 ガイダンス	4 ガイダンス	5 ガイダンス	6 ガイダンス	7 ガイダンス 新入生歓迎式	8 入学式	9		4	5	6	7	8	9	10
	10 ①	11 ①	12 ①	13 ①	14 ①	15 ①	16		11	12	13	14	15 ガイダンス	16 ①	17
	17 ②	18 ②	19 ②	20 ②	21 ②	22 ②	23		18 敬老の日	19 ①	20 ①	21 ①	22 ①	23 秋分の日 ②	24
	24 ③	25 ③	26 ③	27 ③	28 ③	29 昭和の日 ③	30		25 ①	26 ②	27 ②	28 ②	29 ②	30 休日授業日 ③	1
5月	1 ④	2 ④	3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6 ④	7	10月	2 ②	3 ③	4 憲法記念日	5 ③	6 ③	7 ④	8
	8 ⑤	9 ⑤	10 ④	11 ④	12 ④	13 ⑤	14		9 スポーツの日	10 ④	11 ③	12 ④	13 ④	14 ⑤	15
	15 ⑥	16 ⑥	17 ⑤	18 ⑤	19 ⑤	20 ⑥	21		16 ③	17 ⑤	18 ④	19 ⑤	20 ⑤	21 ⑥	22
	22 ⑦	23 ⑦	24 ⑥	25 ⑥	26 ⑥	27 ⑦	28		23 ④	24 ⑥	25 ⑤	26 ⑥	27 ⑥	28 ⑦	29
	29 ⑧	30 ⑧	31 ⑦	1 ⑦	2 ⑦	3 ⑧	4 ワールド・カップ 予備日		30 ⑤	31 ⑦	1 ⑥	2 ⑦	3 文化の日 ▲	4 F学部祭 ▲	5
6月	5 ⑨	6 ⑨	7 ⑧	8 ⑧	9 ⑧	10 ⑨	11	11月	6 ⑥	7 ⑧	8 ⑦	9 ⑧	10 ⑦	11 ⑧	12
	12 ⑩	13 ⑩	14 ⑨	15 ⑨	16 ⑨	17 ⑩	18		13 ⑦	14 ⑨	15 ⑧	16 ⑨	17 ⑧	18 ▲ 学部入試	19
	19 ⑪	20 ⑪	21 ⑩	22 ⑩	23 ⑩	24 ⑪	25		20 ⑧	21 ⑩	22 ⑨	23 新学舎開校の日	24 ⑨	25 ⑨	26
	26 ⑫	27 ⑫	28 ⑪	29 ⑪	30 ⑪	1 ⑫	2		27 ⑨	28 ⑪	29 ⑩	30 ▲ 学術講演会	1 ⑩	2 ⑩	3
7月	3 ⑬	4 ⑬	5 ⑫	6 ⑫	7 ⑫	8 ◎補講日	9	12月	4 ⑩	5 ⑫	6 ⑪	7 ⑩	8 ⑪	9 ⑪	10
	10 ⑭	11 ⑭	12 ⑬	13 ⑬	14 ⑬	15 ⑬	16		11 補講日	12 ⑫	13 ⑫	14 ⑪	15 ⑫	16 ⑫	17
	17 ⑮	18 ▲ TOEIC	19 ⑭	20 ⑭	21 ⑭	22 ⑭	23 臨時休講 対応日		18 ⑫	19 ⑬	20 ⑬	21 ⑫	22 臨時休講 対応日	23 ⑬	24
8月	24 ⑮	25 ⑮	26 ⑮	27 ⑮	28 ⑮	29 ⑮	30	1月	25 ⑬	26 ▲ TOEIC	27	28	29	30	31
	31 ◎補講日	1 ◎補講日	2 ◎補講日	3 ◎補講日 追テスト	4 ◎補講日 追テスト	5	6		元日 1	2	3	4	5	6	7
	7	8	9	10	11 山の日	12	13		成人の日 8	9	10 ⑭	11 ⑬	12 ⑬	13 ▲ 大学入学 共通テスト	14
	14	15	16	17	18	19	20		15 ⑭	16 ⑭	17 ▲ 習志野高校入試	18 ⑭	19 ⑭	20 ⑭	21
	21	22	23	24	25	26	27		22 ⑮	23 ⑮	24 ⑮	25 ⑮	26 ⑮	27 ⑮	28
9月	28	29	30	31				2月	29 ◎補講日	30 ◎補講日	31 入試設営	1 学部入試	2 ◎補講日	3 ◎補講日	4
									5 ◎補講日 追テスト	6 ◎補講日 追テスト	7	8	9	10	11 建国記念の日 学部入試
									12 振替休日	13	14	15	16	17	18
									19	20	21	22	23 天皇誕生日	24	25
									26	27	28	29	1	2	3
3月								3月	4	5	6	7	8	9	10
									11	12 卒業発表	13	14	15	16	17
									18	19	20 春分の日	21	22	23	24
									25 卒業式	26	27	28	29	30	31

【凡例】

授 業	補 講 日	休 講
○	◎	▲

※1 ○内の数字は曜日ごとの授業回数を示しています。
※2 授業回数の⑭、⑮回目は「理解度確認期間」です。

2 年次授業及び学事日程

貼り付け

個人情報の学内掲示板等への掲載の黙示的合意について

大学院理工学研究科・理工学部・短期大学部（船橋校舎）（以下「本学部」という）では、以下に関する通知・連絡のため、学科、学生番号又は氏名等の個人情報を学内掲示板、CST-VOICE 又は刊行物等に掲載することがあります。

また、成績について、父母面談時及び年度末の通知により、保証人に提供いたします。
御意見がありましたら教務課まで申し出てください。

【大学からのお知らせに関するもの】

履修の許可・不許可、履修クラス・グループ、試験（研究室配属、科目等履修生及び転科等を含む）・卒業等の結果、表彰、就職関連情報及び研究テーマ・研究者等のお知らせその他本学部が必要と認めたもの。

【大学からの連絡又は確認に関するもの】

履修・成績関連、各種申請等の手続又は確認等を目的とした連絡その他本学部が必要と認めたもの。

日本大学情報管理宣言

日本大学は、教育理念を実現し、社会的責任を全うし、本学の誇りを守るため、次の三つを宣言します。

- 1 日本大学は、業務・教学情報の外部持ち出しを許しません
- 1 日本大学は、情報を大学の重要な財産と考え、厳格に管理します
- 1 日本大学は、構成員に対し情報管理教育を徹底します

日本大学の構成員は、自らが関わる情報が、大学の誇りと構成員・校友の尊厳に関わるものであることを常に自覚し、良識を持って情報に接する事を誓います。

2023年度 キャンパスライフ ―短期大学部要覧―

2023年4月1日発行

編集 日本大学短期大学部（船橋校舎）
発行

〒274-8501 千葉県船橋市習志野台7-24-1 電話 047(469)5304